

平成 30 年度 再評価調書

平成30年度 再評価対象事業一覧

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後10年間（廃棄物処理施設整備事業については5年間）を経過した時点で継続中の事業
- ③ 再評価の実施後5年間（下水道事業については10年間）を経過した時点で継続中の事業
- ④ 事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業
- ⑤ 社会経済情勢等の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	備考
街路事業	1	大津宇治線	延長 L=396m 幅員 W=16.0m	H21	②	10	—
	2	桃山石田線	延長 L=364m 幅員 W=16.0m	H21	②	10	—
道路事業	3	宮前橋改築	延長 L=640m 幅員 W=15.0～18.5m	H21	③	10	平成25年度再評価実施
河川事業	4	白川	延長 L=4,920m 幅員 W=5.00～12.25m	S61	③	33	平成25年度再評価実施
	5	西羽束師川支川	延長 L=2,000m 幅員 W=17.4m	S61	③	33	平成25年度再評価実施
土地区画整理事業	6	伏見西部第三地区	面積 A=104.5ha	S59	③	35	平成25年度再評価実施
	7	伏見西部第四地区	面積 A=116.7ha	S62	③	32	平成25年度再評価実施
住宅地区改良事業	8	崇仁北部第三地区	面積 A=2.73ha	S58	③	36	平成25年度再評価実施
	9	崇仁北部第四地区	面積 A=6.80ha	S60	③	34	平成25年度再評価実施

種 別	番 号	事 業 名	事業概要	採 択 年 度	該 当 条 件	経 過 年 数	備 考
下 水 道 事 業	10	下水高度処理施設 整備事業	面積A=13,000ha 処理能力 126.5万 m ³ /日	H2	③	29	平成20年度 再評価実施
	11	合流式下水道 改善対策事業 鳥羽処理区	面積A=5,254ha	S61	③	33	平成20年度 再評価実施
	12	合流式下水道 改善対策事業 伏見処理区	面積A=815ha	H7	③	24	平成20年度 再評価実施
	13	浸水対策事業 新川排水区	面積A=143ha	S61	③	33	平成20年度 再評価実施
	14	浸水対策事業 西羽束師川第2排水区	面積A=97ha	H8	③	23	平成20年度 再評価実施

[illegible]

平成30年度公共事業再評価対象事業調査

1 事業の概要

事業名	街路事業 大津宇治線	事業所管課	建設局道路建設部道路建設課
事業区間	自：京都市伏見区石田内里町 至：京都市伏見区石田内里町	延長又は面積	延長L＝396m 幅員W＝16m
事業概要 大津宇治線は、山科区大塚地区の国道1号から宇治市六地藏地区の外環状線に至る本市東部地域における南北幹線道路であり、本事業区間は、既に完成している名神高速道路付近から伏見区石田の合場川付近までの区間の南側に位置している。 本事業は、宇治市域において黄檗山手線の整備事業の完成（平成16年11月4日）に伴い、宇治方面からの交通が本路線に流入し、交通渋滞が発生すること等に対処するため、桃山石田線と併せて整備を行い、地域の安全で円滑な交通の確保及び生活環境の向上を図るものである。			

2 事業の必要性等に関する視点

【事業の進捗状況】

都市計画決定	昭和46年度	事業採択年度	平成21年度	用地着手年度	平成22年度
工事着手年度	未着手	完成予定年度	当初 平成28年度 変更 平成32年度		
年度	全体事業	平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
工事	L＝ 396m C＝ 170 百万円	L＝ 0m C＝ 0 百万円	L＝ 0m C＝ 0 百万円	L＝ 0m C＝ 0 百万円	L＝ 396m C＝ 170 百万円
用地	A＝ 3,122 m ² C＝ 1,398 百万円	A＝ 523 m ² C＝ 254 百万円	A＝ 0 m ² C＝ 0 百万円	A＝ 629 m ² C＝ 363 百万円	A＝ 1,970 m ² C＝ 781 百万円
その他	C＝ 132 百万円	C＝ 21 百万円	C＝ 6 百万円	C＝ 16 百万円	C＝ 89 百万円
計	C＝ 1,700 百万円	C＝ 275 百万円	C＝ 6 百万円	C＝ 379 百万円	C＝ 1,040 百万円
進捗率 (累積)		工事費 0.0% 用地費 18.2% その他 15.9% 全体 16.2%	工事費 0.0% 用地費 18.2% その他 20.5% 全体 16.5%	工事費 0.0% 用地費 44.1% その他 32.6% 全体 38.8%	全体 100%

事業の進捗状況

平成29年3月に定めた「今後の道路整備事業の進め方」において、平成29年度～平成32年度に事業を実施する路線に位置づけた。

用地買収を進めとともに部分的な工事（交差点改良，道路拡幅，歩道設置）が実施できないか検討中である。

当初計画に比べて事業が遅れた理由

・平成24年3月に定めた「道路整備事業の見直し」により，原則，平成27年度までの4年間，事業進捗を見送った。

・用地買収の対象件数が多いことに加え，境界未確定箇所や公図混乱箇所等が多く，土地の権利関係の整理に時間を要した。

【事業を巡る社会経済情勢等の変化】

平成27年7月に「京都市通学路交通安全プログラム」が策定され，教育委員会，土木事務所及び警察署が強固に連携して通学路交通安全対策を実施するため，通学路安全推進部会が設置された。

本事業は，当該部会において，通学路の交通安全対策（道路拡幅）を講じるべき箇所として位置づけられている。

【上位計画から見た事業の有効性】

京都市基本計画	事業ごとの上位計画	具体的な効果等
■ うるおい ■ 活性化 □ すこやか ■ まちづくり □ 行政経営の大綱	・「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画第2ステージ ・伏見区基本計画 ・京都市都市計画マスタープラン	桃山石田線と連携した拡幅整備を行うことにより、宇治方面からの通過交通を円滑に処理し、生活道路への通過交通の流入を抑制するとともに、歩道整備により、安全で快適な道路空間の確保を図る。（地元住民、来訪者、観光客等）

【指標による評価】

客観的評価指標	評価結果	
事業採択についての条件を確認するための指標	事業の投資効果（費用便益分析）	B / C = 1.27
	事業の要件	指標該当状況： ☒ 有 ・ 無
事業の効果や必要性を評価するための指標	評価軸に対する該当状況： 3 / 5	

3 事業の進捗の見込みの視点

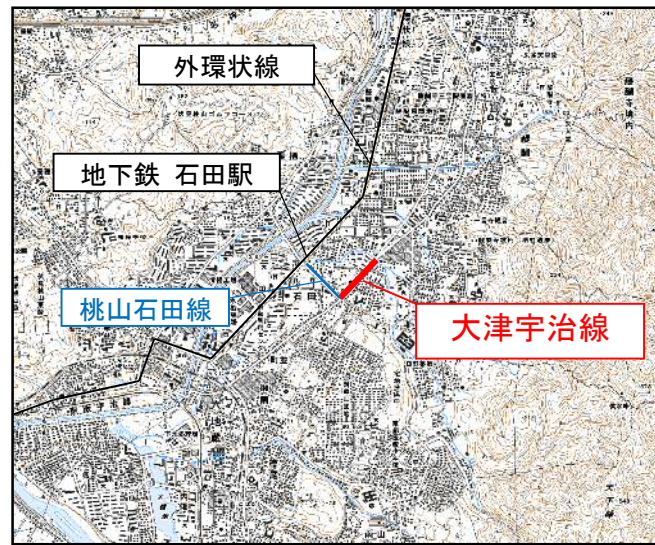
【事業の実施のめど、進捗の見通し等】

本路線は、「今後の道路整備事業の進め方」において、平成29年度～平成32年度に事業を実施する路線に位置づけた。 本路線は早期買収の要望が多く、既に用地買収を実施（平成29年度進捗率：18.2%）しており、早期の事業効果発現に向けた事業の進捗を図る必要がある。また、調査や用地測量を行いながら、用地交渉を順次進めており、事業を継続して実施する必要がある。
--

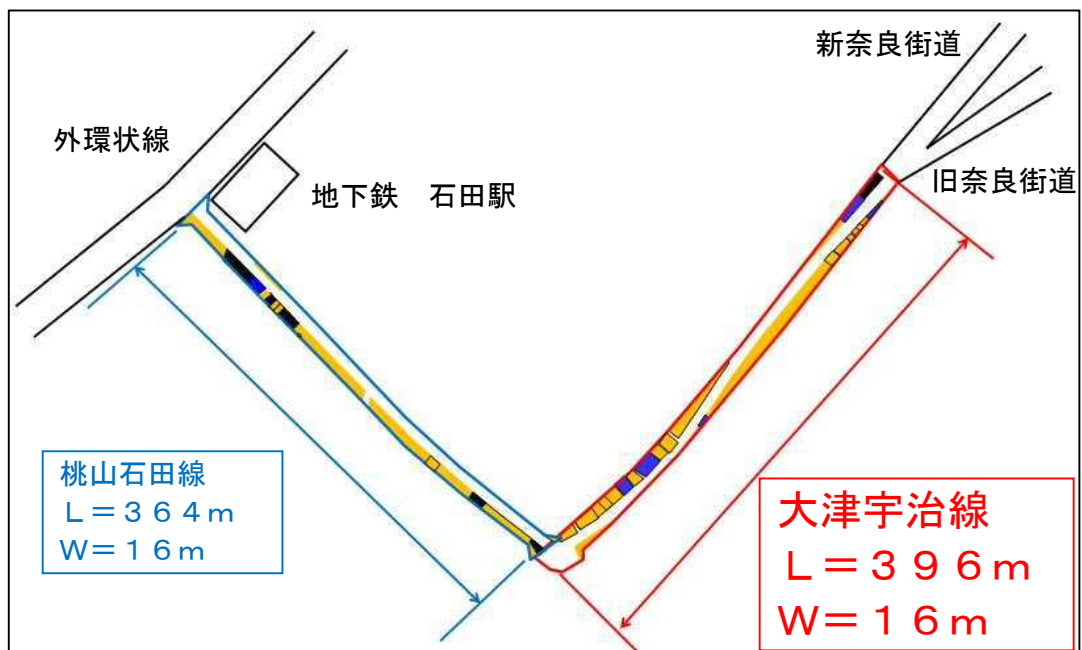
4 対応方針案

対応方針	☒ 事業継続 事業中止 事業休止 事業再開
理 由	本事業は、桃山石田線と連携した拡幅整備を行うことにより、本事業区間以北の整備済区間や外環状線等の幹線道路へ、宇治方面からの交通が円滑に流入するよう処理し、生活道路への通過交通の流入を抑制するとともに、歩道整備により、バス待ち環境の改善等、安全で快適な道路空間の確保を図るものであり、市民ニーズが高い事業である。 また、教育委員会、土木事務所及び警察署が、強固に連携して通学路交通安全対策を実施するため、通学路安全推進部会が設置された。本事業は、当該部会において、通学路の交通安全対策（道路拡幅）を講じるべき箇所として位置づけられており、事業の実施が必要である。 したがって、本事業の継続は妥当であると考えます。

[箇所図]



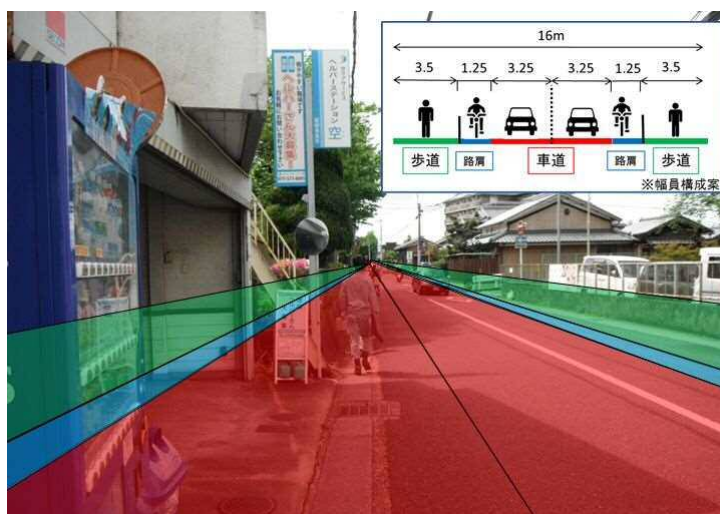
[模式図]



- : H 2 7 年度以前 用地買収
- : H 2 8 年度 用地買収
- : H 3 0 年度以降 用地買収

※H 2 9 年度は用地買収なし

[事業概要]



[写 真]



客観的評価指標（街路事業）

【事業の要件】

環境・景観への配慮事項	本路線は、第4種第1級の規格であり、道路構造令により植樹帯の設置、透水性及び排水性舗装を行い、良好な道路交通環境の確保、都市型水害の発生抑制及び道路交通騒音の低減等を図る。
市民と行政のパートナーシップ	事業認可時、用地測量、用地買収及び工事に先立って節目ごとに地元説明会を開催し、地元住民の意見の反映や地元住民への情報提供を積極的に進め、市民と行政のパートナーシップを図っている。

【事業の必要性】

評価項目		評価指標	該当状況
環境	環境	■対象道路の整備により自動車からのCO₂排出量が削減される （対象道路の整備により削減される自動車からのCO₂排出量 削減量：92 t/年（整備前：3,267,521 t/年→整備後：3,267,423 t/年） ■現道等における自動車からのNO_x排出量が削減される （並行区間等における自動車からのNO_x排出削減量 削減量：0.24 t/年（整備前：1.62 t/年→整備後：1.38 t/年） ■現道等における自動車からのSPM排出量が削減される （並行区間等における自動車からのSPM排出削減量 削減量：0.02 t/年（整備前：0.09 t/年→整備後：0.08 t/年） □現道等で騒音レベルが夜間要請限度を超過している区間について、新たに要請限度を下回ることが期待される区間がある	3/4
	市民生活の安全	□現道等に死傷事故率が500件/億台キロ以上である区間が存する場合において、交通量の減少、歩道の設置又は線形不良区間の解消等により、当該区間の安全性の向上が期待できる □照明灯が設置され夜間の安全性が向上する	—
活性化	産業・商業	■中心市街地へ至る道路であり、現道もしくは並行する道路の混雑度が1.0以上 □農林水産業を主体とする地域において農林水産品の流通の利便性向上が見込まれる	1/2
	観光	■観光地・レクリエーション基地と交通拠点間とのアクセスを向上させる ■主要観光地間相互の到達時間の短縮に寄与する	2/2
すいやか	障害者福祉	□交通バリアフリー法に基づく重点整備地区における特定経路を形成する区間が新たにバリアフリー化される	—
まほろ	歩くまち	■自転車交通量が500台/日以上、自動車交通量が1,000台/12h以上、歩行者交通量が500人/日以上全ての該当する区間において、自転車利用空間を整備することにより、当該区間の歩行者・自転車の通行の快適・安全性の向上が期待できる ■当該区間の自動車交通量が1,000台/12h以上（当該区間が通学路である場合は500台/12h以上）かつ歩行者交通量100人/日以上（当該区間が通学路である場合は学童、園児が40人/日以上）の場合、又は歩行者交通量500人/日以上の場合において、歩道が無い又は狭小な区間に歩道が設置される □歩行空間ネットワークの整備地区における整備対象路線である	2/9

評価項目		評価指標	該当状況
まちづくり	土地利用と都市機能配置	☐ 拠点開発プロジェクト、地域連携プロジェクト、大規模イベントを支援する ☐ 特別立法に基づく事業である ☐ 計画の各プロセスにおいて関係する地域住民と情報を共有している ☐ 広域道路整備基本計画に位置づけのある環状道路を形成する ☐ 市街地再開発、区画整理等に関連あり ☐ 都市再生プロジェクトを支援する事業である	—
	景観	☐ 歴史的景観を活かした道路整備や中心商店街のシンボリックな道路整備等、特色あるまちづくりに資する事業である ☐ 対象区間が無電柱化候補路線に位置づけ有り ☐ 市街地又は歴史景観地区（歴史的風土特別保存区域及び重要伝統的建造物保存地区）等の幹線道路において新たに無電柱化を達成する ☒ 周辺の自然・景観もしくは歴史的な文化環境との調和が図られている ☐ 景観となりうる道路構造物である（構造美を有する橋梁 等） ☒ 文化財に対して影響がない（埋蔵文化財調査等が実施済み）	2/6
	住宅	☐ 幅員 6m 以上の道路がないため消火活動が出来ない地区が解消する ☐ 密集市街地における事業で火災時の延焼遮断帯の役割を果たす ☐ 地震等の災害時に避難地として活用できる	—
	道と緑	☐ 近隣市へのルートが1つしかなく、災害による1～2箇所の道路寸断で孤立化する集落を解消する ☐ 対象区間が、地震防災緊急事業五カ年計画に位置づけのある路線（以下「緊急輸送道路」という）として位置づけがある、又は京都市地域防災計画、府地域防災計画、緊急輸送道路ネットワーク計画又は地震対策緊急整備事業計画に位置づけあり ☒ 緊急輸送道路が通行止になった場合に大幅な迂回を強いられる区間の代替路線を形成する ☐ 現道等の防災点検又は震災点検要対策箇所もしくは架替の必要のある老朽橋梁における通行規制等が解消される ☐ 現道等の事前通行規制区間、特殊通行規制区間又は冬期交通障害区間を解消する ☐ 現道等における交通不能区間を解消する ☒ 現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する ☒ 避難路へ 1km 以内に到達できる地区が新たに増加する ☐ 総重量 25t の車両もしくは ISO 規格背高海上コンテナ輸送車に対応する ☐ 地域高規格道路の位置づけあり ☐ 三次医療施設へのアクセス向上が見込まれる ☐ 当該路線が隣接した市役所・区役所間を最短時間で連絡する路線を構成する ☒ 市役所・区役所へのアクセス向上が見込まれる ☐ 新規整備の公共公益施設へ直結する道路となる ☐ 対象区間が現在連絡道路がない住宅宅地開発(300 戸以上又は 16ha 以上、大都市においては 100 戸以上又は 5ha 以上)への連絡道路となる ☒ 現道等の年間渋滞損失時間(人・時間)が削減される。 並行区間等の年間渋滞損失時間（人・時間）及び削減率 渋滞損失時間： 2万人・時間/年、削減率： 30% ☐ 現道等における混雑時旅行速度が20km/h 未満である区間の旅行速度の改善が期待される ☐ 現道又は並行区間等における踏切交通遮断量が 10,000 台時/日以上の踏切道の除却もしくは交通改善が期待される	10/31

評価項目		評価指標	該当状況
まちづくり	道と緑	■現道等に、当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する □鉄道駅周辺へのアクセス利便を図れる(新幹線駅もしくは特急停車駅へのアクセス向上が見込まれる) □京都高速道路, 第二京阪道路等の広域幹線と連携したアクセス向上につながる □第一種空港, 第二種空港, 第三種空港もしくは共用飛行場へのアクセス向上が見込まれる □重要港湾もしくは特定重要港湾へのアクセス向上が見込まれる □既存の大学・学術研究機関等へのアクセスを向上させる □大学施設の整備拡充地へのアクセスを支援する □中心市街地内で行う事業である □幹線都市計画道路網密度が 1.5km/km² 以下である市街地内での事業である ■DID 区域内の都市計画道路整備であり, 市街地の都市計画道路網密度が向上する ■道路の整備に関するプログラム又は都市計画道路整備プログラムに位置づけられている ■交通状況の改善等, 都心部及び既成市街地の活性化に大きく寄与する ■対象区間に街路樹が設けられる	11/31
行政経営の大綱		□審議会, 委員会を通じ地元意見を反映させ事業を進めている □計画段階から市民参加により事業を進めている	—

■費用便益分析結果総括表

【事業名】

事業名	街路事業 大津宇治線
事業所管課	建設局道路建設部道路建設課

1. 算出条件

基準年次	2018年（平成30年）
供用年度	2021年（平成33年）
便益算出手法 （概要）	費用便益分析マニュアル（平成30年2月）

2. 費用

	事業費	維持管理費	合計
単純合計（税込み）	17.0	0.1	17.1
単純合計（税抜き）	16.2	0.1	16.3
基準年における 現在価値（C）※1	14.8	0.0	14.8

（単位：億円）

※1：検討期間（50年）の事業費＋維持管理費（税抜き）に対する基準年における現在価値

3. 便益額

供用年次の便益	1.0
基準年における 現在価値（B）※2	18.8

（単位：億円）

※2：検討期間（50年）の総便益額に対する基準年における現在価値

4. 費用便益分析費

B／C	1.27
-----	------

※：費用及び便益の合計は、表示桁数の関係で別紙の詳細な計算値と一致しないことがある。

◇ 事業全体の費用便益(B/C)

大津宇治線

(注意) 以下の計算については、表示桁数の関係で必ずしも計算が一致しないことがある。

◎算出条件

・将来交通量 : 15,800 台/日

「平成22年度道路交通センサス結果に基づく平成42年将来交通量予測(平成29年度作成)」

・延長幅員 : L = 0.396 km W = 16m
 ・設計速度 : 60 km/h (4種1級)
 ・全体事業費 : 1,700 百万円 (消費税込み)
 ・その他 : 費用便益比算出方法は「費用便益分析マニュアル(平成30年2月、国土交通省道路局、都市局)」に従う

◎便 益 (配分結果より、4車種(乗用車・バス・小型貨物・普通貨物)ごとに算出)
(配分対象ネットワーク全体(京都府域)で算出)

*走行時間短縮便益 (走行時間費用 = 交通量 × 走行時間 × 時間価値原単位 × 365)
 ・(整備あり) 走行時間費用 1,096,008.29 (百万円/年)
 ・(整備なし) 走行時間費用 1,096,104.82 (百万円/年)
 ①走行時間短縮便益 = 1,096,104.82 - 1,096,008.29 = 96.52 (百万円/年)

*走行経費減少便益 (走行経費 = 交通量 × 延長 × 走行経費原単位 × 365)
 ・(整備あり) 走行経費 208,745.58 (百万円/年)
 ・(整備なし) 走行経費 208,750.23 (百万円/年)
 ②走行経費減少便益 = 208,750.23 - 208,745.58 = 4.65 (百万円/年)

*交通事故減少便益 (交通事故損失額 = 係数 × 交通量 × 延長 + 係数 × 交通量 × 主要交差点数)
 ・(整備あり) 交通事故損失額 32,955.84 (百万円/年)
 ・(整備なし) 交通事故損失額 32,956.18 (百万円/年)
 ③交通事故減少便益 = 32,956.18 - 32,955.84 = 0.33 (百万円/年)

○年便益 = ① + ② + ③ = 96.52 + 4.65 + 0.33 = 101.50 (百万円/年)

○供用後50年間の便益を現在価値に換算すると、**B = 1883.42 百万円**となる。

*現在価値への換算は「費用便益分析マニュアル(平成30年2月、国土交通省道路局、都市局)」より
 社会的割引率(社会的金利動向より設定)を4%として計算

◎費用

①維持管理費

4.100百万円/km × 0.396 km / 1.08 = 1.503 百万円
 ・供用後50年間のコストを現在価値に換算すると、約 3.02 百万円となる

②事業費

・全体事業費 1616.35 百万円 (消費税控除)
 ・全投資額を現在価値に換算すると、1481.08 百万円

・費用C = ① + ② = 3.02 百万円 + 1481.08 百万円 = **1484.10 百万円**

◎費用便益

・**B/C** = 1883.42 百万円 / 1484.10 百万円 = **1.27**

平成30年度公共事業再評価対象事業調査

1 事業の概要

事業名	街路事業 桃山石田線	事業所管課	建設局道路建設部道路建設課
事業区間	自：京都市伏見区石田森東町 至：京都市伏見区石田内里町	延長又は面積	延長 L = 364 m 幅員 W = 16 m
事業概要 本路線は、伏見区桃山地区の国道24号から伏見区石田地区の天津宇治線に至る、本市東部地域における東西幹線道路である。本事業区間は、既に完成している御陵六地藏線から外環状線までの区間の東側に位置している。 本事業は、宇治市域において黄檗山手線の整備事業の完成（平成16年11月4日）に伴い、宇治方面からの交通が本路線に流入し、交通渋滞が発生すること等に対処するため、天津宇治線と併せて整備を行い、地域の安全で円滑な交通の確保及び生活環境の向上を図るものである。			

2 事業の必要性等に関する視点

【事業の進捗状況】

都市計画決定	昭和46年度	事業採択年度	平成21年度	用地着手年度	平成22年度
工事着手年度	未着手	完成予定年度	当初 平成28年度 変更 平成32年度		
年度	全体事業	平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
工事	L= 364m C= 175 百万円	L= 0m C= 0 百万円	L= 0m C= 0 百万円	L= 0m C= 0 百万円	L= 364m C= 175 百万円
用地	A= 2,686 m ² C= 1,118 百万円	A= 570 m ² C= 451 百万円	A= 0 m ² C= 0 百万円	A= 632 m ² C= 268 百万円	A= 1,535 m ² C= 399 百万円
その他	C= 107 百万円	C= 20 百万円	C= 2 百万円	C= 27 百万円	C= 58 百万円
計	C= 1,400 百万円	C= 471 百万円	C= 2 百万円	C= 295 百万円	C= 632 百万円
進捗率 (累積)		工事費 0.0% 用地費 40.3% その他 18.7% 全体 33.6%	工事費 0.0% 用地費 40.3% その他 20.6% 全体 33.8%	工事費 0.0% 用地費 64.3% その他 45.8% 全体 54.9%	全体 100%

事業の進捗状況

平成29年3月に定めた「今後の道路整備事業の進め方」において、平成29年度～平成32年度に事業を実施する路線に位置づけた。

用地買収を進め、並行して部分的な工事（交差点改良、道路拡幅、歩道設置）が実施できないか検討中である。

当初計画に比べて事業が遅れた理由

・平成24年3月に定めた「道路整備事業の見直し」により、原則、平成27年度までの4年間、事業進捗を見送った。

・用地買収の対象件数が多いことに加え、境界未確定箇所や公図混乱箇所等が多く、土地の権利関係の整理に時間を要した。

【事業を巡る社会経済情勢等の変化】

平成27年7月に「京都市通学路交通安全プログラム」が策定され、教育委員会、土木事務所及び警察署が強固に連携して通学路交通安全対策を実施するため、通学路安全推進部会が設置された。

本事業は、当該部会において、通学路の交通安全対策（道路拡幅）を講じるべき箇所として位置づけられている。

【上位計画から見た事業の有効性】

京都市基本計画	事業ごとの上位計画	具体的な効果等
☒ うるおい ☒ 活性化 ☐ すこやか ☒ まちづくり ☐ 行政経営の大綱	・「はばたけ未来へ！ 京プラン」 実施計画第2ステージ ・伏見区基本計画 ・京都市都市計画マスタープラン	大津宇治線と連携した拡幅整備を行うことにより、宇治方面からの通過交通を円滑に処理し、生活道路への通過交通の流入を抑制するとともに、歩道整備により、安全で快適な道路空間の確保を図る。（地元住民、来訪者、観光客等）

【指標による評価】

客観的評価指標	評価結果	
事業採択についての条件を確認するための指標	事業の投資効果（費用便益分析）	B / C = 1.12
	事業の要件	指標該当状況： ☒ 有・無
事業の効果や必要性を評価するための指標	評価軸に対する該当状況： 3 / 5	

3 事業の進捗の見込みの視点

【事業の実施のめど、進捗の見通し等】

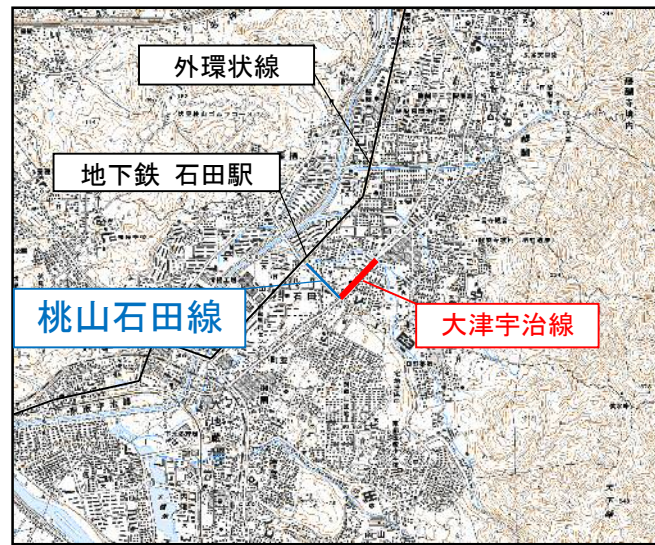
本路線は、「今後の道路整備事業の進め方」において、平成29年度～平成32年度に事業を実施する路線に位置づけた。

本路線は早期買収の要望が多く、既に用地買収を実施（平成29年度進捗率：40.3%）しており、早期の事業効果発現に向けた事業の進捗を図る必要がある。また、調査や用地測量を行いながら、用地交渉を順次進めており、事業を継続して実施する必要がある。

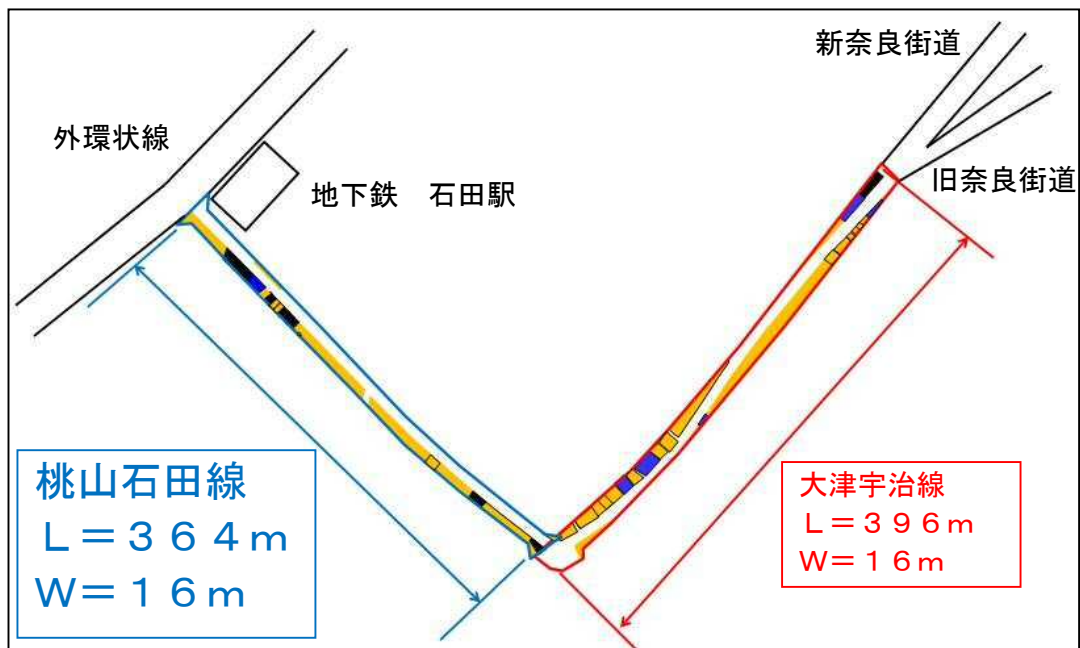
4 対応方針案

対応方針	☒ 事業継続 事業中止 事業休止 事業再開
理 由	本事業は、大津宇治線と連携した拡幅整備を行うことにより、外環状線等の幹線道路へ、宇治方面からの交通が円滑に流入するよう処理し、生活道路への通過交通の流入を抑制するとともに、歩道整備により、バス待ち環境の改善等、安全で快適な道路空間の確保を図るものであり、市民ニーズが高い事業である。 また、教育委員会、土木事務所及び警察署が、強固に連携して通学路交通安全対策を実施するため、通学路安全推進部会が設置された。本事業は、当該部会において、通学路の交通安全対策（道路拡幅）を講じるべき箇所として位置づけられており、事業の実施が必要である。 したがって、本事業の継続は妥当であると考える。

[箇所図]



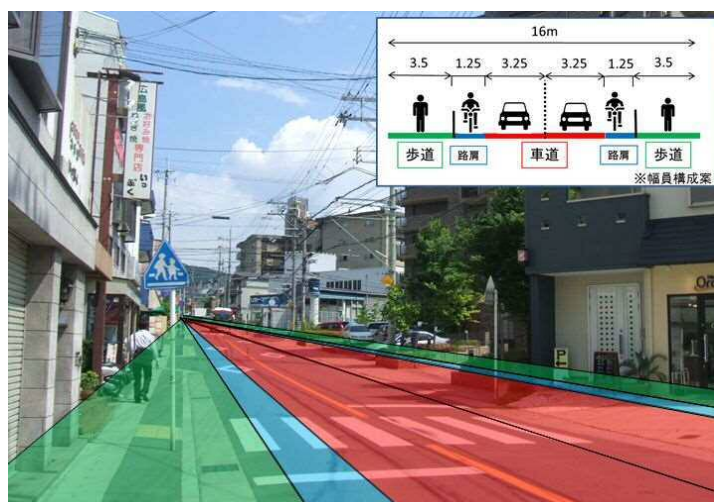
[模式図]



- : H27年度以前 用地買収
- : H28年度 用地買収
- : H30年度以降 用地買収

※H29年度は用地買収なし

[事業概要]



[写 真]



客観的評価指標（街路事業）

【事業の要件】

環境・景観への配慮事項	本路線は、第4種第1級の規格であり、道路構造令により植樹帯の設置、透水性及び排水性舗装を行い、良好な道路交通環境の確保、都市型水害の発生抑制及び道路交通騒音の低減等を図る。
市民と行政のパートナーシップ	事業認可時、用地測量、用地買収及び工事に先立って節目ごとに地元説明会を開催し、地元住民の意見の反映や地元住民への情報提供を積極的に進め、市民と行政のパートナーシップを図っている。

【事業の必要性】

評価項目		評価指標	該当状況
環境・生活	環境	■対象道路の整備により自動車からのCO2排出量が削減される （対象道路の整備により削減される自動車からのCO2排出量 削減量：71 t/年（整備前：3,267,494 t/年→整備後：3,267,423 t/年） ■現道等における自動車からのNOX排出量が削減される （並行区間等における自動車からのNOX排出削減量 削減量：0.13 t/年（整備前：0.51 t/年→整備後：0.39 t/年） ■現道等における自動車からのSPM排出量が削減される （並行区間等における自動車からのSPM排出削減量 削減量：0.01 t/年（整備前：0.03 t/年→整備後：0.02 t/年） □現道等で騒音レベルが夜間要請限度を超過している区間について、新たに要請限度を下回ることが期待される区間がある	3/4
	市民生活の安全	□現道等に死傷事故率が500件/億台キロ以上である区間が存する場合において、交通量の減少、歩道の設置又は線形不良区間の解消等により、当該区間の安全性の向上が期待できる □照明灯が設置され夜間の安全性が向上する	—
活性化	産業・商業	■中心市街地へ至る道路であり、現道もしくは並行する道路の混雑度が1.0以上 □農林水産業を主体とする地域において農林水産品の流通の利便性向上が見込まれる	1/2
	観光	■観光地・レクリエーション基地と交通拠点間とのアクセスを向上させる ■主要観光地間相互の到達時間の短縮に寄与する	2/2
すいやか	障害者福祉	□交通バリアフリー法に基づく重点整備地区における特定経路を形成する区間が新たにバリアフリー化される	—
まほろ	歩くまち	■自転車交通量が500台/日以上、自動車交通量が1,000台/12h以上、歩行者交通量が500人/日以上に該当する区間において、自転車利用空間を整備することにより、当該区間の歩行者・自転車の通行の快適・安全性の向上が期待できる ■当該区間の自動車交通量が1,000台/12h以上（当該区間が通学路である場合は500台/12h以上）かつ歩行者交通量100人/日以上（当該区間が通学路である場合は学童、園児が40人/日以上）の場合、又は歩行者交通量500人/日以上の場合において、歩道が無い又は狭小な区間に歩道が設置される □歩行空間ネットワークの整備地区における整備対象路線である	2/9

評価項目		評価指標	該当状況
まちづくり	土地利用と都市機能配置	☐拠点開発プロジェクト、地域連携プロジェクト、大規模イベントを支援する ☐特別立法に基づく事業である ☐計画の各プロセスにおいて関係する地域住民と情報を共有している ☐広域道路整備基本計画に位置づけのある環状道路を形成する ☐市街地再開発、区画整理等に関連あり ☐都市再生プロジェクトを支援する事業である	—
	景観	☐歴史的景観を活かした道路整備や中心商店街のシンボリックな道路整備等、特色あるまちづくりに資する事業である ☐対象区間が無電柱化候補路線に位置づけ有り ☐市街地又は歴史景観地区（歴史的風土特別保存区域及び重要伝統的建造物保存地区）等の幹線道路において新たに無電柱化を達成する ☒周辺の自然・景観もしくは歴史的な文化環境との調和が図られている ☐景観となりうる道路構造物である（構造美を有する橋梁 等） ☒文化財に対して影響がない（埋蔵文化財調査等が実施済み）	2/6
	住宅	☐幅員 6m 以上の道路がないため消火活動が出来ない地区が解消する ☐密集市街地における事業で火災時の延焼遮断帯の役割を果たす ☐地震等の災害時に避難地として活用できる	—
	道と緑	☐近隣市へのルートが1つしかなく、災害による1～2箇所の道路寸断で孤立化する集落を解消する ☐対象区間が、地震防災緊急事業五カ年計画に位置づけのある路線（以下「緊急輸送道路」という）として位置づけがある、又は京都市地域防災計画、府地域防災計画、緊急輸送道路ネットワーク計画又は地震対策緊急整備事業計画に位置づけあり ☒緊急輸送道路が通行止になった場合に大幅な迂回を強いられる区間の代替路線を形成する ☐現道等の防災点検又は震災点検要対策箇所もしくは架替の必要のある老朽橋梁における通行規制等が解消される ☐現道等の事前通行規制区間、特殊通行規制区間又は冬期交通障害区間を解消する ☐現道等における交通不能区間を解消する ☒現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する ☒避難路へ 1km 以内に到達できる地区が新たに増加する ☐総重量 25t の車両もしくは ISO 規格背高海上コンテナ輸送車に対応する ☐地域高規格道路の位置づけあり ☐三次医療施設へのアクセス向上が見込まれる ☐当該路線が隣接した市役所・区役所間を最短時間で連絡する路線を構成する ☒市役所・区役所へのアクセス向上が見込まれる ☐新規整備の公共公益施設へ直結する道路となる ☐対象区間が現在連絡道路がない住宅宅地開発(300 戸以上又は 16ha 以上、大都市においては 100 戸以上又は 5ha 以上)への連絡道路となる ☒現道等の年間渋滞損失時間(人・時間)が削減される。 並行区間等の年間渋滞損失時間（人・時間）及び削減率 渋滞損失時間： 1 万人・時間/年、削減率： 30% ☐現道等における混雑時旅行速度が20km/h 未満である区間の旅行速度の改善が期待される ☐現道又は並行区間等における踏切交通遮断量が 10,000 台時/日以上の踏切道の除却もしくは交通改善が期待される	10/31

評価項目		評価指標	該当状況
まちづくり	道と緑	■現道等に、当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する □鉄道駅周辺へのアクセス利便を図れる(新幹線駅もしくは特急停車駅へのアクセス向上が見込まれる) □京都高速道路, 第二京阪道路等の広域幹線と連携したアクセス向上につながる □第一種空港, 第二種空港, 第三種空港もしくは共用飛行場へのアクセス向上が見込まれる □重要港湾もしくは特定重要港湾へのアクセス向上が見込まれる □既存の大学・学術研究機関等へのアクセスを向上させる □大学施設の整備拡充地へのアクセスを支援する □中心市街地内で行う事業である □幹線都市計画道路網密度が 1.5km/km² 以下である市街地内での事業である ■DID 区域内の都市計画道路整備であり, 市街地の都市計画道路網密度が向上する ■道路の整備に関するプログラム又は都市計画道路整備プログラムに位置づけられている ■交通状況の改善等, 都心部及び既成市街地の活性化に大きく寄与する ■対象区間に街路樹が設けられる	11/ 31
行政経営の大綱		□審議会, 委員会を通じ地元意見を反映させ事業を進めている □計画段階から市民参加により事業を進めている	—

■費用便益分析結果総括表

【事業名】

事業名	街路事業 桃山石田線
事業所管課	建設局道路建設部道路建設課

1. 算出条件

基準年次	2018年（平成30年）
供用年度	2021年（平成33年）
便益算出手法 （概要）	費用便益分析マニュアル（平成30年2月）

2. 費用

	事業費	維持管理費	合計
単純合計（税込み）	14.0	0.1	14.1
単純合計（税抜き）	13.3	0.1	13.4
基準年における 現在価値（C）※1	12.7	0.0	12.7

（単位：億円）

※1：検討期間（50年）の事業費＋維持管理費（税抜き）に対する基準年における現在価値

3. 便益額

供用年次の便益	0.8
基準年における 現在価値（B）※2	14.3

（単位：億円）

※2：検討期間（50年）の総便益額に対する基準年における現在価値

4. 費用便益分析費

B/C	1.12
-----	------

※：費用及び便益の合計は、表示桁数の関係で別紙の詳細な計算値と一致しないことがある。

◇ 事業全体の費用便益(B/C)

桃山石田線

(注意) 以下の計算については、表示桁数の関係で必ずしも計算が一致しないことがある。

◎算出条件

・将来交通量 : 10,600 台/日

「平成22年度道路交通センサス結果に基づく平成42年将来交通量予測(平成29年度作成)」

・延長幅員 : L = 0.364 km W = 16m
 ・設計速度 : 60 km/h (4種1級)
 ・全体事業費 : 1,400 百万円 (消費税込み)
 ・その他 : 費用便益比算出方法は「費用便益分析マニュアル(平成30年2月、国土交通省道路局、都市局)」に従う

◎便 益 (配分結果より、4車種(乗用車・バス・小型貨物・普通貨物)ごとに算出)

(配分対象ネットワーク全体(京都府域)で算出)

*走行時間短縮便益 (走行時間費用 = 交通量 × 走行時間 × 時間価値原単位 × 365)

・(整備あり) 走行時間費用 1,096,008.29 (百万円/年)

・(整備なし) 走行時間費用 1,096,081.50 (百万円/年)

①走行時間短縮便益 = 1,096,081.50 - 1,096,008.29 = 73.20 (百万円/年)

*走行経費減少便益 (走行経費 = 交通量 × 延長 × 走行経費原単位 × 365)

・(整備あり) 走行経費 208,745.58 (百万円/年)

・(整備なし) 走行経費 208,749.07 (百万円/年)

②走行経費減少便益 = 208,749.07 - 208,745.58 = 3.49 (百万円/年)

*交通事故減少便益 (交通事故損失額 = 係数 × 交通量 × 延長 + 係数 × 交通量 × 主要交差点数)

・(整備あり) 交通事故損失額 32,955.50 (百万円/年)

・(整備なし) 交通事故損失額 32,956.17 (百万円/年)

③交通事故減少便益 = 32,956.17 - 32,955.50 = 0.67 (百万円/年)

○年便益 = ① + ② + ③ = 73.20 + 3.49 + 0.67 = 77.36 (百万円/年)

○供用後50年間の便益を現在価値に換算すると、**B = 1425.96 百万円**となる。

*現在価値への換算は「費用便益分析マニュアル(平成30年2月、国土交通省道路局、都市局)」より
 社会的割引率(社会的金利動向より設定)を4%として計算

◎費用

①維持管理費

4.100 百万円/km × 0.364 km / 1.08 = 1.382 百万円

・供用後50年間のコストを現在価値に換算すると、約 2.74 百万円となる

②事業費

・全体事業費 1334.96 百万円 (消費税控除)

・全投資額を現在価値に換算すると、1265.06 百万円

・費用C = ① + ② = 2.74 百万円 + 1265.06 百万円 = **1267.80 百万円**

◎費用便益

・**B/C =** 1425.96 百万円 / 1267.80 百万円 = **1.12**

平成30年度公共事業再評価対象事業調査

1 事業の概要

事業名	道路事業 宮前橋改築	事業所管課	建設局道路建設部道路建設課
事業区間	自：京都市伏見区淀大下津町 至：京都市伏見区納所町	延長又は面積	延長L=640m (橋梁延長L=366.4m) 幅員W=15.0~18.5m (橋梁部W=15.3~18.3m)
事業概要 本事業の宮前橋は、本市が策定した「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」に基づき、耐震補強を実施するとともに、歩道拡幅を行うものである。また、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所（以下「淀川河川事務所」という。）で事業中の一級河川桂川改修事業【大下津地区（伏見区淀大下津町、淀水垂町、淀樋爪町他）引提事業】の影響により必要となる宮前橋の延伸に伴う改築をあわせて実施するものである。			

2 事業の必要性等に関する視点

【事業の進捗状況】

都市計画決定	—	事業採択年度	平成21年度	用地着手年度	—
工事着手年度	平成27年度	完成予定年度	当初 平成29年度 変更 平成36年度		
年度	全体事業	平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
工事	L= 640 m C= 3,257 百万円	L= 60 m C= 376 百万円	L= 38 m C= 250 百万円	L= 37 m C= 120 百万円	L= 505 m C= 2,511 百万円
用地	A= 500 m ² C= 200 百万円	A= — m ² C= — 百万円	A= — m ² C= — 百万円	A= — m ² C= — 百万円	A= 500 m ² C= 200 百万円
その他	C= 263 百万円 (補償費、設計費等)	C= 172 百万円	C= 3 百万円	C= — 百万円	C= 88 百万円
計	C= 3,720 百万円	C= 548 百万円	C= 253 百万円	C= 120 百万円	C= 2,799 百万円
進捗率 (累積)		工事費 11.5% 用地費 00.0% その他 65.4% 全体 14.7%	工事費 19.2% 用地費 00.0% その他 66.5% 全体 21.5%	工事費 22.9% 用地費 00.0% その他 66.5% 全体 24.8%	全体 100%

事業の進捗状況

前回評価時の対応方針「国土交通省が実施している引提事業と調整しながら、事業の進捗を図る。」を踏まえ事業の進捗を図った。

淀川河川事務所と調整を重ね、迂回路工事（仮橋区間）を完成させるとともに、引提事業の遅延に応じて、既設橋梁（基礎、脚柱、梁）補強工事に着手した。

当初計画に比べて事業が遅れた理由

当初は、引提事業の完成時期である平成29年度までに改築を完了する予定であった。しかし、本市の厳しい財政事情に加え、本市の実施する他の大規模事業の施行時期と重なることから、淀川河川事務所と調整し、引提事業に支障をきたさないことを前提として、工事着手時期の延伸や費用の平準化を検討した。その結果、平成29年度の引提事業の完成までに工事着手し、完成予定を平成36年度に延伸した。

【事業を巡る社会経済情勢等の変化】

本市では、「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」を平成23年12月に策定し、宮前橋を都市防災上の重要な橋梁と位置付け、早急に耐震補強を実施する橋梁とした。

淀川河川事務所では、平成25年9月の台風18号の災害を踏まえ、桂川において緊急対策特定地区を設定し、河川整備計画の治水対策の一部（大下津引提事業）を大幅に前倒しして、概ね5年間で対策を実施するとした。

【上位計画から見た事業の有効性】

京都市基本計画	事業ごとの上位計画	具体的な効果等
☐ うるおい ☒ 活性化 ☐ すこやか ☒ まちづくり ☐ 行政経営の大綱	・京都市都市計画マスタープラン ・京都市地域防災計画	・地震災害発生時などの緊急輸送道路としての耐震性能確保 ・車両大型化対応並びに自転車歩行者道の整備による、自動車、歩行者交通の安全性向上 ・京都市桂川西岸の淀水垂地区と東岸の淀地区を結ぶ歩行者のアクセス向上 (来訪者、観光客、地元住民)

【指標による評価】

客観的評価指標	評価結果	
事業採択についての条件を確認するための指標	事業の投資効果 (費用便益分析)	本事業は橋梁の補強を含む機能保全事業であり、新たな便益を生じさせることがないため、事業の投資効果を示すことはできない。
	事業の要件	指標該当状況： ☒ 有 ・ 無
事業の効果や必要性を評価するための指標	評価軸に対する該当状況： 2 / 5	

3 事業の進捗の見込みの視点

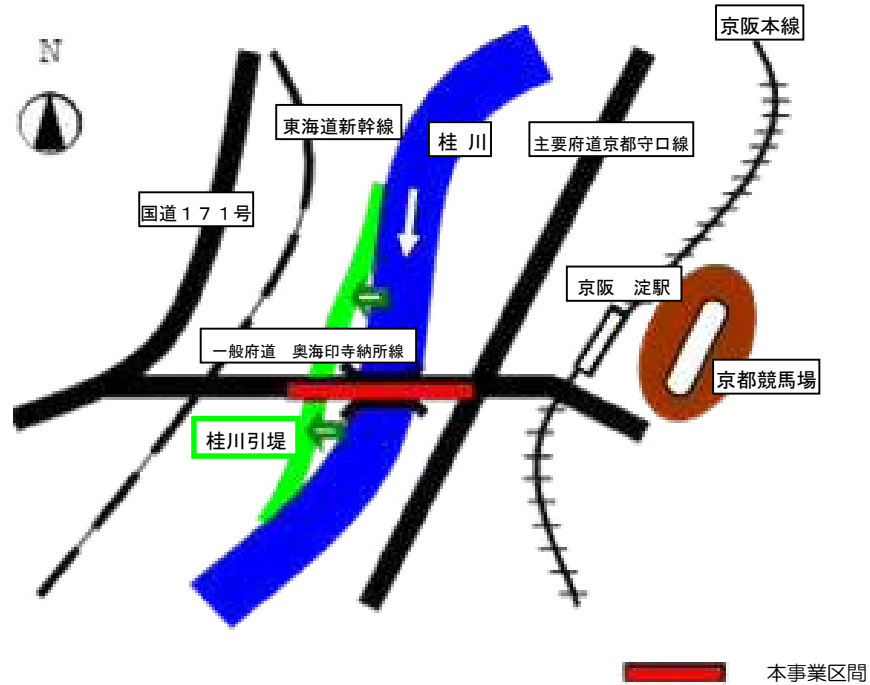
【事業の実施のめど、進捗の見通し等】

引提事業の進捗に影響されない、河川内既設橋梁（基礎、脚柱、梁）補強工事を推進する。また、淀川河川事務所と調整を図りながら、引堤事業と合せて実施する迂回路工事（盛土区間）、橋梁延伸工事の整備を進める。
--

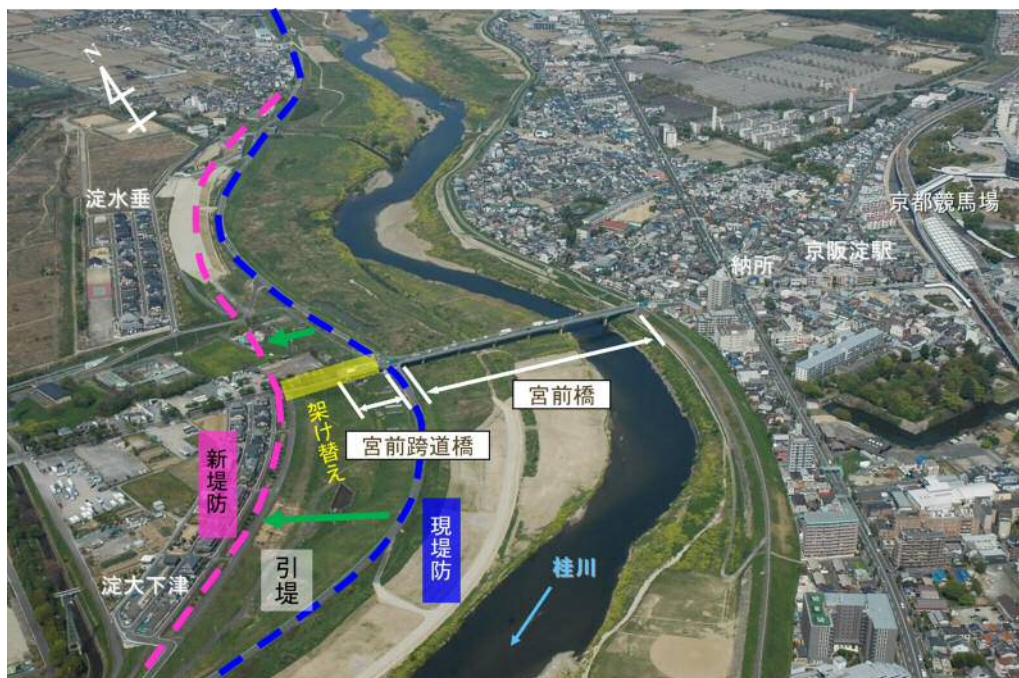
4 対応方針案

対応方針	☒ 事業継続 事業中止 事業休止 事業再開
理 由	本事業の宮前橋は、本市が策定した「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」に基づき、耐震補強を実施する橋梁に位置付けられている。また、淀川河川事務所です業中の一級河川桂川改修事業【大下津地区（伏見区淀大下津町、淀水垂町、淀樋爪町他）引提事業】の影響により必要となる宮前橋の延伸に伴う改築をあわせて実施するものである。 したがって、本事業の継続は妥当であると考えます。

[箇所図]

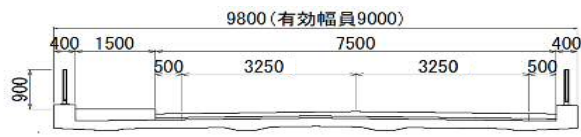


[模式図]



〔事業概要〕

【現況】



【計画】



〔写 真〕



客観的評価指標（道路事業）

【事業の要件】

環境・景観への 配慮事項	・埋設文化財に配慮した橋梁整備を行っていく。 ・景観に配慮した橋梁整備を行っていく。
市民と行政の パートナーシップ	節目において地元説明会を開催し、地元住民の意見反映や情報提供を積極的に行い、市民と行政のパートナーシップを図る。

【事業の必要性】

評価項目		評価指標	該当 状況
環境	環境	☐ 対象道路の整備により自動車からのCO2排出量が削減される （対象道路の整備により削減される自動車からのCO2排出量 削減量：__t/年（整備前：__t/年→整備後：__t/年） ☐ 現道等における自動車からのNOX排出量が削減される （並行区間等における自動車からのNOX排出削減量 削減量：__t/年（整備前：__t/年→整備後：__t/年） ☐ 現道等における自動車からのSPM排出量が削減される （並行区間等における自動車からのSPM排出削減量 削減量：__t/年（整備前：__t/年→整備後：__t/年） ☐ 現道等で騒音レベルが夜間要請限度を超過している区間について、新たに要請限度を下回ることが期待される区間がある ☐ 保存すべき貴重種等生物の生息環境に対して影響性は低い（生態系の保全に配慮） ☐ 地域の環境づくりやまちづくり方針との整合性を有している	—
	市民生活の安全	☐ 現道等に死傷事故率が500件/億台キロ以上である区間が存する場合において、交通量の減少、歩道の設置又は線形不良区間の解消等により、当該区間の安全性の向上が期待できる	—
活性化	産業・商業	☒ 中心市街地へ至る現道（もしくは並行する路線）の混雑度が1.0以上 ☐ 商業の振興に寄与する ☐ 農林水産業を主体とする地域において農林水産品の流通の利便性向上が見込まれる	1/3
	観光	☒ 観光地・レクリエーション基地と交通拠点間とのアクセスを向上させる ☐ 主要観光地間相互の到達時間の短縮に寄与する	1/3
	農林業	☐ 農林業の振興に寄与する	
社会	障害者福祉	☐ 交通バリアフリー法に基づく重点整備地区における特定経路を形成する区間が新たにバリアフリー化される	—
まちづくり	歩くまち	☒ 自転車交通量が500台/日以上、自動車交通量が1,000台/12h以上、歩行者交通量が500人/日以上の全てに該当する区間において、自転車利用空間を整備することにより、当該区間の歩行者・自転車の通行の快適性・安全性の向上が期待できる ☒ 当該区間の自動車交通量が1,000台/12h以上（当該区間が通学路である場合は500台/12h以上）かつ歩行者交通量100人/日以上（当該区間が通学路である場合は学童、園児が40人/日以上）の場合、又は歩行者交通量500人/日以上の場合において、歩道が無い又は狭小な区間に歩道が設置される ☐ 歩行空間ネットワークの整備地区における整備対象路線である	2/3

評価項目	評価指標	該当状況
計画	土地利用と都市機能配置	—
	景観	1/5
	住宅	—
	道と緑	7/35

評価項目	評価指標	該当状況
計画 道と緑	□現道の踏切道において、踏切交通遮断量$\geq 2,000$ 台時/日でかつ次のいずれかに該当する。 ・踏切道における車道の幅員と踏切道に接続する車道の幅員との差が1 m以上 ・踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する歩道の幅員未満 ・鉄道と道路の交差角が40° 未満 ・踏切道に接続する道路の踏切道の両側から 10mまでの区間が踏切道を含めて直線でない ・踏切道に接続する道路の踏切道の両側から 30mまでの区間の縦断勾配が4%以上 ・見通し区間の長さが道路構造令第29条第3号に規定する見通し区間の長さの1/2 以下 ■現道等に、当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する又は新たなバス路線が期待できる □鉄道駅周辺へのアクセス利便を図れる（新幹線駅もしくは特急停車駅へのアクセス向上が見込まれる） □京都高速道路、第二京阪道路等の広域幹線と連携したアクセス向上につながる □第一種空港、第二種空港、第三種空港もしくは共用飛行場へのアクセス向上が見込まれる □重要港湾もしくは特定重要港湾へのアクセス向上が見込まれる □広域物流拠点から高規格・地域高規格又はこれらに接続する自専道のIC までのアクセスが改善される ■幹線道路ネットワークを形成する □既存の大学・学術研究機関等へのアクセスを向上させる □大学施設の整備拡充地へのアクセスを支援する □中心市街地内で行う事業である □幹線都市計画道路網密度が$1.5\text{km}/\text{km}^2$ 以下である市街地内での事業である □DID 区域内の都市計画道路整備であり、市街地の都市計画道路網密度が向上する ■道路の整備に関するプログラム又は都市計画道路整備プログラムに位置づけられている □対象区間に街路樹が設けられる	
行政経営の大綱	□審議会、委員会を通じ地元意見を反映させ事業を進めている □計画段階から市民参加により事業を進めている	—

平成30年度公共事業再評価対象事業調査

1 事業の概要

事業名	河川事業 白川	事業所管課	建設局土木管理部 河川整備課
事業区間	自：京都市左京区岡崎法勝寺町 至：京都市左京区北白川琵琶町	延長又は面積	延長L＝ 4,920 m 幅員W＝ 5～12.25 m
事業概要 白川は、比叡山を水源に京都市東部を南に流れ、岡崎にて琵琶湖疏水に合流した後、鴨川に注ぐ河川である。白川本川の流下能力は小さく、過去に大雨による災害を幾度となく引き起こしている。特に中下流部において周辺民家が密集していること、また、京都の歴史的な風土を保全していく見地から、本川の改修規模を極力現状の河川敷地内に抑えるため、地下分水路（今出川分水路、北白川分水路）を建設し、本川流下能力の不足分を分担させるものである。			

2 事業の必要性等に関する視点

【事業の進捗状況】

都市計画決定	—	事業採択年度	昭和61年度	用地着手年度	—
工事着手年度	昭和61年度	完成予定年度	当初 平成19年度 変更 平成39年度		
年度	全体事業	平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
工事	L＝ 4,920 m C＝ 11,155 百万円	L＝ 2,500 m C＝ 8,037 百万円	L＝ — m C＝ — 百万円	L＝ — m C＝ — 百万円	L＝ 2,420 m C＝ 3,118 百万円
用地	A＝ 300 m ² C＝ 150 百万円	A＝ — m ² C＝ — 百万円	A＝ — m ² C＝ — 百万円	A＝ — m ² C＝ — 百万円	A＝ 300 m ² C＝ 150 百万円
その他	C＝ 1,351 百万円	C＝ 1,054 百万円	C＝ — 百万円	C＝ — 百万円	C＝ 297 百万円
計	C＝ 12,656 百万円	C＝ 9,091 百万円	C＝ — 百万円	C＝ — 百万円	C＝ 3,565 百万円
進捗率 (累積)		工事費 72.0% 用地費 0.0% その他 78.0% 全体 71.8%	工事費 72.0% 用地費 0.0% その他 78.0% 全体 71.8%	工事費 72.0% 用地費 0.0% その他 78.0% 全体 71.8%	全体 100.0%

事業の進捗状況

前回再評価時の対応方針「今後は、残事業区間のうち、より高い事業効果が見込める本川下流域からの改修に向けた調査及び検討に着手し、事業の進ちょくを図る。」を踏まえ、改修に向けた検討を行った。

昭和62年12月に今出川分水路の工事着手を行い、平成20年4月に完成し、平成29年度末の進捗率は工事費ベース72.0%である。

当初計画に比べて事業が遅れた理由

更なる事業の進捗には、放流先である鴨川との調整が必要であり、河川管理者との協議に時間を要している。

【事業を巡る社会経済情勢等の変化】

これまで、今出川分水路の完成にあわせて暫定放流を行っており、平成20年度以降は、浸水被害が発生しておらず、事業効果の発現がみられる。

【上位計画から見た事業の有効性】

京都市基本計画	事業ごとの上位計画	具体的な効果等
☐ うるおい ☒ 活性化 ☒ すこやか ☒ まちづくり ☐ 行政経営の大綱	・「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画第2ステージ 重点戦略安心・安全と生きがいを実感できる 「いのちとくらしを守る戦略」4（1） （平成28年3月策定） ・京都市河川整備方針 （建設局，平成24年3月作成）	河川改修により流下能力が向上するため，大雨時の浸水被害が軽減され，災害に強いまちづくりに貢献できる。

【指標による評価】

客観的評価指標	評価結果	
事業採択についての条件を確認するための指標	事業の投資効果 （費用便益分析）	B/C = 29.21
	事業の要件	指標該当状況：⑦・無
事業の効果や必要性を評価するための指標	評価軸に対する該当状況：1/3	

3 事業の進捗の見込みの視点

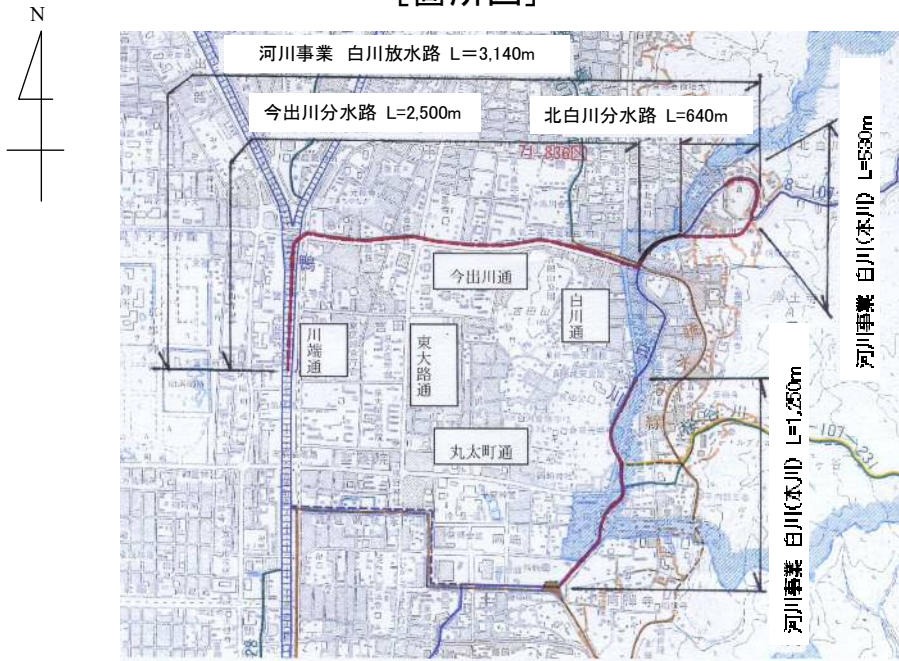
【事業の実施のめど，進捗の見通し等】

今出川分水路については，事業効果の早期発現のため，平成20年度の完成にあわせて放流先河川管理者と協議のうえ，下流に影響を与えない暫定放流を行い，中流域の治水安全度の向上を図った。 暫定放流以降，平成25年の台風18号や平成26年8月豪雨においても浸水被害は発生しておらず，整備効果の発現がみられる。 河川改修にあたっては，上下流バランスが重要であり，更なる改修等による放流先への負担の増加を行うことは当面困難な状況である。
--

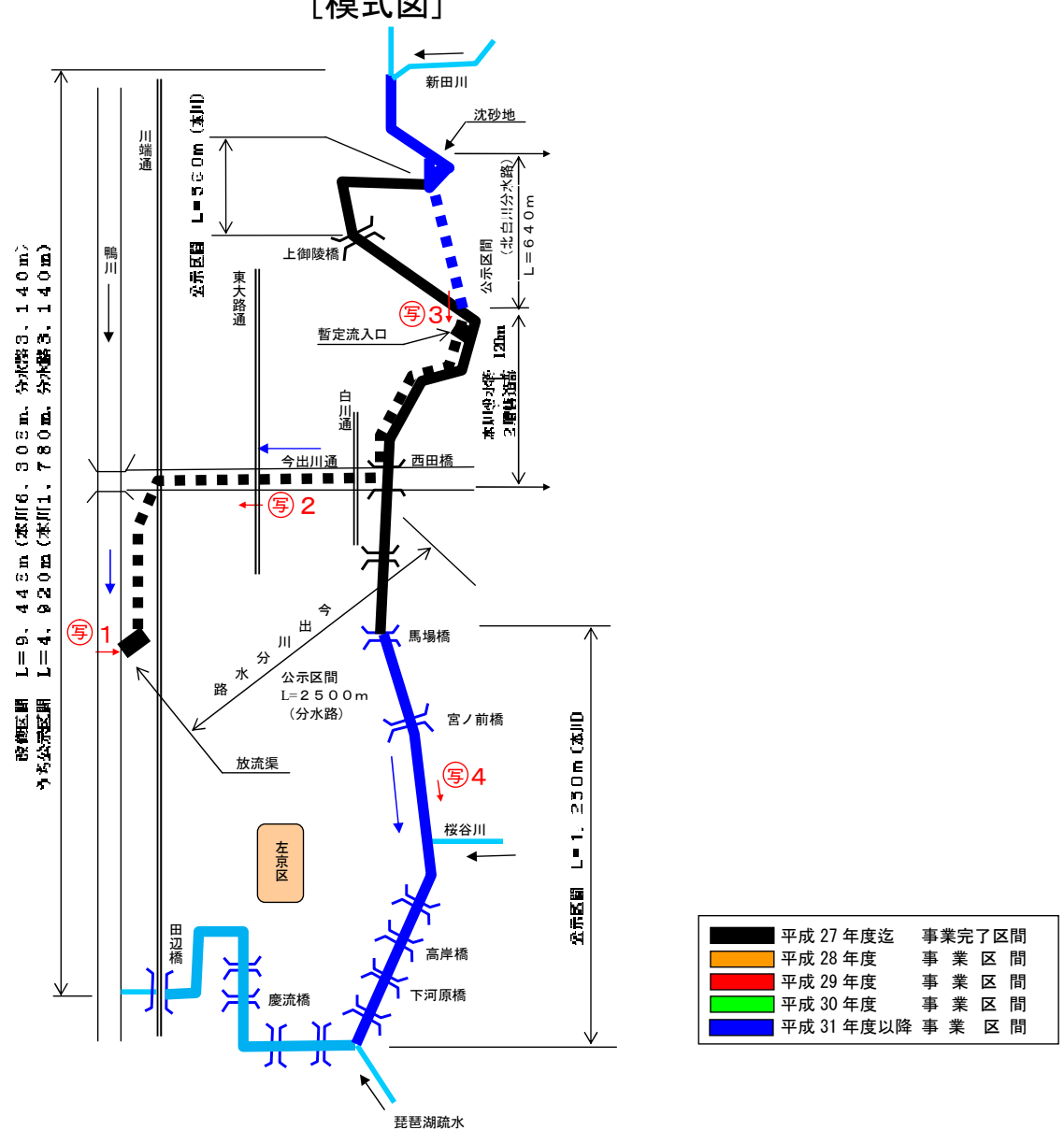
4 対応方針案

対応方針	事業継続 事業中止 <u>事業休止</u> 事業再開
理 由	放流先の河川管理者である京都府との暫定放流の増加や白川改修に向けた協議は継続するが，河川改修にあたっては，上下流バランスの考慮が重要であり，当面，放流先への負担を増加させる更なる河川改修を進める条件が整わない。 以上のことから，事業を休止することが妥当と考える。

[箇所図]



[模式図]



[断面図]

[現況写真]

(鴨川放流口)



(今出川分水路内部)



(暫定流入口)

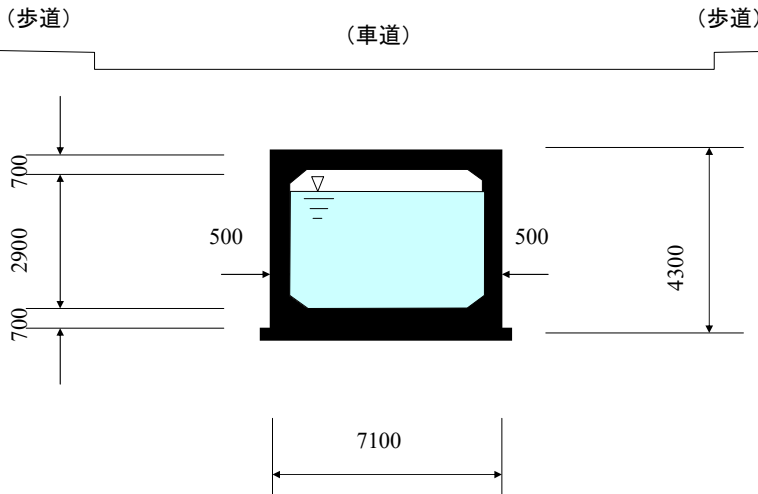


(本川部)

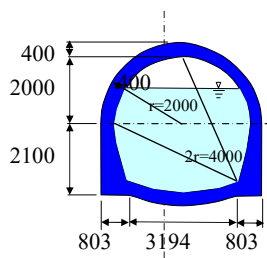


今出川分水路

1

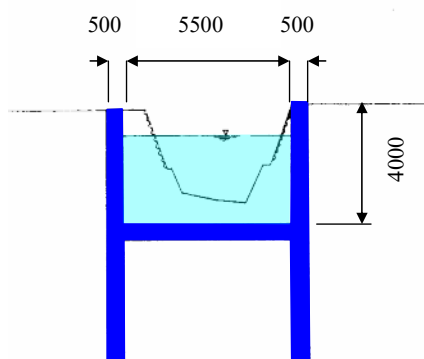


北白川分水路



3

本 川



4

客観的評価指標（河川事業）

【事業の要件】

環境・景観への配慮事項	白川流域については、銀閣寺をはじめ歴史的に重要な建造物が多数点在し、歴史的風土特別保存地区、風致地区、美観地区に指定されており、歴史的な風土を保全していく見地から、本川の改修は極力現状の河川敷内に限定し、流下能力の不足分は平成 20 年度に完成した今出川分水路（今出川通の地下を流下）に加え、上流の沈砂池と今出川分水路を結ぶ北白川分水路を建設し流量の分担を図る。
市民と行政のパートナーシップ	工事着手前にその計画と工事方法について地元住民に説明会を開催する等、住民の要望、意見を聴取して工事を行っている。

【事業の必要性】

評価項目		評価指標	該当状況
おう	環境	☐ 当該事業区間での改修により ph, BOD, SS 等の水質浄化に寄与する ☐ 生態系に配慮した計画である	—
まちづくり	歩くまち	☐ 河川敷緑地空間が向上する ☐ 河川敷の散策等への活用が可能となる	—
	土地利用と都市機能配置	☒ 計画の各プロセスにおいて関係する地域住民と情報を共有している	1/1
	景観	☒ 景観に配慮した計画である ☐ 当該事業区間での改修により親水性が向上される	1/2
	道と緑	☐ 当該事業区間での改修により背後住宅地の通風・採光の向上につながる ☐ 氾濫想定区域内における河川改修の進捗により宅地開発・大型店舗出店が見られる	—
	くらしの水	☐ 地震・火災等の災害時に非常時の生活用水・消火用水を確保可能とする 階段工、斜路工、取水ビットが設けられる ☐ 地震・火災等の災害時に河川空間を避難地、延焼緩衝帯、避難経路としての活用が可能となる ☒ 計画流量は現況からの向上率が高い ☒ 堤防の断面拡大、護岸の緩傾斜化による安全性が向上する ☒ 改修目標流量に対する現況流下能力の割合（最も厳しい部分で 26%） ☒ 現況の治水安全度（1 / 1 年程度） ☐ 過去 10 年間の床下浸水回数（ 回） ☐ 過去 10 年間の水防活動の回数（ 回） ☒ 浸水想定区域内人口（14,248 人） ☒ 浸水想定区域内の災害時要援護者数（4,350 人） ☐ 想定死者数（0 人） ☒ 最大孤立者数（937/562/187 人）※左から避難率 0%, 40%, 80% ☒ 機能低下する医療・社会福祉・防災拠点施設数（2 箇所） ☒ 浸水想定区域内の工業用地、農用地、商業用地の面積（25.8ha） ☒ 途絶する主要な道路、鉄道（3 本） ☒ 電力停止による影響人口（136 人） ☒ 浸水する地下鉄の路線、駅、地下施設等（1 箇所） ☒ 浸水する歴史的建造物や文化施設等（15 箇所） ☒ 浸水する宿泊施設客数（668 人） ☒ 水害廃棄物の発生量（1,508t） ☒ 水害廃棄物の処理費用（42,228 千円） ☒ 氾濫想定区域内に大学・学術研究機関が含まれる ☐ 多自然川づくりを採用している ☐ イベント・スポーツ等の開催場所として河川敷の活用が可能となる ☐ 当該事業区間の河川敷（又は隣接する道路）が観光地（施設）等を含む観光ネットワークである ☐ 当該事業計画流域内における河川改修の進捗により下水道整備が促進する	17/26

行政経営の大綱	☐ 審議会、委員会を通じ地元意見を反映させ事業を進めている ☐ 計画段階から市民参加により事業を進めている	—
---------	--	---

■費用便益分析結果総括表（事業全体）

【事業名】

事業名	河川事業 白川
事業所管課	建設局 土木管理部 河川整備課

1. 算出条件

基準年次	2018 年
供用年度	2028 年
便益算出手法 （概要）	「治水経済調査マニュアル （案）」 （平成17年4月, 国土交通省河川 局）

2. 費用

	事業費	維持管理費	合計
単純合計（税込み）	126.6	15.5	142.1
単純合計（税抜き）	119.8	14.1	133.9
基準年における 現在価値（C）※1	236.5	4.3	240.8

（単位：億円）

※1：検討期間（50年）の事業費＋維持管理費（税抜き）に対する基準年における現在価値

3. 便益額

供用年次の便益	11,011.3
基準年における 現在価値（B）※2	7,034.1

（単位：億円）

※2：検討期間（50年）の総便益額に対する基準年における現在価値

4. 費用便益分析費

B/C	29.21
-----	-------

費用便益比（B／C）の算定

治水経済調査マニュアル（案）H17.4（国土交通省河川局策定）に基づき算定する。

●総費用（C）

総費用は、将来または過去における金銭の価値を現時点に割り戻して評価する。

また総費用は、消費税額を控除し算出する。（※1）

各年度毎の事業費を、割引率4%として現時点の金銭価値に割り戻す。すなわちn年前の事業費は「 1.04^n 」倍となり、n年後の事業費は「 $1/1.04^n$ 」倍となる。（※2）

工事費、用地費、その他の事業費を現在価値に割り戻した金額は以下のとおりとなる。

（1）建設費（経費他含む）**1）工事費**

$$11,155 \xrightarrow{(\text{※1})} 10,559 \xrightarrow{(\text{※2})} 20,686 \text{ (百万円)} \dots\dots\dots \textcircled{1}$$

2）用地費

$$150 \xrightarrow{(\text{※1})} 136 \xrightarrow{(\text{※2})} 129 \text{ (百万円)} \dots\dots\dots \textcircled{2}$$

3）その他（補償費・間接費等）

$$1,351 \xrightarrow{(\text{※1})} 1,285 \xrightarrow{(\text{※2})} 2,838 \text{ (百万円)} \dots\dots\dots \textcircled{3}$$

4）概算事業費

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3}$$

$$12,656 \xrightarrow{(\text{※1})} 11,980 \xrightarrow{(\text{※2})} 23,653 \text{ (百万円)} \dots\dots\dots \textcircled{4}$$

（2）維持管理費

本河川の平成29年度実績に基づいて、維持管理費を5,740円／m／年と設定し、将来における金銭の価値を現時点に割り戻す。残事業期間は10年間であり、施設完成後50年間の維持管理費を割引率4%として算定する。

$$5,740 \text{ 円／m／年} \times 4,920 \text{ m} \times 15.09310 = 426 \text{ (百万円)} \dots\dots\dots \textcircled{5}$$

（参考）維持管理費について

平成29年度の維持管理費実績（消費税抜き）を基に算出する。

$$24,393,519 \text{ (円)} / 4,250 \text{ (m)} = 5,740 \text{ (円／m／年)} \\ \rightarrow 5,740 \text{ (円／m／年)}$$

（3）総費用

総費用は概算事業費に維持管理費を加え算定する。

$$\textcircled{4} + \textcircled{5}$$

$$23,653 + 426 = 24,079 \text{ (百万円)} \dots\dots\dots \textcircled{6}$$

●総便益（B）

治水事業の便益は、年平均被害軽減期待額を用いて算出される、事業期間および事業完成後の評価期間（50年間）における便益と、評価対象期間終了時点（事業完成後50年時点）における残存価値の和を総便益とし、その金銭価値を現時点に割り戻して評価する。

年平均被害軽減期待額の算定方法は次のとおり。

1. 大雨時の川の氾濫状況について、事業を実施した場合と事業を実施しない場合の被害額の差分（被害軽減額）を算定する。
2. 洪水の生起確率を被害軽減額に乘じ、計画対象規模までの被害軽減期待額を累計することにより年平均被害軽減期待額を算定する。

（1）便益

白川は流量の計画対象規模が1/50（50年に1度の大雨によって川を流れる流量を氾濫させることなく流すことができる改修計画）であるため、流量規模 1/3, 1/5, 1/10, 1/30, 1/50 における生起確率を被害軽減額に乘じ、年平均被害軽減期待額を累計する。計算の結果、年平均被害軽減期待額として以下の額が得られた。

年平均被害軽減期待額 $b = 15,001$ （百万円）

事業期間における便益（B1）および事業完成後50年間における便益（B2）の和の現在価値は、割引率を4%とした場合、以下のとおりとなる。なお、事業期間における年平均被害軽減期待額は、事業完成時における年平均被害軽減額（b）に対して、当該年次までに投資した事業費の全体事業費に対する比率を掛けて算出する。

便 益 B

$$\begin{aligned} B &= B1 + B2 = 476,882 + 15,001 \cdot 0 \times 15.09310 \\ &= 703,294 \text{（百万円）} \cdots \cdots \textcircled{7} \end{aligned}$$

（2）残存価値

残存価値は、工事費（税抜き）の10%と用地費（税抜き）の和を、評価対象期間終了時点（事業完成後50年時点）における金銭価値として、現時点の金銭価値に割り戻して評価する。工事費に対しては係数 $a1$ を、用地費に対しては係数 $a2$ を掛けて算出した。

$$a1 = 0.1 / 1.04^{59} = 0.0099 \quad a2 = 1 / 1.04^{59} = 0.0989$$

残存価値

$$10,559 \times 0.0099 + 136 \times 0.0989 = 118 \text{（百万円）} \cdots \cdots \textcircled{8}$$

（3）総便益

総便益は、便益に残存価値を加え算定する。

$$\textcircled{7} + \textcircled{8}$$

$$703,294 + 118 = 703,412 \text{（百万円）} \cdots \cdots \textcircled{9}$$

●費用対効果（B/C）

$$\textcircled{9} / \textcircled{6}$$

$$703,412 \text{（百万円）} / 24,079 \text{（百万円）} = 29.21$$

平成30年度公共事業再評価対象事業調査

1 事業の概要

事業名	河川事業 西羽東師川支川	事業所管課	建設局土木管理部河川整備課
事業区間	自：京都市伏見区羽東師古川町 至：京都市伏見区久我森の宮町	延長又は面積	延長L＝ 2,000 m 幅員W＝ 17.4 m
事業概要 一級河川西羽東師川は、西山丘陵の山地水と桂川右岸一帯に広がる田園地帯の排水を桂川に注ぐ、低平地の緩やかな河川である。当該河川は現況流下能力が低いという、近年市街化が著しく進んでおり、これによる洪水時のピーク流出量の増加が懸念され、流域全体を見据えた治水安全度の向上が急務である。過去には浸水被害が発生しているため、早期の改修が望まれる。			

2 事業の必要性等に関する視点

【事業の進捗状況】

都市計画決定	—	事業採択年度	昭和61年度	用地着手年度	昭和61年度
工事着手年度	平成2年度	完成予定年度	当初：平成35年度 変更：平成41年度		
年度	全体事業	平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
工事	L＝ 2,000 m C＝ 6,325 百万円	L＝ 460 m C＝ 2,131 百万円	L＝ 85m(2ヶ年) C＝ 121 百万円	L＝ 85m(2ヶ年) C＝ 311 百万円	L＝ 1,455 m C＝ 3,762 百万円
用地	A＝ 21,100 m ² C＝ 4,614 百万円	A＝ 17,133 m ² C＝ 4,231 百万円	A＝ 0 m ² (75 m ²) C＝ 0 円(6 百万円)	A＝ 0 m ² C＝ 0 百万円	A＝ 3,967 m ² C＝ 383 百万円
その他	C＝ 1,405 百万円	C＝ 805 百万円	C＝ 37 百万円	C＝ 118 百万円	C＝ 445 百万円
計	C＝ 12,344 百万円	C＝ 7,167 百万円	C＝ 158 百万円	C＝ 429 百万円	C＝ 4,590 百万円
進捗率 (累積)		工事費 33.7% 用地費 91.7% その他 57.3% 全体 58.1%	工事費 35.6% 用地費 91.7% その他 59.9% 全体 59.3%	工事費 40.5% 用地費 91.7% その他 68.3% 全体 62.8%	全体 100%

事業の進捗状況

前回の再評価において、「今後も引き続き、事業効果の早期発現に向け、本河川の改修を進め、更なる事業の進ちょくを図る。」との対応方針を示した。

これを踏まえ、平成25年度以降の取組として、護岸改修工事を継続実施するとともに、隣接する道路整備事業との連携を図りながら河川用地買収や農業用水補償についても継続して取り組んできた。平成29年度末時点では、西羽東師川合流点から野神橋上流までの460mで工事が完了している。

当初計画に比べて事業が遅れた理由

平成10～12年度において、用地交渉が難航した。

また、平成29～30年度に施工する、河川付替え工事に伴い必要となる新古川橋（仮称）の橋りょう工事で現河川内の堰が支障となる。その堰の補償について、関係者との協議に時間を要した。

【事業を巡る社会経済情勢等の変化】

平成25年の台風18号や平成26年8月豪雨において甚大被害をもたらした。京都市においても浸水被害の軽減を目的とした治水対策事業の重要性が再認識された。

【上位計画から見た事業の有効性】

京都市基本計画	事業ごとの上位計画	具体的な効果等
☒ うるおい ☐ 活性化 ☐ すこやか ☒ まちづくり ☐ 行政経営の大綱	・「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画第2ステージ 重点戦略安心・安全と生きがいを実感できる「いのちとくらしを守る戦略」4（1）（平成28年3月策定） ・京都市河川整備方針（建設局，平成24年3月作成）	河川改修により流下能力が向上するため，流域内の浸水被害の発生を大きく低減させるとともに，身近な水辺環境の創出によって，潤い豊かな都市景観を備えたまちとなる。

【指標による評価】

客観的評価指標	評価結果	
事業採択についての条件を確認するための指標	事業の投資効果（費用便益分析）	B/C = 8.39
	事業の要件	指標該当状況：⑦・無
事業の効果や必要性を評価するための指標	評価軸に対する該当状況：2/3	

3 事業の進捗の見込みの視点

【事業の実施のめど，進捗の見通し等】

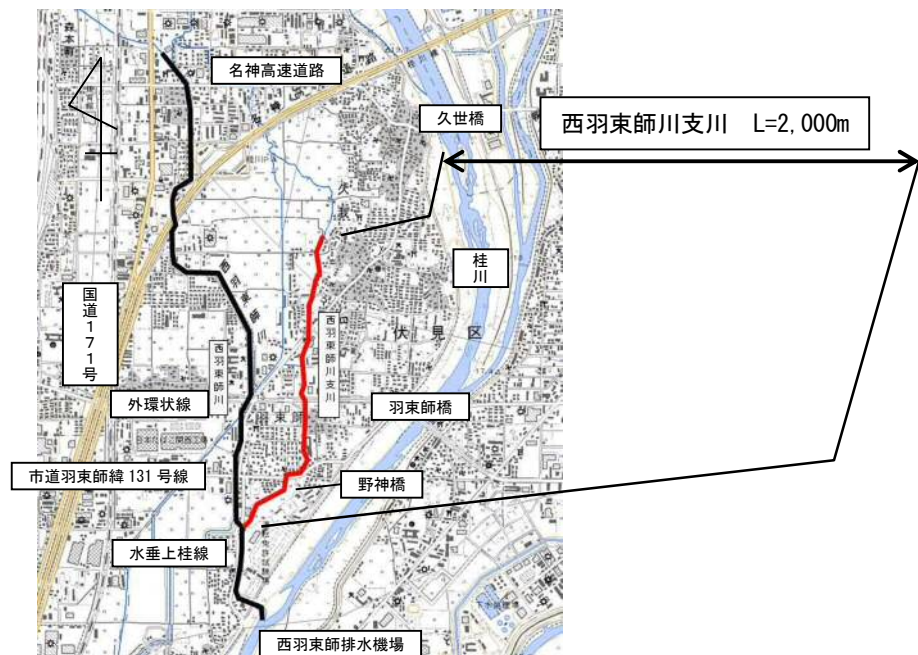
平成30年度は，前年度から行っている護岸工事とともに，河川付替え工事に伴い必要となる新古川橋（仮称）の橋りょう工事を実施する。 また，河川付替え工事に伴い発生する廃川敷について，平成30年度測量設計を行い，平成31年度から廃川処理工事及び上流側の護岸工事を実施していく その後，外環状線までの河川改修を道路整備事業と連携しながら順次推進していく。
--

4 対応方針案

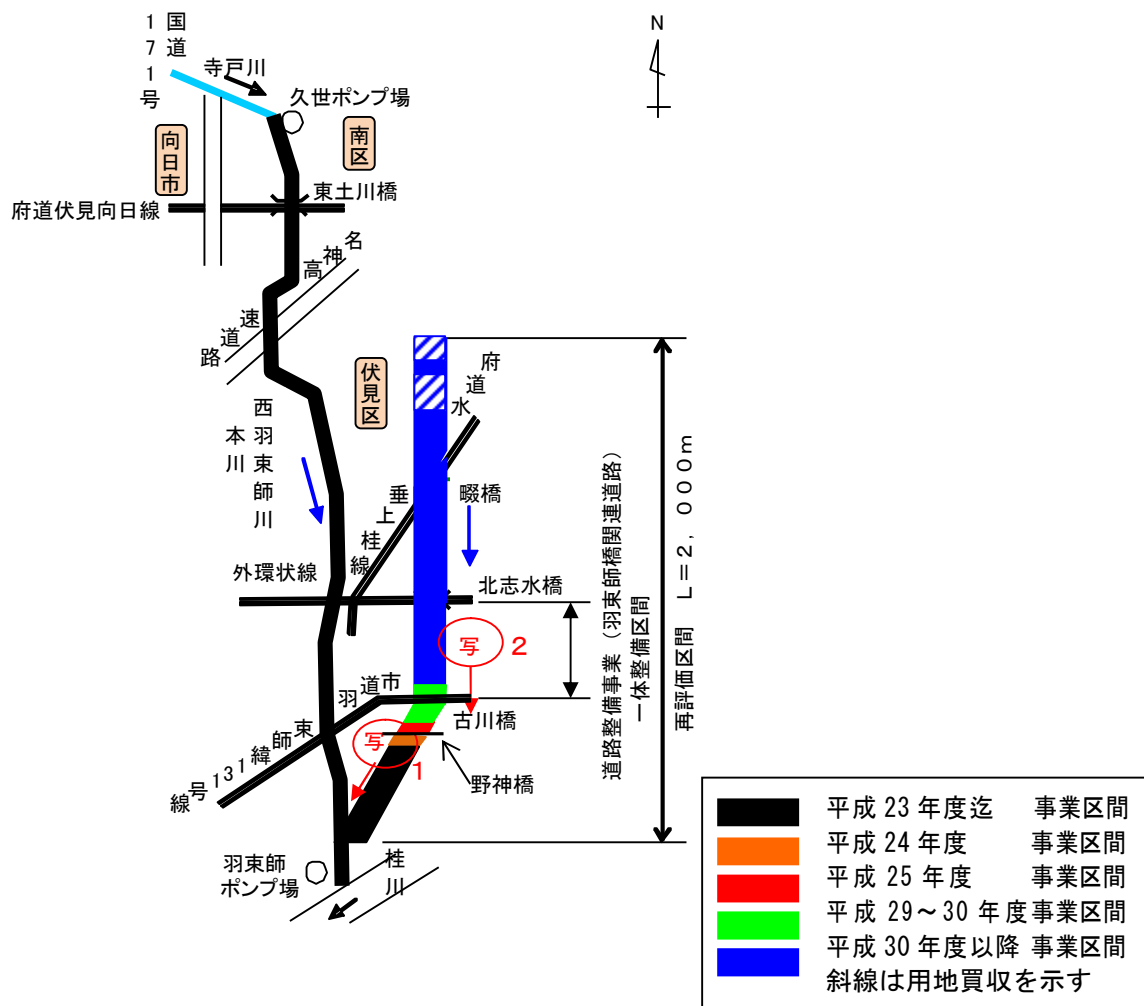
対応方針	事業継続 事業中止 事業休止 事業再開
理由	本河川流域は，近年市街化が急速に進んでおり，雨水流出量が増加する傾向にあり，豪雨時には河川からの溢水が認められ，特に流域上流部において，頻繁に浸水被害が発生している。 本事業については，地元にも理解協力が得られており，期待も大きいことから，重点的に河川改修を推進していく必要がある。 以上のことから，事業継続は妥当であると考ええる。

事業名：河川事業 西羽束師川支川

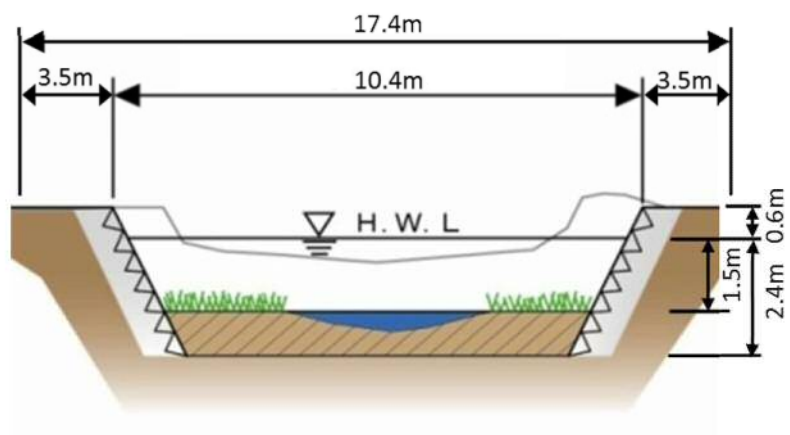
[箇所図]



[模式図]



[事業概要]



[写 真]



客観的評価指標（河川事業）

【事業の要件】

環境・景観への 配慮事項	河床を土で埋め戻すことにより、生態系への配慮を行う。
市民と行政の パートナーシップ	地元住民に説明会等を開催する等、住民の意見を聴取して工事を行っている。

【事業の必要性】

評価項目		評価指標	該当 状況
お う る	環境	☐ 当該事業区間での改修により ph, BOD, SS 等の水質浄化に寄与する ☒ 生態系に配慮した計画である	1/2
ま ち づ く	歩くまち	☐ 河川敷緑地空間が向上する ☒ 河川敷の散策等への活用が可能となる	1/2
	土地利用と 都市機能配置	☒ 計画の各プロセスにおいて関係する地域住民と情報を共有している	1/1
	景観	☐ 景観に配慮した計画である ☐ 当該事業区間での改修により親水性が向上される	—
	道と緑	☐ 当該事業区間での改修により背後住宅地の通風・採光の向上につながる ☐ 氾濫想定区域内における河川改修の進捗により宅地開発・大型店舗出店が見られる	—
	くらしの水	☐ 地震・火災等の災害時に非常時の生活用水・消火用水を確保可能とする 階段工、斜路工、取水ビットが設けられる ☐ 地震・火災等の災害時に河川空間を避難地、延焼緩衝帯、避難経路としての活用が可能となる ☒ 計画流量は現況からの向上率が高い ☒ 堤防の断面拡大、護岸の緩傾斜化による安全性が向上する ☒ 改修目標流量に対する現況流下能力の割合（最も厳しい部分で6%） ☒ 現況の治水安全度（1 / 1年程度） ☒ 過去10年間の床下浸水回数（1回） ☐ 過去10年間の水防活動の回数（ 回） ☒ 浸水想定区域内人口（5,170人） ☒ 浸水想定区域内の災害時要援護者数（1,313人） ☐ 想定死者数（0人） ☒ 最大孤立者数（1,050/630/210人）※左から避難率0%,40%,80% ☒ 機能低下する医療・社会福祉・防災拠点施設数（3箇所） ☒ 浸水想定区域内の工業用地、農用地、商業用地の面積（49.4ha） ☒ 途絶する主要な道路、鉄道（2本） ☒ 電力停止による影響人口（299人） ☐ 浸水する地下鉄の路線、駅、地下施設等（0箇所） ☐ 浸水する歴史的建造物や文化施設等（0箇所） ☐ 浸水する宿泊施設客数（0人） ☒ 水害廃棄物の発生量（1,158t） ☒ 水害廃棄物の処理費用（32,430千円） ☐ 氾濫想定区域内に大学・学術研究機関が含まれる ☐ 多自然川づくりを採用している ☐ イベント・スポーツ等の開催場所として河川敷の活用が可能となる ☐ 当該事業区間の河川敷（又は隣接する道路）が観光地（施設）等を含む観光ネットワークである ☒ 当該事業計画流域内における河川改修の進捗により下水道整備が促進する	15/26
行政経営の大綱		☐ 審議会、委員会を通じ地元意見を反映させ事業を進めている ☐ 計画段階から市民参加により事業を進めている	—

■費用便益分析結果総括表

【事業名】

事業名	河川事業 西羽束師川支川
事業所管課	建設局 土木管理部 河川整備課

1. 算出条件

基準年次	2018 年
供用年度	2030 年
便益算出手法 (概要)	「治水経済調査マニュアル (案)」 (平成17年4月, 国土交通省河川 局)

2. 費用

	事業費	維持管理費	合計
単純合計 (税込み)	123.4	0.6	124.0
単純合計 (税抜き)	116.5	0.6	117.1
基準年における 現在価値 (C) ※1	230.0	0.2	230.2

(単位：億円)

※1：検討期間（50年）の事業費＋維持管理費（税抜き）に対する基準年における現在価値

3. 便益額

供用年次の便益	3,020.1
基準年における 現在価値 (B) ※2	1,931.7

(単位：億円)

※2：検討期間（50年）の総便益額に対する基準年における現在価値

4. 費用便益分析費

B/C	8.39
-----	------

費用便益比（B／C）の算定

治水経済調査マニュアル（案）H17.4（国土交通省河川局策定）に基づき算定する。

●総費用（C）

総費用は、将来または過去における金銭の価値を現時点に割り戻して評価する。

また総費用は、消費税額を控除し算出する。（※1）

各年度毎の事業費を、割引率4%として現時点の金銭価値に割り戻す。すなわちn年前の事業費は「 1.04^n 」倍となり、n年後の事業費は「 $1/1.04^n$ 」倍となる。（※2）

工事費、用地費、その他の事業費を現在価値に割り戻した金額は以下のとおりとなる。

（1）建設費（経費他含む）**1）工事費**

6,292 $\xrightarrow{(\text{※1})}$ 5,854 $\xrightarrow{(\text{※2})}$ 8,613（百万円）・・・・・・①

2）用地費

4,562 $\xrightarrow{(\text{※1})}$ 4,402 $\xrightarrow{(\text{※2})}$ 12,195（百万円）・・・・・・②

3）その他（補償費・間接費等）

1,491 $\xrightarrow{(\text{※1})}$ 1,395 $\xrightarrow{(\text{※2})}$ 2,194（百万円）・・・・・・③

4）概算事業費

①+②+③

12,345 $\xrightarrow{(\text{※1})}$ 11,651 $\xrightarrow{(\text{※2})}$ 23,002（百万円）・・・・・・④

（2）維持管理費

本河川の平成29年度実績に基づいて、維持管理費を589円／m／年と設定し、将来における金銭の価値を現時点に割り戻す。残事業期間は12年間であり、施設完成后50年間の維持管理費を割引率4%として算定する。

$589 \text{ 円／m／年} \times 2,000 \text{ m} \times 13.95442 = 16$ （百万円）・・・・・・⑤

（参考）維持管理費について

平成29年度の維持管理費実績（消費税抜き）を基に算出する。

$1,178,000 \text{（円）} / 2,000 \text{（m）} = 589 \text{（円／m／年）}$

$\rightarrow 589 \text{（円／m／年）}$

（3）総費用

総費用は概算事業費に維持管理費を加え算定する。

④+⑤

$23,002 + 16 = 23,018$ （百万円）・・・・・・⑥

●総便益（B）

治水事業の便益は、年平均被害軽減期待額を用いて算出される、事業期間および事業完成後の評価期間（50年間）における便益と、評価対象期間終了時点（事業完成後50年時点）における残存価値の和を総便益とし、その金銭価値を現時点に割り戻して評価する。

年平均被害軽減期待額の算定方法は次のとおり。

1. 大雨時の川の氾濫状況について、事業を実施した場合と事業を実施しない場合の被害額の差分（被害軽減額）を算定する。
2. 洪水の生起確率を被害軽減額に乘じ、計画対象規模までの被害軽減期待額を累計することにより年平均被害軽減期待額を算定する。

（1）便益

西羽東師川支川は流量の計画対象規模が1/10（10年に1度の大雨によって川を流れる流量を氾濫させることなく流すことができる改修計画）であるため、流量規模1/3, 1/5, 1/10における生起確率を被害軽減額に乘じ、年平均被害軽減期待額を累計する。計算の結果、年平均被害軽減期待額として以下の額が得られた。

年平均被害軽減期待額 $b = 4,094.3$ （百万円）

事業期間における便益（B1）および事業完成後50年間における便益（B2）の和の現在価値は、割引率を4%とした場合、以下のとおりとなる。なお、事業期間における年平均被害軽減期待額は、事業完成時における年平均被害軽減額（b）に対して、当該年次までに投資した事業費の全体事業費に対する比率を掛けて算出する。

便 益 B

$$\begin{aligned} B &= B1 + B2 = 135,583 + 4,094.3 \times 13.9544 \\ &= 192,716 \text{（百万円）} \cdots \cdots \textcircled{7} \end{aligned}$$

（2）残存価値

残存価値は、工事費（税抜き）の10%と用地費（税抜き）の和を、評価対象期間終了時点（事業完成後50年時点）における金銭価値として、現時点の金銭価値に割り戻して評価する。工事費に対しては係数a1を、用地費に対しては係数a2を掛けて算出した。

$$a1 = 0.1 / 1.04^{61} = 0.00914 \quad a2 = 1 / 1.04^{61} = 0.0914$$

$$\textcircled{1} \times a1 + \textcircled{2} \times a2$$

$$5,854 \times 0.00914 + 4,402 \times 0.0914 = 456 \text{（百万円）} \cdots \textcircled{8}$$

（3）総便益

総便益は、便益に残存価値を加え算定する。

$$\textcircled{7} + \textcircled{8}$$

$$192,716 + 456 = 193,172 \text{（百万円）} \cdots \cdots \textcircled{9}$$

●費用対効果（B/C）

$$\textcircled{9} / \textcircled{6}$$

$$193,172 \text{（百万円）} / 23,018 \text{（百万円）} = 8.39$$

平成30年度公共事業再評価対象事業調査

1 事業の概要

事業名	土地区画整理事業 伏見西部第三地区	事業所管課	建設局都市整備部 南部区画整理事務所
事業区間	京都市伏見区横大路三栖池田屋敷町他	延長又は面積	面積A＝104.5ha
事業概要 本事業は、南部地域開発の一環として都市計画決定された伏見西部地区の中間部にあり、隣接する土地区画整理事業地区と一体的に都市計画道路油小路通をはじめとする道路や水路、公園等の公共施設の整備改善を図り、無秩序な都市化を抑制し、健全な街づくりを行うものである。			

2 事業の必要性等に関する視点

【事業の進捗状況】

都市計画決定	昭和46年度	事業採択年度	昭和59年度	仮換地指定年度 (第1次指定)	平成元年度
工事着手年度	昭和62年度	完成予定年度	当初 昭和63年度 変更 平成35年度 (事業認可最終年度)		
年度	全体事業	平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
工事	A＝ 104.5 ha C＝ 11,591 百万円	A＝ — ha C＝ 10,052 百万円	A＝ — ha C＝ 231 百万円	A＝ — ha C＝ 230 百万円	A＝ — ha C＝ 1,078 百万円
用地	A＝ — m ² C＝ — 百万円	A＝ — m ² C＝ — 百万円	A＝ — m ² C＝ — 百万円	A＝ — m ² C＝ — 百万円	A＝ — m ² C＝ — 百万円
その他	C＝ 6,566 百万円	C＝ 5,143 百万円	C＝ 84 百万円	C＝ 234 百万円	C＝ 1,105 百万円
計	C＝ 18,157 百万円	C＝ 15,195 百万円	C＝ 315 百万円	C＝ 464 百万円	C＝ 2,183 百万円
進捗率 (仮換地 指定率)		工事費 86.7% その他 78.3% 全体 83.7% (97.6%)	工事費 88.7% その他 78.3% 全体 85.4% (97.9%)	工事費 90.7% その他 78.3% 全体 88.0% (97.9%)	100% (100%)

事業の進捗状況

前回再評価時の「地権者からも早期の事業完了を強く求められている状況であり、今後さらに事業進捗を図る必要があるため、事業継続は妥当である。」との対応方針を踏まえ事業の進捗を図った。

平成26年度から29年度にかけては、区画道路50号線に関する道路整備及び区画道路41号線に関する移転補償等を行った。

平成29年度末の事業進捗状況は、進捗率85.4%、道路整備延長率91.0%、仮換地指定率97.9%、宅地化率82.7%である。

当初計画に比べて事業が遅れた理由

- ・事業当初に地権者から減歩率の緩和や区画道路の位置に関する意見書、要望書が多数提出され、それに関する対応処理や事業計画変更などで、事業採択から換地設計までに約3箇年の年月を要した。
- ・平成7年度から油小路通の地下に共同溝を先行整備することとなり、その調整、施工などに年月を要した。
- ・区画道路の計画によって大規模工場等の敷地が分割され、現状の機能確保が困難である等の理由により、地権者との合意形成に年月を要した。

【事業を巡る社会経済情勢等の変化】

平成15年3月に都市計画道路である油小路通と京都枚方線が開通し、平成20年1月に京都高速道路油小路線が開通した。さらに平成29年4月に新名神高速道路の一部区間（八幡京田辺 JCT・IC～城陽 JCT・IC 間）が開通し、京奈和自動車道から第二京阪高速道路へのアクセスが可能となったことにより、地区内に大規模工場、流通業務用倉庫、飲食店等の立地が進んでいる。

【上位計画から見た事業の有効性】

京都市基本計画	事業ごとの上位計画	具体的な効果等
☐ うるおい ☒ 活性化 ☒ すこやか ☒ まちづくり ☒ 行政経営の大綱	・伏見区基本計画「皆でつくるすむまち伏見」 ・京都市都市計画マスタープラン	・道路、公園、水路等と宅地の一体的な整備により、安心・安全で快適な都市環境が形成される。 ・幹線道路の整備により、交通渋滞の緩和や地区内生活道路への通過交通の流入を抑制することができる。

【指標による評価】

客観的評価指標	評価結果	
事業採択についての条件を確認するための指標	事業の投資効果（費用便益分析）	B / C = 1.23
	事業の要件	指標該当状況： ☒ 有 ・ 無
事業の効果や必要性を評価するための指標	評価軸に対する該当状況： 3 / 4	

3 事業の進捗の見込みの視点

【事業の実施のめど、進捗の見通し等】

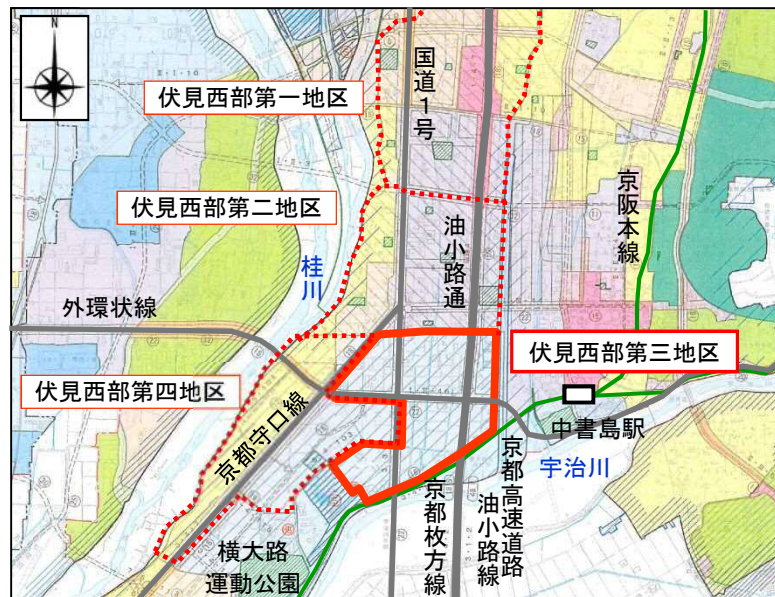
現在、国道1号に接続する未整備の区画道路について、計画の見直しにかかる関係機関協議を進めており、今後、事業計画変更を行い、整備に着手していく。また、残る未整備の区画道路及び水路についても、地元協議等を進め事業計画の変更も視野に入れた見直しを検討し、早期の事業完了を目指していく。

4 対応方針案

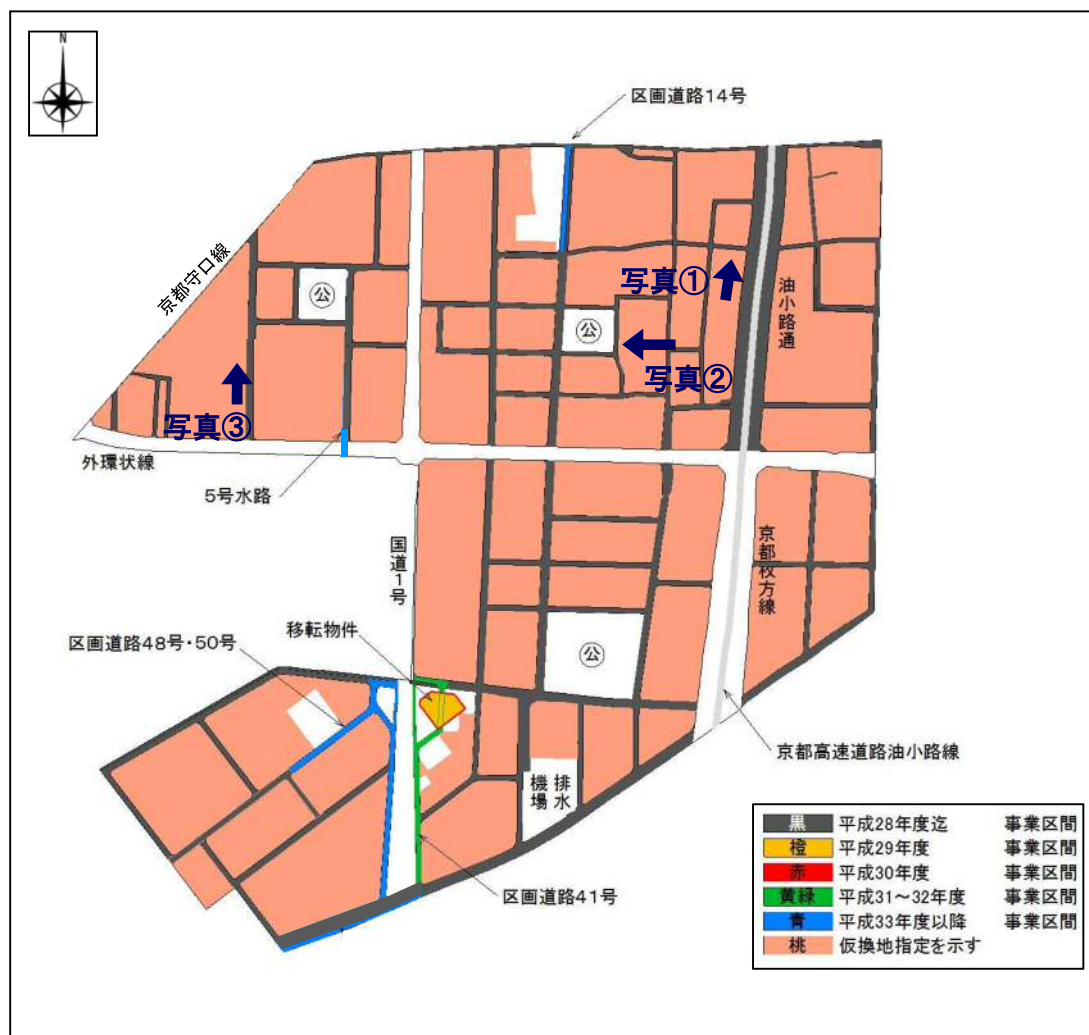
対応方針	☒ 事業継続 事業中止 事業休止 事業再開
理由	本事業と一体的に計画、整備が進められてきた伏見西部第一地区は平成9年度に、伏見西部第二地区は平成17年度にそれぞれ事業が完了している。 本事業においては、油小路通等の都市計画道路はすべて完成し、平成29年度末までに97.9%の仮換地指定を行い、道路整備延長率も91.0%に達しているなど、事業の最終段階に差し掛かっている。 また、宅地化率が82.7%に進捗し、土地利用が進むなど事業効果が発現している中、地権者からも早期の事業完了を強く求められている状況であり、今後さらに事業進捗を図る必要がある。 以上のことから、事業の継続は妥当であると考えます。

事業名：土地区画整理事業 伏見西部第三地区

[箇所図]



[模式図]



[写 真]



① 油小路通と京都高速道路油小路線



② 下三栖城ノ前公園



③ 地区内に立地している大規模工場,
流通業務用倉庫等

客観的評価指標（土地区画整理事業）

【事業の要件】

環境・景観への 配慮事項	地区内に近隣公園などの公園用地を確保し、また、油小路通に植樹帯を設けるなど、地区内の環境向上に寄与している。
市民と行政の パートナーシップ	土地区画整理事業の実施に関わる重要事項等については、権利者から、選挙で選出された委員等で構成する審議会の審議を経て決定する。更に事業計画や換地設計の縦覧を行い、意見の提出機会を与えるなど、住民の意見を反映するような手続きが制度化されている。

【事業の必要性】

評価項目		評価指標	該当 状況
うるおい	環境	□騒音レベルが夜間要請限度を超過している箇所を含む	—
活性化	産業・商業	□商いでにぎわい、魅力あふれるまちづくりに貢献する ■新たな産業集積を生み出す魅力ある事業環境の整備に寄与する ■市民に安心していただける流通体制の強化を支援する	2/3
まちづくり	歩くまち	□住居系、商業系地区内の 2 車線以上の道路で歩道等を車椅子が通行できない、もしくは自転車交通量が 500 台/日以上又は自動車交通量が 1,000 台/12h 以上で自転車と自動車が混在している、もしくは、通学路で現況幅員≤1.0m □面的にバリアフリー化された歩行者環境を整備する □公共駐車場・自転車駐輪場・交通ターミナルの整備を行う	—
	土地利用と都市機能配置	□拠点開発プロジェクト、地域連携プロジェクト、大規模イベントを支援する ■道路整備と一体となった住宅宅地供給（300 戸以上又は 16ha 以上、大都市においては 100 戸以上又は 5ha 以上）を実施する ■都市内定住人口の増加に大きく寄与する事業である □社会福祉施設、高齢者福祉施設等の誘致計画がある □事業計画地周辺に大学が立地し、学生等の居住条件が向上する ■都市計画のマスタープランに位置づけられている □大都市法に基づく重点供給地域内の事業である □特別立法に基づく事業である ■計画の各プロセスにおいて関係する地域住民と情報を共有している □鉄道幹線や新駅整備と一体となった事業である ■混在した土地利用の秩序化を図る	5/11
	景観	□自然環境や自然景観、歴史・風土を活かした街づくりを行う □歴史的な街並み。景観の破壊等につながらない □著名観光地の近くにあつて、地域景観（イメージ）の向上に寄与する □無電柱化候補路線に位置づけがある	—
	住宅	□密集住宅市街地の住環境改善を図る □老朽住宅の建て替えや建物の共同化等住宅施策等との合併施行を行う □消防活動・緊急活動が困難な区域において実施される事業である □防災公園や公共・公益施設の集中立地した防災安全街区等の避難拠点が整備される □地区計画、建築協定により良好な宅地を形成する	—

評価項目		評価指標	該当状況
まちづくり	道と緑	■地震防災緊急事業五カ年計画に位置づけのある路線（以下「緊急輸送道路」という）として位置づけがある，又は京都市地域防災計画，府地域防災計画，緊急輸送道路ネットワーク計画又は地震対策緊急整備事業計画に位置づけあり ■災害時の避難路がネットワーク化され，避難時等の選択性が向上する □1km で避難路へ到達できない地区が存在する □中心市街地に位置し基本計画（中心市街地法）に位置づけられている □中心市街地内（商業系用途）で行う事業である □1 号市街地，2 号地区（再開発法）に位置づけられており，かつ指定容積率が 400%以上である □商業振興施策，公益施設整備と密接な連携を図る事業である ■街区の再編，低未利用地の入れ替え。集約を行う □市街地の幹線都市計画道路網密度が 1.5km/k m²以下 ■街路樹，緑など豊かなうるおいのあるまちづくりが計画されている	4/10
行政経営の大綱		■審議会，委員会を通じ地元意見を反映させ事業を進めている □計画段階から市民参加により事業を進めている	1/2

■費用便益分析結果総括表

【事業名】

事業名	土地区画整理事業 伏見西部第三地区
事業所管課	建設局都市整備部南部区画整理事務所

1. 算出条件

基準年次	2018年（平成30年）
換地処分年度	2023年（平成35年）
便益算出手法 （概要）	土地区画整理事業における費用便益分析 マニュアル（案）（平成21年7月）による。

2. 費用

	事業費 ^{※2}	維持管理費	公共用地増加分に 相当する用地費	合 計
単純合計(税込み)	19,805	756	－	－
単純合計(税抜き)	18,338	700	12,389	31,427
基準年における 現在価値(C) ^{※1}	40,505	247	32,064	72,816

（単位：百万円）

※1：事業費(税抜き)＋維持管理費[換地処分後50年目まで](税抜き)＋公共用地増加分に相当する用地費の
基準年における現在価値

※2：土地区画整理事業費＋その他費用(下水道整備費用等)

3. 便益額

事業採択時から換地処分後50年目までの便益	114,318
基準年における 現在価値(B) ^{※3}	89,834

（単位：百万円）

※3：評価期間(事業採択時から換地処分後50年目まで)の総便益額に対する基準年における現在価値

4. 費用便益分析比

B/C	1.23
-----	------

費用便益比（B／C）の算出

＜土地区画整理事業における費用便益比＞

- ・費用便益比：便益／費用
- ・便 益：土地区画整理事業により整備された道路、公園等の整備効果がすべて地価に帰着するという考え方に基づいて、事業が行われた場合と行われなかった場合の地価の差を便益として算出する。
- ・費 用：土地区画整理事業費と維持管理費と公共用地増加分に相当する用地費及びその他費用（下水道整備費用等）の総額を費用として算出する。
- ・対 象 地 区：施行地区内及び周辺区域（概ね500m）とする。
- ・評 価 期 間：事業採択時から換地処分後50年目までとする。
- ・そ の 他：費用便益比算出方法は、「土地区画整理事業における費用便益分析マニュアル（案）」（国土交通省都市・地域整備局市街地整備課 平成21年7月27日通知）に従う。

◎ 便 益

地価の差を便益として算出するが、具体的には下記の方法による。

- （1）対象地区を土地区画整理事業の有・無に応じて、各々数ブロックに区分する。ブロック分けについては、公共施設の整備状況（用途地域、容積率、公共用地率等）等が類似した街区を合わせて一つのブロックとする。
- （2）地価関数※1を用いて各ブロック別に地価を算出し、土地区画整理事業の有・無による対象地区全体の地価を算出する。
- （3）事業の有無における地価の差が便益であるが、評価期間を換地処分後50年目までとしていることから、各年の便益を地代（地価×4％）に変換したものを換地処分後50年目まで集計し、現在価値に換算したものを便益とする。

※1：地価関数に用いる地点属性（変数）は下記のとおり。

- | | | |
|--------------|----------|-------|
| ・最寄り駅までの所要時間 | ・前面道路幅員 | ・用途地域 |
| ・都心までの所要時間 | ・公共用地率 | ・容積率 |
| ・公園までの距離 | ・下水道整備状況 | |

＊ 便益の算出

		地区内	周辺地区
宅地面積（㎡）	事業無	905,595	1,754,032
	事業有	766,818	1,754,032
	公共減歩	138,777	
	公共減歩率（％）	15.32	
平均地価（円／㎡）	事業無	89,276	113,320
	事業有	120,278	120,484
	差	31,002	7,164
地価合計（百万円）	事業無	80,848	198,768
	事業有	92,231	211,334
	差	11,384	12,566
総地代（百万円）	事業無	2,738	7,951
	事業有	3,689	8,453
	差	951	503

※ 換地処分後５０年目までの総便益を算出し、これを現在価値に換算すると、

現在価値基準年	２０１８ 年
換地処分年	２０２３ 年
基準年における現在価値（百万円）	８９，８３４

（ただし、換地処分年は現事業計画による）

◎ 費 用

土地区画整理事業費と維持管理費と公共用地増加分に相当する用地費及びその他費用の総額とする。

- ・土地区画整理事業費 : １７，２０９百万円
- ・維持管理費（換地処分後５０年目まで）: ７００百万円
- ・公共用地増加分に相当する用地費 : １２，３８９百万円
- ・その他費用（下水道整備費用等）: １，１２９百万円

※ 換地処分後５０年目までの総費用を算出し、これを現在価値に換算すると、

	事業費	維持管理費	用地費	その他	合計
現在価値基準年	２０１８ 年				
基準年における現在価値（百万円）	37,928	247	32,064	2,577	72,816

◎ 費用便益比

費用便益比（Ｂ／Ｃ）	１．２３
------------	------

平成30年度公共事業再評価対象事業調査

1 事業の概要

事業名	土地区画整理事業 伏見西部第四地区	事業所管課	建設局都市整備部 南部区画整理事務所
事業区間	京都市伏見区横大路中ノ庄町他	延長又は面積	面積A＝116.7ha
事業概要 本事業は、南部地域開発の一環として都市計画決定された伏見西部地区の中間部にあり、隣接する土地区画整理事業地区と一体的に都市計画道路外環状線をはじめとする道路や水路、公園等の公共施設の整備改善を図り、無秩序な都市化を抑制し、健全な街づくりを行うものである。			

2 事業の必要性等に関する視点

【事業の進捗状況】

都市計画決定	平成46年度	事業採択年度	昭和62年度	仮換地指定年度 (第1次指定)	平成8年度
工事着手年度	平成3年度	完成予定年度	当初 平成8年度 変更 平成43年度		
年度	全体事業	平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
工事	A＝ 116.7 ha C＝ 18,554 百万円	A＝ — ha C＝ 7,849 百万円	A＝ — ha C＝ 363 百万円	A＝ — ha C＝ 702 百万円	A＝ — ha C＝ 9,681 百万円
用地	A＝ — m ² C＝ — 百万円	A＝ — m ² C＝ — 百万円	A＝ — m ² C＝ — 百万円	A＝ — m ² C＝ — 百万円	A＝ — m ² C＝ — 百万円
その他	C＝ 9,446 百万円	C＝ 4,549 百万円	C＝ 73 百万円	C＝ 177 百万円	C＝ 4,606 百万円
計	C＝ 28,000 百万円	C＝ 12,398 百万円	C＝ 436 百万円	C＝ 879 百万円	C＝ 14,287 百万円
進捗率 (仮換地 指定率)		工事費 28.0% その他 48.2% 全体 44.3% (44.8%)	工事費 44.3% その他 48.9% 全体 45.8% (46.7%)	工事費 48.0% その他 50.8% 全体 49.0% (46.7%)	100% (100%)

事業の進捗状況

前回再評価時の「横大路小学校をはじめとする文教施設の早期移転に向け、更なる事業進捗よくを図る。」との対応方針を踏まえ事業の進捗を図った。

平成26年には京都守口線東側区域の幹線道路である横大路淀線と外環状線交差点部分の供用を開始した。また、平成26年から29年にかけては、各文教施設の早期移転に向け地区内幹線道路である横大路中通等に関する移転補償及び道路整備を行い、事業の進捗を図った。

平成29年度末の事業進捗状況は、進捗率45.8%、道路整備延長率36.9%、仮換地指定率46.7%、宅地化率75.7%である。

当初計画に比べて事業が遅れた理由

- ・バブル期の著しい地価高騰を受け、減歩への理解が得られなかったことから、事業採択から当初の換地設計までに約8箇年の年月を要した。
- ・運送業をはじめとする大規模物件の移転に際し、減歩による敷地面積の減少から現状の機能が確保できない等の理由により、地権者との合意形成に年月を要した。
- ・既存集落がある京都守口線西側区域には、事業の長期化要因となる建物の移転対象が多く、それらの移転補償に要する多額の事業費を確保することが困難であった。

【事業を巡る社会経済情勢等の変化】

平成15年3月に都市計画道路である油小路通と京都枚方線が開通し、平成20年1月に京都高速道路油小路線が開通した。さらに平成29年4月に新名神高速道路の一部区間（八幡京田辺 JCT・IC～城陽 JCT・IC 間）が開通し、京奈和自動車道から第二京阪高速道路へのアクセスが可能となったことにより、地区内に流通業務用倉庫等の立地が進んでいる。

【上位計画から見た事業の有効性】

京都市基本計画	事業ごとの上位計画	具体的な効果等
☐ うるおい ☒ 活性化 ☒ すこやか ☒ まちづくり ☒ 行政経営の大綱	・伏見区基本計画 ・京都市都市計画マスタープラン	・道路、公園、水路等と宅地の一体的な整備により、安心・安全で快適な都市環境が形成される ・幹線道路の整備により、交通渋滞の緩和や地区内生活道路への通過交通の流入を抑制することができる

【指標による評価】

客観的評価指標	評価結果	
事業採択についての条件を確認するための指標	事業の投資効果 (費用便益分析)	B / C = 1. 2 3
	事業の要件	指標該当状況： ☒ ・無
事業の効果や必要性を評価するための指標	評価軸に対する該当状況： 3 / 4	

3 事業の進捗の見込みの視点

【事業の実施のめど、進捗の見通し等】

現在、京都守口線西側区域では、地元から早期移転の実現を望むとの署名が提出された横大路小学校をはじめとする文教施設の早期移転を実現させるため、関連する建物の移転補償及び工事を最優先に進めており、また、同様に地元から早期整備の要望が強い外環状線側道の整備にも取り組んでいる。併せて、京都守口線東側区域では、約90%の道路整備が完了したところであるが、引き続き、残る移転補償物件等の課題解決と残工事に取り組んでいる。

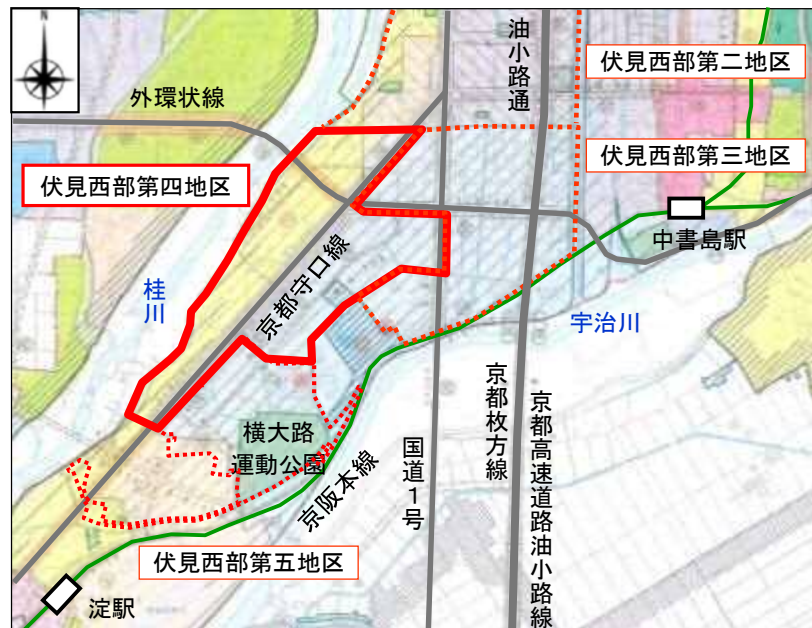
今後、移転補償物件及び工事について優先順位を付けつつ事業進捗を図り、完成予定年度での事業完了を目指していく。

4 対応方針案

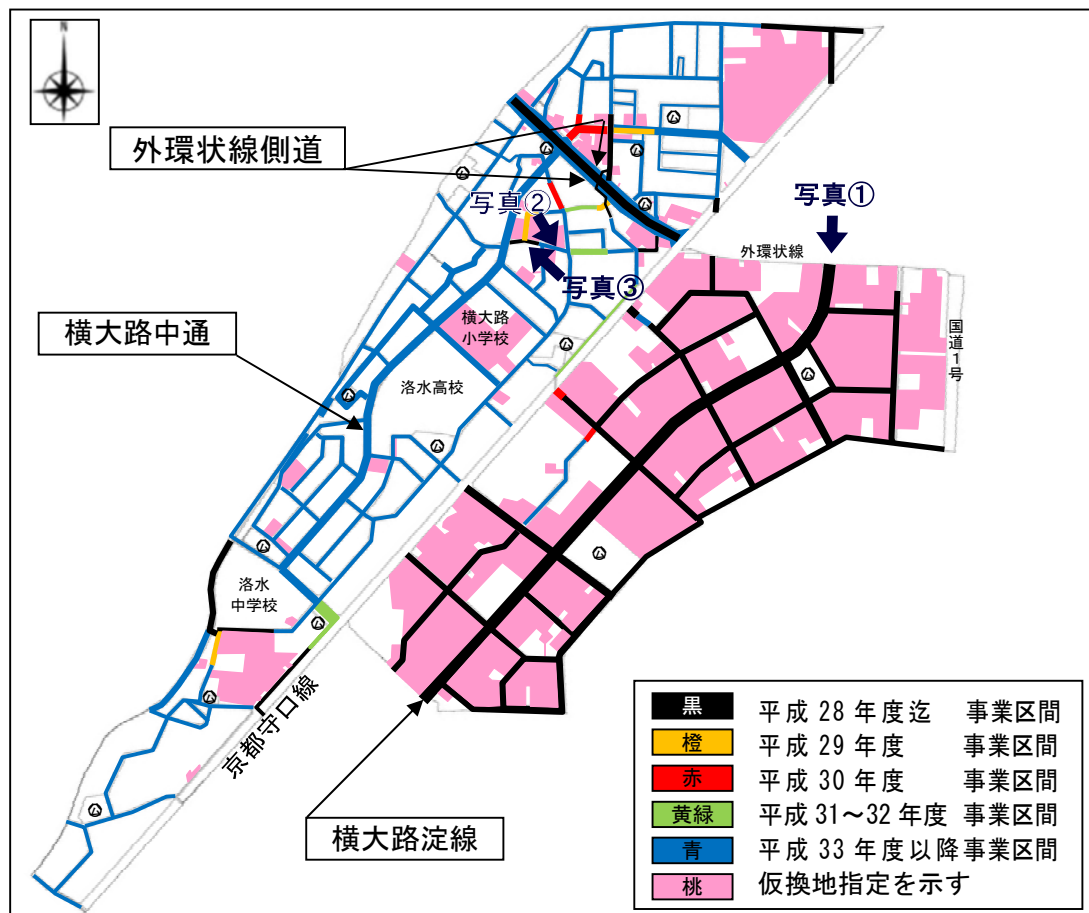
対応方針	☒ 事業継続 事業中止 事業休止 事業再開
理 由	本事業は、隣接する伏見西部第三地区、第五地区と一体的に公共施設が計画・整備され、特に京都守口線東側区域においては、約90%の道路整備が完了するなど、地区全体の宅地化率も75.7%まで進捗し、土地利用が進んでいる。 平成22年度には、事業の長期化の要因となっていた京都守口線西側区域の多くの移転物件と総事業費の削減を図る事業計画変更を行うことで事業のスピードアップを図った。 今後も地元から早期移転の実現を望まれている横大路小学校をはじめとする文教施設の早期移転に向けて、事業進捗を図る必要がある。 以上のことから、本事業の継続は妥当であると考えている。

事業名：土地区画整理事業 伏見西部第四地区

[箇所図]



[模式図]





① 都市計画道路 横大路淀線（供用開始）



② 現道拡幅するよう見直した道路計画



③ 区画道路の整備状況

客観的評価指標（土地区画整理事業）

【事業の要件】

環境・景観への配慮事項	京都守口線より西側区域については、既成集落が形成されており、既存道路をいかした計画に見直した。それに伴って、公園をきめ細かく再配備した。
市民と行政のパートナーシップ	土地区画整理事業の実施に関わる重要事項等については、権利者から、選挙で選出された委員等で構成する審議会の審議を経て決定する。更に事業計画や換地設計の縦覧を行い、意見の提出機会を与えるなど、住民の意見を反映するような手続きが制度化されている。

【事業の必要性】

評価項目		評価指標	該当状況
うるおい	環境	☐ 騒音レベルが夜間要請限度を超過している箇所を含む	—
活性化	産業・商業	☐ 商いでにぎわい、魅力あふれるまちづくりに貢献する ☐ 新たな産業集積を生み出す魅力ある事業環境の整備に寄与する ☒ 市民に安心していただける流通体制の強化を支援する	1/3
まちづくり	歩くまち	☐ 住居系、商業系地区内の 2 車線以上の道路で歩道等を車椅子が通行できない、もしくは自転車交通量が 500 台/日以上又は自動車交通量が 1,000 台/12h 以上で自転車と自動車が混在している、もしくは、通学路で現況幅員 ≤ 1.0m ☐ 面的にバリアフリー化された歩行者環境を整備する ☐ 公共駐車場・自転車駐輪場・交通ターミナルの整備を行う	—
	土地利用と都市機能配置	☐ 拠点開発プロジェクト、地域連携プロジェクト、大規模イベントを支援する ☒ 道路整備と一体となった住宅宅地供給（300 戸以上又は 16ha 以上、大都市においては 100 戸以上又は 5ha 以上）を実施する ☒ 都市内定住人口の増加に大きく寄与する事業である ☐ 社会福祉施設、高齢者福祉施設等の誘致計画がある ☐ 事業計画地周辺に大学が立地し、学生等の居住条件が向上する ☒ 都市計画のマスタープランに位置づけられている ☐ 大都市法に基づく重点供給地域内の事業である ☐ 特別立法に基づく事業である ☒ 計画の各プロセスにおいて関係する地域住民と情報を共有している ☐ 鉄道幹線や新駅整備と一体となった事業である ☒ 混在した土地利用の秩序化を図る	5/11
	景観	☐ 自然環境や自然景観、歴史・風土を活かした街づくりを行う ☐ 歴史的な街並み。景観の破壊等につながらない ☐ 著名観光地の近くにあつて、地域景観（イメージ）の向上に寄与する ☐ 無電柱化候補路線に位置づけがある	—
	住宅	☐ 密集住宅市街地の住環境改善を図る ☐ 老朽住宅の建て替えや建物の共同化等住宅施策等との合併施行を行う ☐ 消防活動・緊急活動が困難な区域において実施される事業である ☐ 防災公園や公共・公益施設の集中立地した防災安全街区等の避難拠点が整備される ☐ 地区計画、建築協定により良好な宅地を形成する	—

評価項目		評価指標	該当状況
まちづくり	道と緑	■地震防災緊急事業五カ年計画に位置づけのある路線（以下「緊急輸送道路」という）として位置づけがある，又は京都市地域防災計画，府地域防災計画，緊急輸送道路ネットワーク計画又は地震対策緊急整備事業計画に位置づけあり ■災害時の避難路がネットワーク化され，避難時等の選択性が向上する □1km で避難路へ到達できない地区が存在する □中心市街地に位置し基本計画（中心市街地法）に位置づけられている □中心市街地内（商業系用途）で行う事業である □1 号市街地，2 号地区（再開発法）に位置づけられており，かつ指定容積率が 400%以上である □商業振興施策，公益施設整備と密接な連携を図る事業である ■街区の再編，低未利用地の入れ替え。集約を行う □市街地の幹線都市計画道路網密度が 1.5km/k m以下 ■街路樹，緑など豊かなうるおいのあるまちづくりが計画されている	4/10
行政経営の大綱		■審議会，委員会を通じ地元意見を反映させ事業を進めている □計画段階から市民参加により事業を進めている	1/2

■費用便益分析結果総括表

【事業名】

事業名	伏見西部第四地区区画整理事業
事業所管課	南部区画整理事務所

1. 算出条件

基準年次	2018年（平成30年）
換地処分年度	2031年（平成43年）
便益算出手法 （概要）	土地区画整理事業における費用便益 分析マニュアル（平成21年7月）によ る。

2. 費用

	事業費※2	維持管理費	公共用地増加分に相 当する用地費	合 計
単純合計（税込み）	29,757	756	—	30,513
単純合計（税抜き）	27,553	700	10,784	39,037
基準年における 現在価値（C）※1	35,399	181	13,500	49,080

（単位：百万円）

※1: 事業費(税抜き) + 維持管理費[換地処分後50年目まで](税抜き) + 公共用地増加分に相当する用地費の税抜きに対する
基準年における現在価値

※2: 土地区画整理事業費 + その他費用(下水道整備費用等)

3. 便益額

供用年次の便益	138,395
基準年における 現在価値（B）※2	60,574

（単位：百万円）

※3: 評価期間(事業採択時から換地処分後50年目まで)の総便益額に対する基準年における現在価値

4. 費用便益分析費

B/C	1.23
-----	------

費用便益比（B／C）の算出

＜土地区画整理事業における費用便益比＞

- ・費用便益比：便益／費用
- ・便 益：土地区画整理事業により整備された道路、公園等の整備効果がすべて地価に帰着するという考え方に基づいて、事業が行われた場合と行われなかった場合の地価の差を便益として算出する。
- ・費 用：土地区画整理事業費と維持管理費と公共用地増加分に相当する用地費及びその他費用（下水道整備費用等）の総額を費用として算出する。
- ・対 象 地 区：施行地区内及び周辺区域（概ね500m）とする。
- ・評 価 期 間：事業採択時から換地処分後50年目までとする。
- ・そ の 他：費用便益比算出方法は、「土地区画整理事業における費用便益分析マニュアル（案）」（国土交通省都市・地域整備局市街地整備課 平成21年7月27日通知）に従う。

◎ 便 益

地価の差を便益として算出するが、具体的には下記の方法による。

- (1) 対象地区を土地区画整理事業の有・無に応じて、各々数ブロックに区分する。ブロック分けについては、公共施設の整備状況（用途地域、容積率、公共用地率等）等が類似した街区を合わせて一つのブロックとする。
- (2) 地価関数※1を用いて各ブロック別に地価を算出し、土地区画整理事業の有・無による対象地区全体の地価を算出する。
- (3) 事業の有無における地価の差が便益であるが、評価期間を換地処分後50年目までとしていることから、各年の便益を地代（地価×4％）に変換したものを換地処分後50年目まで集計し、現在価値に換算したものを便益とする。

※1：地価関数に用いる地点属性（変数）は下記のとおり。

- | | | |
|--------------|----------|-------|
| ・最寄り駅までの所要時間 | ・前面道路幅員 | ・用途地域 |
| ・都心までの所要時間 | ・公共用地率 | ・容積率 |
| ・公園までの距離 | ・下水道整備状況 | |

＊ 便益の算出

		地区内	周辺地区
宅地面積（㎡）	事業無	1,037,429	1,718,915
	事業有	909,196	1,718,915
	公共減歩	128,233	
	公共減歩率（％）	12.36%	
平均地価（円／㎡）	事業無	84,098	100,425
	事業有	121,097	111,042
	差	36,999	10,617
地価合計（百万円）	事業無	87,245	172,622
	事業有	110,101	190,872
	差	22,855	18,250
総地代（百万円）	事業無	3,058	6,905
	事業有	4,404	7,635
	差	1,346	730

※ 換地処分後５０年目までの総便益を算出し、これを現在価値に換算すると、

現在価値基準年	２０１８ 年
換地処分年	２０３１ 年
基準年における現在価値（百万円）	６０，５７４

（ただし、換地処分年は現事業計画による）

◎ 費 用

土地区画整理事業費と維持管理費と公共用地増加分に相当する用地費及びその他費用の総額とする。

- ・土地区画整理事業費 : ２６，２２８百万円
- ・維持管理費（換地処分後５０年目まで）: ７００百万円
- ・公共用地増加分に相当する用地費 : １０，７８４百万円
- ・その他費用（下水道整備費用等）: １，３２５百万円

※ 換地処分後５０年目までの総費用を算出し、これを現在価値に換算すると、

	事業費	維持管理費	用地費	その他	合計
現在価値基準年	２０１８ 年				
基準年における現在価値（百万円）	33,524	181	13,500	1,875	49,080

◎ 費用便益比

費用便益比（Ｂ／Ｃ）	１．２３
------------	------

平成30年度公共事業再評価対象事業調査

1 事業の概要

事業名	住宅地区改良事業 崇仁北部第三地区	事業所管課	都市計画局住宅室すまいまちづくり課
事業区間	京都市下京区上之町他	延長又は面積	面積A=2.73ha (地区内2.21ha, 地区外0.52ha)
事業概要 崇仁地区は、本市の中心部に位置し、東は鴨川、西は京都駅に隣接し、地区内を主要幹線や鉄道が貫通する、不良住宅が密集していた地域である。 当地区は区域が広く、一括して地区全体の事業に着手することができないため、地区を5つに分け、昭和35年から順次地区指定を行い、崇仁北部第三地区は、4番目（昭和57年）に地区指定を行った。 当地区の改良事業は、不良住宅の買収除却、用地取得、従前居住者のための改良住宅及び店舗の建設、道路及び児童遊園等の整備を行うことにより、地区内の住環境の改善を図ることを目的として事業を推進している。 <除却戸数> 不良住宅193戸（不良住宅率81.09%） <建設計画> 改良住宅125戸、店舗、集会所など			

2 事業の必要性等に関する視点

【事業の進捗状況】

※（ ）内は用地先行取得分含む

都市計画決定	—	事業採択年度	昭和58年度	用地着手年度	昭和58年度
工事着手年度	昭和62年度	完成予定年度	当初 昭和64年度 変更 平成31年度（事業計画最終年度）		
年度	全体事業	平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
不良住宅 除却等	N= 193 戸 C= 818 百万円	N= 192 戸 C= 773 百万円	N= — 戸 C= 1 百万円	N = 1 戸 C= 3 百万円	N= — 戸 C= 41 百万円
用地	A= 18,220 m ² C= 10,173 百万円	A= 18,039 m ² (A=18,062 m ²) C= 8,852 百万円 (C= 8,891 百万円)	A= — m ² C= 0 百万円	A= 38 m ² C= 76 百万円	A= 143 m ² C= 1,245 百万円
建設 その他	N= 125 戸 C= 2,969 百万円	N= 125 戸 C= 2,716 百万円	N= — 戸 C= 20 百万円	N= — 戸 C= 0 百万円	N= — 戸 C= 233 百万円
計	C= 13,960 百万円	C= 12,341 百万円 (C=12,380 百万円)	C= 21 百万円	C= 79 百万円	C= 1,519 百万円
進捗率 (累積)		不良住宅 除去等 :94.5% 用地 :87.0% その他 :91.5% 全体 :88.4% (88.7%)	不良住宅 除去等 :94.6% 用地 :87.0% その他 :92.2% 全体 :88.6%	不良住宅 除去等 :95.0% 用地 :87.8% その他 :92.2% 全体 :89.1%	100%

事業の進捗状況

☆主な事業の進捗状況（平成30年3月末）

平成 2年10月 改良住宅50戸竣工
 平成 7年 3月 改良住宅30戸竣工
 平成 8年 7月 崇仁まちづくり推進委員会の発足
 平成13年10月 改良住宅45戸、店舗5戸竣工
 平成14年 3月 高瀬川付替え工事完成
 平成16年 3月 店舗3戸竣工
 平成24年12月 東西道路c, d 竣工
 平成27年 3月 土地区画整理事業との合併施行を導入

	計画	実績	進捗率
不良住宅除却	193 戸	192 戸	99.5%
用地取得	18,220 m ²	18,039 m ²	99.5%
改良住宅建設	125 戸	125 戸	100.0%

平成27年度には土地利用計画などの見直しに伴う事業計画変更を行った。また将来ビジョン検討委員会の報告書の内容を踏まえ、土地区画整理事業との合併施行による早期の事業完了を目指す。

当初計画に比べて事業が遅れた理由

崇仁北部第三地区は、昭和58年度に事業認可を受け、事業を推進してきたが、事業進捗に大きく影響する用地取得において、バブル経済崩壊による地価の暴落等により、地権者との買収交渉が難航しているため、当初計画に比べて事業が遅れている。

【事業を巡る社会経済情勢等の変化】

○京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会

平成21年9月から22年6月までの都市計画、景観デザイン、住宅計画、地域経営、マスメディアなどの専門家、公募で選出された市民及び地元まちづくり組織や周辺地域の代表で構成される「京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会」を計7回開催した。検討委員会では「つなぐ」をキーワードにして、①崇仁北部地域全体を視野に入れた将来ビジョンの検討、②新たな利活用が可能な土地等の検討、③住宅ニーズの変化に対応した多様な住宅供給の検討、④住宅地区改良事業の早期完了の検討が行われた。

○人口減少と高齢化

用地買収による地区外への転出や少子高齢化の進行により、昭和60年では3,666人であった崇仁地区の人口は平成27年には1,405人に減少している。

また、65歳以上高齢者人口が平成22年で622人、高齢化率では、39.5%となっており、この数字は下京区平均の22.7%、京都市平均の23.0%を大きく上回っており、指標の上でも地区の活力低下は否めない。

○京都市立芸術大学の移転整備

平成25年3月に京都市立芸術大学から、同年6月に地元の崇仁自治連合会・崇仁まちづくり推進委員会の連名で、更に同年12月に下京区全23学区の自治連合会から、崇仁地域への芸大の移転整備を希望する要望書が提出され、平成26年1月6日の市長の年頭記者会見において、芸大を崇仁地域に移転整備する方針を発表した。

また、同大学の移転整備方針については、平成27年3月に「京都市立芸術大学移転整備基本構想」を、平成29年3月に「京都市立芸術大学移転整備基本計画」を策定しており、平成35年度の供用開始を予定している。

【上位計画から見た事業の有効性】

京都市基本計画	事業ごとの上位計画	具体的な効果等
☐ うるおい ☒ 活性化 ☒ すこやか ☒ まちづくり ☒ 行政経営の大綱	<京都市住宅マスタープラン> 第4章 1 地域の多様な特性を生かす 3 市場の機能を生かす 4 多様な主体との「共汗」、多様な分野・政策の「融合」を進める <京都市都市計画マスタープラン> 地域まちづくり構想編「5 崇仁地域」	☐ 地区内の住環境整備 ☐ 地域の活性化やコミュニティの再生 ☐ 魅力的機能、施設等の導入 ☐ 環境に配慮した魅力ある景観形成 ☐ 多様な住宅供給

【指標による評価】

客観的評価指標	評価結果	
事業採択についての条件を確認するための指標	事業の投資効果 (費用便益分析)	$B/C = 0.53$
	事業の要件	指標該当状況：○・無
事業の効果や必要性を評価するための指標	評価軸に対する該当状況： 3 / 4	

3 事業の進捗の見込みの視点

【事業の実施のめど、進捗の見通し等】

○不良住宅の除却＜遅延原因や問題点の解決等＞ 除却すべき不良住宅は1戸のみであり，平成30年度実施予定である。 ○地区の整備＜遅延原因や問題点の解決等＞ 公共施設（道路）整備を残すのみとなっているが，同地区内で実施する他事業完了後の施工となるため，事業計画の変更を検討する。 ○改良住宅の建設＜完了＞ 既に計画戸数の建設が完了している。

4 対応方針案

対応方針	事業継続 事業中止 事業休止 事業再開
理 由	本事業は，不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図り，災害を防止し，衛生を向上し，健康で文化的な生活を営むに足る住宅の集団的建設を促進し，公共の福祉に寄与することを目的としている。既に崇仁北部第三地区は，不良住宅が密集する状況をほぼ解消し，住宅建設も完了している。しかし，道路整備が完了していないため，防災面などで本事業の効果を十分に発揮できていないため，残す道路整備を進め，事業を継続する必要がある。

客観的評価指標（住宅地区改良事業）

【事業の要件】

環境・景観への 配慮事項	不良住宅の買収、除却を行い、跡地を公園・緑地等として整備することにより地域の住環境を向上させる。 また、高瀬川の整備において、天然石の使用や植栽を積極的に行うことにより、緑のある都市景観づくりと自然環境への配慮を行っている。
市民と行政の パートナーシップ	地元まちづくり組織との協議に基づいて事業全体の実施方針を決定するとともに、個々の具体的な事業に関する住民とのワークショップの開催や、住民への戸別訪問によるヒアリングにより、住民意見の反映に努めている。

【事業の必要性】

評価項目		評価指標	該当 状況
うるおい	市民生活とコミュニティ	□集会所等が無く、地域コミュニティの交流活動等に支障がある	—
すこやか	高齢者福祉	■高齢社会対応の住宅づくり等により、高齢者の定住が促進できる	1 / 1
まちづくり	土地利用と都市機能配置	■定住人口の増加により、地域活性化が期待できる ■地域周辺開発への波及効果が見込まれる	2 / 2
	景観	■老朽家屋が密集している等、地域景観上好ましくない ■地域整備により地域景観の向上に大きく寄与する	2 / 2
	住宅	■地区面積、不良住宅戸数、不良住宅率、戸数密度において、低居住水準地区に該当する ■地区の人口減少率、高齢化率が高く、活力がない ■木造老朽家屋が多く、火災時の危険性が高い □防災上危険な区域に立地する。（水害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、防災再開発促進地区、消防活動困難区域等） ■高齢者等の日常生活の不安に配慮した居住空間が確保できる	4 / 5
	道と緑	■必要な公共空間（道路、公園等）が確保される	1 / 1
行政経営の大綱		■審議会、委員会を通じ地元意見を反映させ事業を進めている ■計画段階から市民参加により事業をすすめている	2 / 2

■費用便益分析結果総括表

【事業名】

事業名	住宅地区改良事業崇仁北部第三地区
事業所管課	都市計画局住宅室すまいまちづくり課

1. 算出条件

基準年次	2018年
供用年度	1991年
便益算出手法 (概要)	住宅地区改良事業等 費用対効果分析マニュアル

2. 費用

	事業費	維持管理費	合計
単純合計 (税抜き)	138	9	148
基準年における 現在価値 (C) ※1	385	12	397

(単位：億円)

※1：検討期間（47年）の事業費＋維持管理費（税抜き）に対する基準年における現在価値

3. 便益額

供用年次の便益	247
基準年における 現在価値 (B) ※2	209

(単位：億円)

※2：検討期間（47年）の総便益額に対する基準年における現在価値

4. 費用便益分析費

B/C	0.53
-----	------

便 益 ・ 費 用 内 訳 表

便 益

(単位:億円)

地区整備便益	住宅等整備敷地内便益			便益計
	事業収益	建 物 残存価値	用地費	
42.2	100.0	2.9	101.7	246.8

費 用

(単位:億円)

不良住宅除却	用地取得	建設その他	維持管理	費用計
7.9	101.7	28.8	9.4	147.8

平成30年度公共事業再評価対象事業調査

1 事業の概要

事業名	住宅地区改良事業 崇仁北部第四地区	事業所管課	都市計画局住宅室 すまいまちづくり課
事業区間	京都市下京区郷之町他	延長又は面積	面積A=6.8ha (地区内6.4ha, 地区外0.4ha)
事業概要 崇仁地区は、本市の中心部に位置し、東は鴨川、西は京都駅に隣接し、地区内を主要幹線や鉄道が貫通する、不良住宅が密集していた地域である。 当地区は区域が広く、一括して地区全体の事業に着手することができないため、地区を5つに分け、昭和35年から順次地区指定を行い、崇仁北部第四地区は、5番目（昭和60年）に地区指定を行った。 当地区の改良事業は、不良住宅の買収除却、用地取得、従前居住者のための改良住宅及び店舗の建設、道路及び児童遊園等の整備を行うことにより、地区内の住環境の改善を図ることを目的として事業を推進している。 <除却戸数> 不良住宅436戸（不良住宅率81.90%） <建設計画> 改良住宅162戸、店舗、集会所など			

2 事業の必要性等に関する視点

【事業の進捗状況】

※（ ）内は用地先行取得分含む

都市計画決定	—	事業採択年度	昭和60年度	用地着手年度	昭和60年度
工事着手年度	平成11年度	完成予定年度	当初 平成3年度 変更 平成31年度（事業計画最終年度）		
年度	全体事業	平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
不良住宅 除却等	N= 436 戸 C= 3,664 百万円	N= 315 戸 C= 2,835 百万円	N= 23 戸 C= 102 百万円	L= 30 戸 C= 155 百万円	L= 68 戸 C= 572 百万円
用地	A= 38,645 m ² C= 34,217 百万円	A= 33,760 m ² (A=34,265 m ²) C= 25,644 百万円 (C=26,065 百万円)	A= 843 m ² C= 477 百万円	A= 1,122 m ² C= 385 百万円	A= 2,920 m ² C= 7,711 百万円
建設 その他	N= 162 戸 C= 4,413 百万円	N= 162 戸 C= 4,201 百万円	N= — 戸 C= 61 百万円	N= — 戸 C= 0 百万円	N= — 戸 C= 151 百万円
計	C= 42,294 百万円	C= 32,680 百万円 (C=33,101 百万円)	C= 640 百万円	C= 540 百万円	C= 8,434 百万円
進捗率 (累積)	—	不良住宅 除去等 :77.4% 用地 :74.9% その他 :95.2% 全体 :77.3% (78.3%)	不良住宅 除去等 :80.2% 用地 :76.3% その他 :96.6% 全体 :78.8%	不良住宅 除去等 :84.4% 用地 :77.5% その他 :96.6% 全体 :81.3%	100%

事業の進捗状況		☆主な事業の進捗（平成30年3月末）		
平成13年10月	改良住宅30戸竣工			
平成14年 3月	高瀬川付替え工事完成			
平成17年11月	改良住宅54戸、店舗5戸竣工			
平成18年 3月	店舗1戸竣工			
平成18年10月	店舗2戸竣工			
平成19年 2月	店舗2戸竣工			
平成21年 3月	東西道路C完成			
平成23年 3月	改良住宅26戸、集会所竣工			
平成23年 9月	新高瀬川遊歩道完成			
平成24年 3月	河原町通以西において土地区画整理事業との合併施行を導入			
平成27年 3月	崇仁地域全域において土地区画整理事業との合併施行を導入			
平成27年 9月	改良住宅52戸、店舗3戸竣工			
平成27年度には土地利用計画などの見直しに伴う事業計画変更を行った。また同年、崇仁地区における最後の改良住宅52戸が竣工した。今後も将来ビジョン検討委員会の報告書の内容を踏まえ、土地区画整理事業との合併施行による早期の事業完了を目指す。				

当初計画に比べて事業が遅れた理由
崇仁北部第四地区は、昭和60年度に事業認可を受け事業を実施してきたが、事業進捗に大きく影響する用地取得において、バブル経済崩壊による地価の暴落等により、地権者との買収交渉が難航しているため、当初計画に比べ事業が遅れている。

【事業を巡る社会経済情勢等の変化】

○京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会 平成21年9月から22年6月までの都市計画、景観デザイン、住宅計画、地域経営、マスメディアなどの専門家、公募で選出された市民及び地元まちづくり組織や周辺地域の代表で構成される「京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会」を計7回開催した。検討委員会では「つなぐ」をキーワードにして、①崇仁北部地域全体を視野に入れた将来ビジョンの検討、②新たな利活用が可能な土地等の検討、③住宅ニーズの変化に対応した多様な住宅供給の検討、④住宅地区改良事業の早期完了の検討が行われた。 ○人口減少と高齢化 用地買収による地区外への転出や少子高齢化の進行により、昭和60年では3,666人であった崇仁地区の人口は平成27年には1,405人に減少している。 また、65歳以上高齢者人口が平成22年で622人、高齢化率では、39.5%となっており、この数字は下京区平均の22.7%、京都市平均の23.0%を大きく上回っており、指標の上でも地区の活力低下は否めない。 ○京都市立芸術大学の移転整備 平成25年3月に京都市立芸術大学から、同年6月に地元の崇仁自治連合会・崇仁まちづくり推進委員会の連名で、更に同年12月に下京区全23学区の自治連合会から、崇仁地域への芸大の移転整備を希望する要望書が提出され、平成26年1月6日の市長の年頭記者会見において、芸大を崇仁地域に移転整備する方針を発表した。 また、同大学の移転整備方針については、平成27年3月に「京都市立芸術大学移転整備基本構想」を、平成29年3月に「京都市立芸術大学移転整備基本計画」を策定しており、平成35年度の供用開始を予定している。
--

【上位計画から見た事業の有効性】

京都市基本計画	事業ごとの上位計画	具体的な効果等
☐ うるおい ☒ 活性化 ☒ すこやか ☒ まちづくり ☒ 行政経営の大綱	<京都市住宅マスタープラン> 第4章 1 地域の多様な特性を生かす 3 市場の機能を生かす 4 多様な主体との「共汗」、多様な分野・政策の「融合」を進める <京都市都市計画マスタープラン> 地域まちづくり構想編「5 崇仁地域」	☐ 区内の住環境整備 ☐ 地域の活性化やコミュニティの再生 ☐ 魅力的機能、施設等の導入 ☐ 環境に配慮した魅力ある景観形成 ☐ 多様な住宅供給

【指標による評価】

客観的評価指標	評価結果	
事業採択についての条件を確認するための指標	事業の投資効果 (費用便益分析)	B/C = 0.34
	事業の要件	指標該当状況：○・無
事業の効果や必要性を評価するための指標	評価軸に対する該当状況： 3 / 4	

3 事業の進捗の見込みの視点

【事業の実施のめど、進捗の見通し等】

○不良住宅の除却<遅延原因や問題点の解決等> 不良住宅の除却が残98戸あり、そのうち、56戸が未買収となっている。これまで買収済みの土地が点在していることから、改良住宅の建設が進まず、不良住宅の買収交渉が難航する悪循環となっていたが、平成27年度に同地区における最後の改良住宅52戸が竣工し、その後は不良住宅の買収及び除却も順調に進捗している。 ○地区の整備<遅延原因や問題点の解決等> 買収済みの土地が点在していることから、事業進捗の遅れはあるものの、着実に公共施設の整備を進めている。 ○改良住宅の建設<遅延原因や問題点の解決等> 既に計画戸数の建設が完了している。

4 対応方針案

対応方針	☒ 事業継続 ☐ 事業中止 ☐ 事業休止 ☐ 事業再開
理由	- 本事業は、不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図り、災害を防止し、衛生を向上し、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の集団的建設を促進し、公共の福祉に寄与することを目的としている。崇仁北部第四地区には、多くの不良住宅が残っており、地区内住民の住環境を改善するためにも事業の継続が必要である。 - 崇仁北部第四地区には多くの不良住宅が残るものの、平成27年度に竣工した同地区最後の改良住宅への入居及び土地区画整理事業との合併施行の推進により早期の事業完了を目指す。

客観的評価指標（住宅地区改良事業）

【事業の要件】

環境・景観への 配慮事項	不良住宅の買収、除却を行い、跡地を公園・緑地等として整備することにより地域の住環境を向上させる。 また、高瀬川の整備において、天然石の使用や植栽を積極的に行うことにより、緑のある都市景観づくりと自然環境への配慮を行っている。
市民と行政の パートナーシップ	地元まちづくり組織との協議に基づいて事業全体の実施方針を決定するとともに、個々の具体的な事業に関する住民とのワークショップの開催や、住民への戸別訪問によるヒアリングにより、住民意見の反映に努めている。

【事業の必要性】

評価項目		評価指標	該当 状況
うるおい	市民生活とコミュニティ	□集会所等が無く、地域コミュニティの交流活動等に支障がある	—
すこやか	高齢者福祉	■高齢社会対応の住宅づくり等により、高齢者の定住が促進できる	1 / 1
まちづくり	土地利用と都市機能配置	■定住人口の増加により、地域活性化が期待できる ■地域周辺開発への波及効果が見込まれる	2 / 2
	景観	■老朽家屋が密集している等、地域景観上好ましくない ■地域整備により地域景観の向上に大きく寄与する	2 / 2
	住宅	■地区面積、不良住宅戸数、不良住宅率、戸数密度において、低居住水準地区に該当する ■地区の人口減少率、高齢化率が高く、活力がない ■木造老朽家屋が多く、火災時の危険性が高い □防災上危険な区域に立地する。（水害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、防災再開発促進地区、消防活動困難区域等） ■高齢者等の日常生活の不安に配慮した居住空間が確保できる	4 / 5
	道と緑	■必要な公共空間（道路、公園等）が確保される	1 / 1
行政経営の大綱		■審議会、委員会を通じ地元意見を反映させ事業を進めている ■計画段階から市民参加により事業をすすめている	2 / 2

■費用便益分析結果総括表

【事業名】

事業名	住宅地区改良事業崇仁北部第四地区
事業所管課	都市計画局住宅室すまいまちづくり課

1. 算出条件

基準年次	2018年
供用年度	2002年
便益算出手法 (概要)	住宅地区改良事業等 費用対効果分析マニュアル

2. 費用

	事業費	維持管理費	合計
単純合計 (税抜き)	419	12	431
基準年における 現在価値 (C) ※1	925	9	934

(単位：億円)

※1：検討期間（47年）の事業費＋維持管理費（税抜き）に対する基準年における現在価値

3. 便益額

供用年次の便益	589
基準年における 現在価値 (B) ※2	313

(単位：億円)

※2：検討期間（47年）の総便益額に対する基準年における現在価値

4. 費用便益分析費

B/C	0.34
-----	------

便 益 ・ 費 用 内 訳 表

便 益

(単位:億円)

整備便益	住宅等整備敷地内便益			便益計
	事業収益	建 物 残存価値	用地費	
83.1	160.0	4.0	342.2	589.3

費 用

(単位:億円)

不良住宅除却	用地取得	建設その他	維持管理	費用計
34.9	342.2	41.7	12.2	431.0

平成30年度公共事業再評価対象事業調査

1 事業の概要

事業名	高度処理施設整備事業	事業所管課	上下水道局下水道部計画課
事業箇所	鳥羽水環境保全センター 他	処理能力等 (平成29年度末)	処理能力：1,265,000 m ³ /日 処理面積：約13,000ha

事業概要

本市における下水道事業は、昭和5年の事業着手以降、下水道処理区域の拡大にあわせて施設の拡張を継続的に行ってきた結果、有機物や浮遊物質の除去を目的とした標準的な処理施設については、既に整備が完了している。現在、建設してから年数が経過し、老朽化した施設について順次改築更新を進めている。

一方、処理水の放流先である桂川、宇治川、淀川は、本市を含む流域自治体の下水道整備の進捗によって水質が改善されているが、その下流の大阪湾は閉鎖性水域であるため、富栄養化による水質悪化の改善が十分に進んでいない状況である。そのため、本市を含む流域各自自治体の下水道において、高度処理の導入による処理水質の向上が求められている。

本事業は、従来の標準的な処理よりも効率的に、富栄養化の原因となる窒素やリンの除去を可能とするための高度処理施設の導入を図るものである。具体的には、国及び流域各自自治体による大阪湾の水質環境基準の達成に向けた流域全体の計画である大阪湾・淀川流域別下水道整備総合計画に基づき、既存の処理施設の改築更新に併せて高度処理施設を導入することによって、段階的かつ計画的に高度処理化を推進するものである。



2 事業の必要性等に関する視点

【事業の進捗状況】

都市計画決定	昭和 7 年度		事業採択年度	平成 2 年度	
工事着手年度	平成 3 年度		完成予定年度	当初 平成 27 年度 変更 平成 55 年度	
年度	全体事業	平成 28 年度以前	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度以降
工事	窒素除去対応能力 Q=988,000m ³ /日 リン除去対応能力 Q=988,000m ³ /日 C=60,910 百万円	窒素除去対応能力 Q=336,500m ³ /日 リン除去対応能力 Q=389,500m ³ /日 C=27,240 百万円	窒素除去対応能力 Q= 0m ³ /日 リン除去対応能力 Q= 0m ³ /日 C= 0 百万円	窒素除去対応能力 Q= 0m ³ /日 リン除去対応能力 Q= 0m ³ /日 C= 0 百万円	窒素除去対応能力 Q=651,500m ³ /日 リン除去対応能力 Q=598,500m ³ /日 C=33,670 百万円
その他					
計	C=60,910 百万円	C=27,240 百万円	C= 0 百万円	C= 0 百万円	C=33,670 百万円
進捗率 (累積)		44.7%	44.7%	44.7%	100%
事業の進捗状況 市内の水環境保全センターについては、有機物や浮遊物質の除去を目的とした標準的な処理施設の整備については既に完了している。平成 29 年度末現在、高度処理施設については、全水環境保全センターにおける水処理施設 12 系列において、老朽化した施設の更新に合わせ、窒素やリン除去に対応した高度処理施設の整備を実施している。 今後、既存の処理施設の改築更新時期を捉えて段階的に事業を進捗し、平成 55 年度末までに、全系列において、窒素・リン同時除去対応の高度処理化を図る。					
当初計画に比べて事業が遅れた理由 - 近年の厳しい財政状況を受け、施設の長寿命化を図り、効率的に改築更新を進めることとし、これに伴い、高度処理化の時期の見直しを行ったため。 - 大阪湾における水質改善の推進を目的に、流域別下水道整備総合計画が見直され許容される放流水質が厳しくなり、より処理性能の高い施設計画へと見直す必要性が生じたため。					

【事業を巡る社会経済情勢等の変化】

- 大阪湾における水質改善状況が不十分である状況の中、水質規制が強化されている。 - 法令等の改正により、放流先の公共用水域の状況を考慮して放流水の水質の上限値を定め、それを遵守することが法的に義務化されるとともに、高度処理の積極的な推進が位置づけられた。

【上位計画から見た事業の有効性】

京都市基本計画	事業ごとの上位計画	具体的な効果等
☐ うるおい ☒ 活性化 ☐ すこやか ☒ まちづくり ☒ 行政経営の大綱	大阪湾・淀川流域別下水道整備総合計画 (平成 22 年度) 京都市下水道マスタープラン (平成 13 年度) 京都市水共生プラン (平成 16 年度) 京(みやこ)の水ビジョン (平成 29 年度) 京都市上下水道事業中期経営プラン (平成 29 年度)	河川の水環境や景観保全, 下流域の大都市の水道水源の保全, 及び閉鎖性水域である大阪湾の水質改善が期待できる。 (受益者): 本市を含む大阪湾・淀川流域の市民, 事業者等

【指標による評価】

客観的評価指標	評価結果	
事業採択についての条件を確認するための指標	事業の投資効果 (費用便益分析)	B / C = 6.79
	事業の要件	指標該当状況: ☒ 有・無
事業の効果や必要性を評価するための指標	評価軸に対する該当状況: 2 / 3	

3 事業の進捗の見込みの視点

【事業の実施のめど、進捗の見通し等】

厳しい財政事情の中、新たな経営戦略として策定した「京(みやこ)の水ビジョンーあすをつくるー」及び「中期経営プラン」においても、水環境保全センターにおける高度処理を着実に実施していくこととしている。 施設の長寿命化を含めた効率的な改築更新計画との整合を図りながら、平成 55 年度までに段階的な高度処理施設整備を実施していく予定である。

4 対応方針案

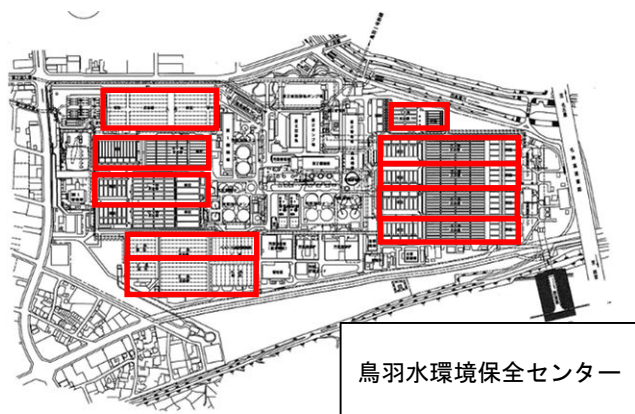
対応方針	☒ 事業継続 事業中止 事業休止 事業再開
理 由	淀川及び大阪湾における水質改善の推進には流域の各自治体が連携して取り組む必要があるとともに、本市は琵琶湖・淀川水系の中流域に位置する大都市として、下流域の水環境を保全するうえで重要な役割を担っていることから、積極的な取組が求められる。 下水の高度処理は、水質改善の方策として有効な手段であり、流域別下水道整備総合計画に基づき、着実に推進していくことが求められていることから、施設の老朽化に伴い必要となる改築更新計画との整合を図り、継続的に進捗させていく必要がある。

事業名：高度処理施設整備事業

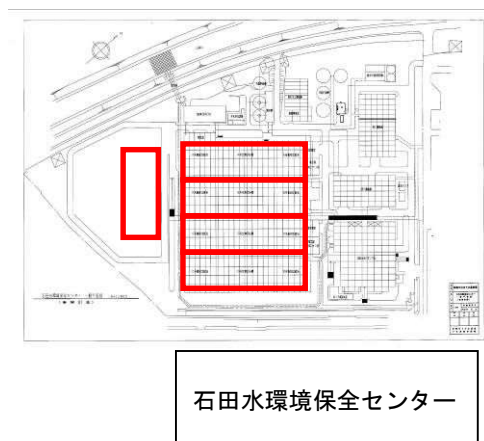
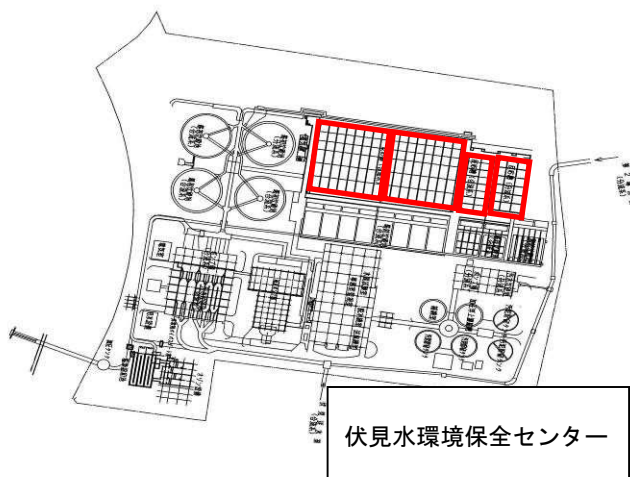
[箇所図]



[模式図]



凡	例
	高度処理対象系列



事業名：高度処理施設整備事業

[写 真]



鳥羽水環境保全センター



高度処理施設

鳥羽水環境保全センター吉祥院支所



高度処理施設



伏見水環境保全センター



高度処理施設

石田水環境保全センター



高度処理施設



客観的評価指標（下水道事業（高度処理施設整備事業））

【事業の要件】

環境・景観への配慮事項	- 下水の高度処理により、淀川及び大阪湾など公共用水域の水環境を改善する。 - 施設更新時には景観に配慮し、水環境保全センターと周辺環境との調和を図る。 - 高度処理導入時には、最新の技術を活用して省資源・省エネルギーに努め、地球温暖化防止に貢献する。
市民と行政のパートナーシップ	「京の水ビジョンーあすをつくるー」作成時に市民から意見を募集している。 「京都市水共生プラン」に位置付けられた施策であり、良好な水環境の実現に向け、市民、行政が連携して取組を推進する。

【事業の必要性】

評価項目		評価指標	該当状況
活性化	産業・商業	☐ 浸水軽減により観光産業の振興に寄与する。	0/1
まちづくり	道と緑	☐ 道路冠水対策により交通機能の維持を図る事業である。 ☐ 下水道施設の多目的利用（公園施設など）に寄与する。	0/2
	くらしの水	☐ 建設副産物や下水汚泥等の有効利用、発生抑制、減量化に寄与する。 ☐ 雨天時の河川への下水放流を削減し、水環境改善に寄与する。 ■河川に清流を甦らせ、周辺の水環境を改善する。 ☐ 省資源・省エネルギーに寄与する。 ■工事や維持管理に際して、環境への負荷低減策を講じている。 ■水辺環境の保全・活用に寄与する。 ☐ 資源・エネルギーの有効利用に寄与する。 ■水質汚濁や悪臭などの防止に寄与する。 ☐ 浸水軽減により、市街地の住居や企業の資産を保全する。 ☐ 浸水に対する安全性の向上に寄与する事業である。 ☐ 施設の耐震性やシステム全体の安全性・柔軟性の向上に寄与する。 ☐ 河川と連携した総合的な治水対策に寄与する。 ☐ 浸水による交通途絶による被害拡大を軽減する事業である。 ■公共用水域の水質の安全性向上を図る事業である。 ■京都市下水道マスタープランに位置づけられた事業である。 ■京都市水共生プランに位置づけられた事業である。 ■放流先水域の水環境保全に係る計画と整合している。	8/17
行政経営の大綱		☐ 審議会、委員会を通じ地元意見を反映させ事業を進めている。 ■計画段階から市民参加により事業を進めている。 ■市会から事業実施に対する理解を得ている。	2/3

■費用便益分析結果総括表

【事業名】

事業名	高度処理施設整備事業
事業所管課	上下水道局下水道部計画課

1. 算出条件

基準年度	平成30年度
完成予定年度	平成55年度
便益算出手法	下水道事業における費用効果分析マニュアル（平成28年12月，国土交通省水管理・国土保全局下水道部）に基づく。 ■便益計測の概要 （１）高度処理事業による便益は，高度処理導入時の公共用水域の水質保全効果から，通常の処理（二次処理）による公共用水域の水質保全効果を差し引いたものとする。 （２）評価は代替費用法で行い，高度処理事業で削減される汚濁負荷量を他の手法で削減した場合に係わる費用と，整備した施設の資産としての残存価値との和を便益とする。 ◎他の手法による汚濁負荷量削減について ①浚渫事業 下水道高度処理による汚濁負荷削減の代替として，土砂の浚渫を行うもの。 ②生活排水処理の高度化事業 高度処理施設に対応する費用として，下水道事業以外の生活排水処理施設を高度化した場合を想定し，当該事業に係る費用を便益として算出する。

2. 費用

	事業費	維持管理費	更新費※2	合計
単純合計	60,910	176,178	118,677	355,765
基準年における 現在価値(C)※1	47,375	55,927	29,736	133,038

(単位：百万円)

※1 事業費＋維持管理費＋更新費に対する基準年における現在価値。

※2 検討期間（事業完了後50年）内に耐用年数を迎える施設の更新費。

3. 便益額

検討期間の総便益	2,524,607
基準年における 現在価値(B)※3	903,826

(単位：百万円)

※3 検討期間の総便益額に対する基準年における現在価値。

4. 費用便益分析比

B / C	6.79
-------	------

平成30年度公共事業再評価対象事業調査

1 事業の概要

事業名	鳥羽処理区合流式下水道改善対策事業	事業所管課	上下水道局下水道部計画課																																				
事業箇所	上京区, 中京区, 下京区 他	対象面積	5,254ha																																				
事業概要 鳥羽処理区の戦前から昭和50年代にかけて下水道が整備された地域は、主に汚水と雨水を同一の管きょで流す合流式下水道の区域であり、一定以上の降雨時には、汚水の混じった雨水が雨水吐から鴨川等の公共用水域へ流出し、公衆衛生上の観点から問題となっていることから、雨水吐から流出する汚濁量の削減対策（合流式下水道の改善）が求められている。 本事業は、降雨初期の汚水の混じった雨水を貯留し、降雨終了後に鳥羽水環境保全センターに送水して、処理を行うことができるよう貯留幹線や滞水池を整備するとともに、雨水吐からの夾雑物（ゴミ）流出を抑える対策を行い、河川へ流出する汚濁量を分流式下水道と同程度に削減して水環境の改善を図るものである。 主要施設の概要 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>管径 (mm)</th><th>延長 (m)</th><th>実施状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堀川中央幹線</td><td>6,000</td><td>2,690</td><td>施工済 (H11～H19)</td></tr> <tr> <td>東大路幹線</td><td>1,350～4,500</td><td>8,100</td><td>施工済 (S63～H8)</td></tr> <tr> <td>岡崎丸太町幹線</td><td>1,350～2,600</td><td>1,820</td><td>施工済 (H6～H12)</td></tr> <tr> <td>七条西幹線</td><td>3,000</td><td>1,400</td><td>施工済 (H18～H26)</td></tr> <tr> <td>山ノ内南幹線</td><td>2,000</td><td>2,100</td><td>施工済 (H18～H27)</td></tr> <tr> <td>七条東幹線</td><td>3,500</td><td>2,350</td><td>施工済 (H19～H27)</td></tr> <tr> <td>朱雀北幹線</td><td>2,300</td><td>1,750</td><td>施工済 (H22～H28)</td></tr> <tr> <td>吉祥院幹線</td><td>800～2,800</td><td>4,840</td><td>施工済 (S61～H6)</td></tr> </tbody> </table>					管径 (mm)	延長 (m)	実施状況	堀川中央幹線	6,000	2,690	施工済 (H11～H19)	東大路幹線	1,350～4,500	8,100	施工済 (S63～H8)	岡崎丸太町幹線	1,350～2,600	1,820	施工済 (H6～H12)	七条西幹線	3,000	1,400	施工済 (H18～H26)	山ノ内南幹線	2,000	2,100	施工済 (H18～H27)	七条東幹線	3,500	2,350	施工済 (H19～H27)	朱雀北幹線	2,300	1,750	施工済 (H22～H28)	吉祥院幹線	800～2,800	4,840	施工済 (S61～H6)
	管径 (mm)	延長 (m)	実施状況																																				
堀川中央幹線	6,000	2,690	施工済 (H11～H19)																																				
東大路幹線	1,350～4,500	8,100	施工済 (S63～H8)																																				
岡崎丸太町幹線	1,350～2,600	1,820	施工済 (H6～H12)																																				
七条西幹線	3,000	1,400	施工済 (H18～H26)																																				
山ノ内南幹線	2,000	2,100	施工済 (H18～H27)																																				
七条東幹線	3,500	2,350	施工済 (H19～H27)																																				
朱雀北幹線	2,300	1,750	施工済 (H22～H28)																																				
吉祥院幹線	800～2,800	4,840	施工済 (S61～H6)																																				

2 事業の必要性等に関する視点

【事業の進捗状況】

都市計画決定	昭和61年度		事業採択年度	昭和61年度	
工事着手年度	昭和61年度		完成予定年度	平成35年度	
年度	全体事業	平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
工事	L= 25,050m C= 85,339 百万円	L= 25,050m C= 82,404 百万円	L= 0m C= 0 百万円	L= 0m C= 0 百万円	L= 0m C= 2,935 百万円
その他					
計	C=85,339 百万円	C=82,404 百万円	C= 0 百万円	C= 0 百万円	C= 2,935 百万円
進捗率 (累積)		96.6%	96.6%	96.6%	100%

事業の進捗状況

昭和61年度から一定以上の降雨時に河川へ流出する汚水の混じった雨水を貯留する幹線や滞水池の整備、夾雑物対策を進めており、大規模幹線の整備については概ね完成している。残る滞水池等の整備についても、順次を進める予定をしている。

本事業については、平成15年度の下水道法施行令の改正により、平成35年度までに合流式下水道緊急改善対策を完了することが必要となっているため、着実に事業を進めている。

当初計画に比べて事業が遅れた理由

限られた財源のなかで、平成35年度までに完了できるよう事業を推進している。

【事業を巡る社会経済情勢等の変化】

平成15年度の下水道法施行令の改正により、平成35年度までに合流改善対策を完了させることが義務付けられた。

【上位計画から見た事業の有効性】

京都市基本計画	事業ごとの上位計画	具体的な効果等
☐ うるおい ☒ 活性化 ☐ すこやか ☒ まちづくり ☒ 行政経営の大綱	京都市下水道マスタープラン (平成 13 年度) 京都市水共生プラン (平成 16 年度) 京(みやこ)の水ビジョン (平成 29 年度) 京都市上下水道事業中期経営 プラン (平成 29 年度)	公共水域への汚濁負荷を減らす ことで、良好な水環境の維持・ 回復を図る。 (受益者)：地域、流域の住民・ 事業者等

【指標による評価】

客観的評価指標	評価結果	
事業採択についての条件を確認 するための指標	事業の投資効果 (費用便益分析)	B / C = 8.04
	事業の要件	指標該当状況： ☒ 有・無
事業の効果や必要性を評価する ための指標	評価軸に対する該当状況： 2 / 3	

3 事業の進捗の見込みの視点

【事業の実施のめど、進捗の見通し等】

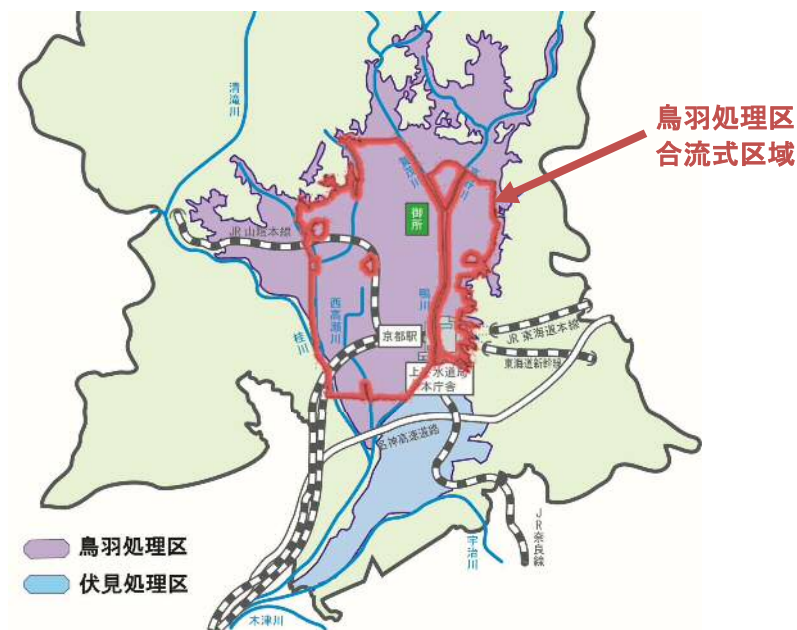
平成 30 年度からの「京の水ビジョン—あすをつくる—」及び「京都市上下水道事業中期経営プラン」において、平成 35 年度までに本事業を完了することを位置付けている。
 今後は、水環境保全センターにおける滞水池等の整備を着実に進めることで、平成 35 年度までに事業を完了させる予定である。

4 対応方針案

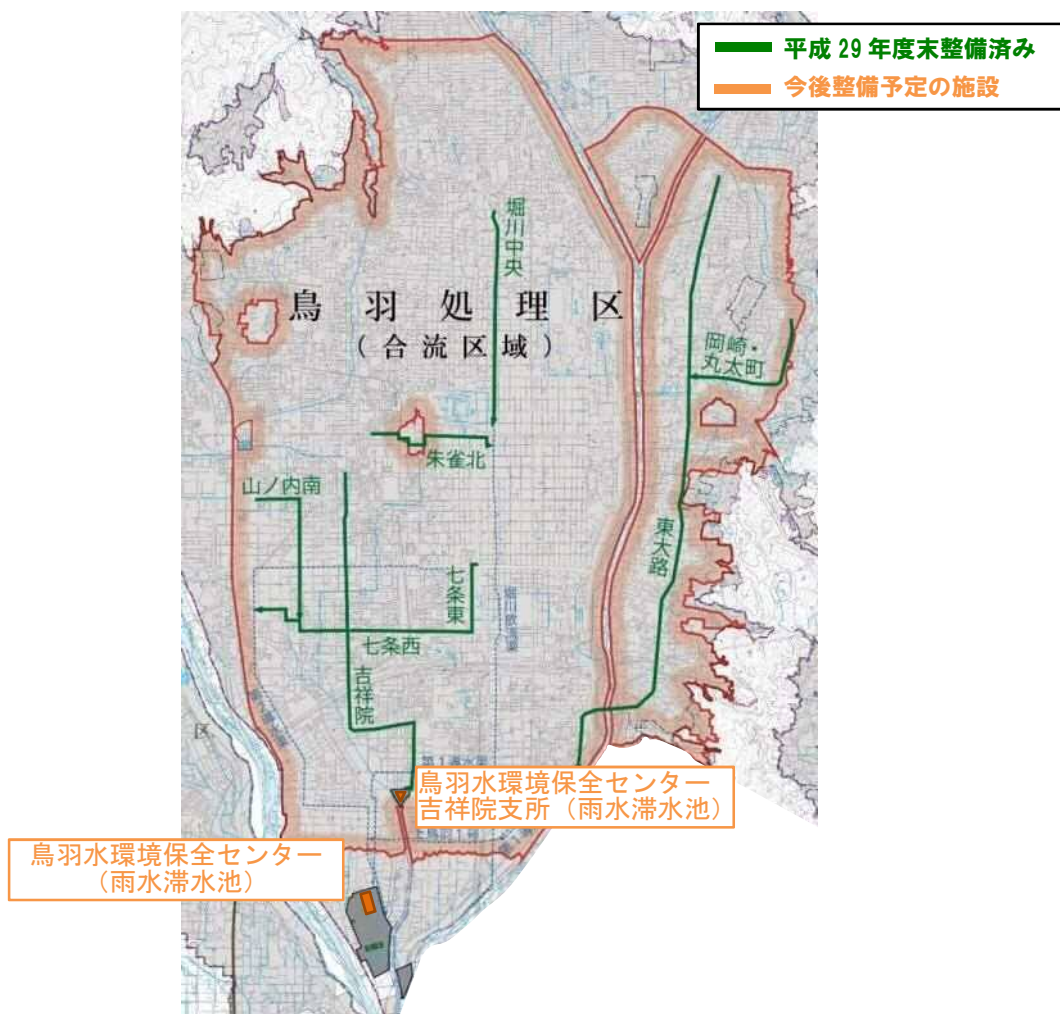
対応方針	☒ 事業継続 事業中止 事業休止 事業再開
理 由	本事業は、下水道法施行令で定められており、平成 35 年度までに対策を完了させる必要があるとともに、下流域を含めた公共用水域の水環境保全のため合流式下水道の改善対策は緊急的に必要であることから、事業継続が必要である。

事業名：鳥羽処理区合流式下水道改善対策事業

〔箇所図〕



〔模式図〕



事業名：鳥羽処理区合流式下水道改善対策事業

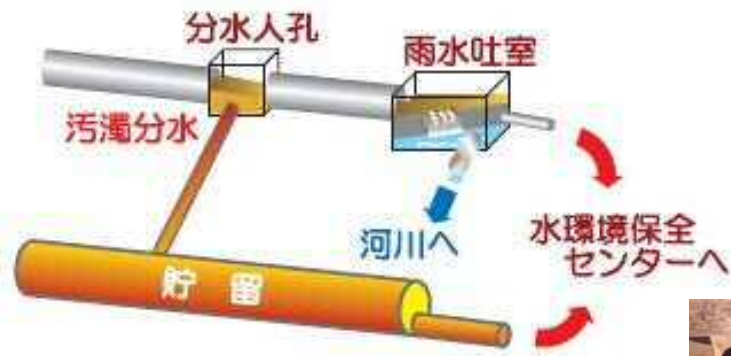
対策前：合流式下水道では，雨水吐口から，一定以上の降雨時に汚水の混じった雨水が鴨川等の公共用水域に流出し，水環境に悪影響を与えている。



一定以上の雨が降ると，汚水の混じった雨水が河川等の公共用水域に流出する。



対策：汚水の混じった雨水を一時的に貯留する幹線等を整備し，汚濁量を削減



貯留幹線（堀川中央幹線）



雨水吐の改造（夾雑物対策）

客観的評価指標（下水道事業（鳥羽処理区 合流式下水道改善対策事業））

【事業の要件】

環境・景観への配慮事項	・ 降雨初期の汚水の混じった雨水を貯留し、降雨終了後に鳥羽水環境保全センターに送水して、処理を行うことができるよう貯留幹線や滞水池を整備するとともに、雨水吐から公共用水域への夾雑物（ゴミ）を抑える対策を行い、河川へ流出する汚濁量を分流式下水道と同程度に削減し、環境や景観を守る事業である。 ・ 工事の設計・施工に当っては、周辺環境や景観に配慮し、事業を推進している。
市民と行政のパートナーシップ	・ 「京の水ビジョンーあすをつくるー」作成時に市民から意見を募集している。 ・ 「京都市水共生プラン」に位置付けられた施策であり、良好な水環境の実現に向け、市民、行政が連携して取組を推進する。

【事業の必要性】

評価項目		評価指標	該当状況
活性化	産業・商業	☐ 浸水軽減により観光産業の振興に寄与する。	0/1
まちづくり	道と緑	☐ 道路冠水対策により交通機能の維持を図る事業である。 ☐ 下水道施設の多目的利用（公園施設など）に寄与する。	0/2
	くらしの水	☐ 建設副産物や下水汚泥等の有効利用、発生抑制、減量化に寄与する。 ■ 雨天時の河川への下水放流を削減し、水環境改善に寄与する。 ■ 河川に清流を甦らせ、周辺の水環境を改善する。 ☐ 省資源・省エネルギーに寄与する。 ■ 工事や維持管理に際して、環境への負荷低減策を講じている。 ■ 水辺環境の保全・活用に寄与する。 ☐ 資源・エネルギーの有効利用に寄与する。 ■ 水質汚濁や悪臭などの防止に寄与する。 ☐ 浸水軽減により、市街地の住居や企業の資産を保全する。 ☐ 浸水に対する安全性の向上に寄与する事業である。 ☐ 施設の耐震性やシステム全体の安全性・柔軟性の向上に寄与する。 ☐ 河川と連携した総合的な治水対策に寄与する。 ☐ 浸水による交通途絶による被害拡大を軽減する事業である。 ■ 公共用水域の水質の安全性向上を図る事業である。 ■ 京都市下水道マスタープランに位置づけられた事業である。 ■ 京都市水共生プランに位置づけられた事業である。 ■ 放流先水域の水環境保全に係る計画と整合している。	9/17
行政経営の大綱		☐ 審議会、委員会を通じ地元意見を反映させ事業を進めている。 ■ 計画段階から市民参加により事業を進めている。 ■ 市会から事業実施に対する理解を得ている。	2/3

■費用便益分析結果総括表

【事業名】

事業名	鳥羽処理区 合流式下水道改善対策事業
事業所管課	上下水道局下水道部計画課

1. 算出条件

基準年度	平成30年度
完成予定年度	平成35年度
便益算出手法	下水道事業における費用効果分析マニュアル（平成28年12月，国土交通省水管理・国土保全局下水道部）に基づく。 ■便益計測の概要 合流式下水道の改善をしなかった場合に発生する汚水の越流に伴う汚濁負荷の流出及び水質汚染を回避するための代替費用を，便益に計上する。 ※被害評価項目 マニュアルで位置づける評価項目のうち下記項目について計測した。 ・管路の清掃費用 ・道路の清掃費用

2. 費用

	事業費	維持管理費	更新費※2	合計
単純合計	85,339	33,880	90,772	209,991
基準年における 現在価値(C)※1	94,513	19,462	31,043	145,018

(単位：百万円)

※1 事業費＋維持管理費＋更新費に対する基準年における現在価値

※2 検討期間（事業完了後50年）内に耐用年数を迎える施設の更新費。

3. 便益額

検討期間の総便益	2,102,544
基準年における 現在価値(B)※3	1,166,019

(単位：百万円)

※3 検討期間の総便益額に対する基準年における現在価値

4. 費用便益分析比

B / C	8.04
-------	------

平成30年度公共事業再評価対象事業調査

1 事業の概要

事業名	伏見処理区合流式下水道改善対策事業	事業所管課	上下水道局下水道部計画課																																
事業箇所	伏見区	対象面積	815ha																																
事業概要 伏見処理区の昭和30年代から昭和50年にかけて下水道が整備された地域は、主に汚水と雨水を同一の管きよで流す合流式下水道の区域であり、一定以上の降雨時には、汚水の混じった雨水が雨水吐から宇治川等の公共用水域へ流出し、公衆衛生上の観点から問題となっていることから、雨水吐から河川へ流出する汚濁量の削減対策（合流式下水道の改善）が求められている。 本事業は、降雨初期の汚水の混じった雨水を貯留し、降雨終了後に伏見水環境保全センターに送水して、処理を行うことができるよう貯留幹線や滞水池を整備するとともに、雨水吐からの夾雑物（ゴミ）流出を抑える対策を行い、河川へ流出する汚濁量を分流式下水道と同程度に削減して水環境の改善を図るものである。 主要施設の概要 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>管径 (mm)</th><th>延長 (m)</th><th>実施状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大手筋北幹線</td><td>3,000</td><td>620</td><td>施工済 (H24)</td></tr> <tr> <td>大手筋幹線</td><td>3,000</td><td>700</td><td>施工済 (H22)</td></tr> <tr> <td>大手筋南幹線</td><td>1,500～1,800</td><td>1,100</td><td>施工済 (H24)</td></tr> <tr> <td>伏見3号・4号分流幹線</td><td>1,200～1,650</td><td>540</td><td>施工済 (H26)</td></tr> <tr> <td>津知橋幹線</td><td>2,400</td><td>1,210</td><td>施工中 (H29～H31)</td></tr> <tr> <td>津知橋北幹線</td><td>600</td><td>470</td><td>未施工</td></tr> <tr> <td>伏見第3導水きよ</td><td>3,000</td><td>2,200</td><td>施工中 (H27～H31)</td></tr> </tbody> </table>					管径 (mm)	延長 (m)	実施状況	大手筋北幹線	3,000	620	施工済 (H24)	大手筋幹線	3,000	700	施工済 (H22)	大手筋南幹線	1,500～1,800	1,100	施工済 (H24)	伏見3号・4号分流幹線	1,200～1,650	540	施工済 (H26)	津知橋幹線	2,400	1,210	施工中 (H29～H31)	津知橋北幹線	600	470	未施工	伏見第3導水きよ	3,000	2,200	施工中 (H27～H31)
	管径 (mm)	延長 (m)	実施状況																																
大手筋北幹線	3,000	620	施工済 (H24)																																
大手筋幹線	3,000	700	施工済 (H22)																																
大手筋南幹線	1,500～1,800	1,100	施工済 (H24)																																
伏見3号・4号分流幹線	1,200～1,650	540	施工済 (H26)																																
津知橋幹線	2,400	1,210	施工中 (H29～H31)																																
津知橋北幹線	600	470	未施工																																
伏見第3導水きよ	3,000	2,200	施工中 (H27～H31)																																

2 事業の必要性等に関する視点

【事業の進捗状況】

都市計画決定	平成7年度		事業採択年度	平成7年度	
工事着手年度	平成18年度		完成予定年度	平成35年度	
年度	全体事業	平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
工事	L= 6,840m C= 17,172 百万円	L= 2,960m C= 10,115 百万円	L= 0m C= 1,111 百万円	L= 0m C= 2,491 百万円	L= 3,880m C= 3,455 百万円
その他					
計	C=17,172 百万円	C=10,115 百万円	C=1,111 百万円	C=2,491 百万円	C= 3,455 百万円
進捗率 (累積)		58.9%	65.4%	79.9%	100%
事業の進捗状況 平成18年度から、雨天時に河川へ流出する汚水の混じった雨水を貯留する幹線や滞水池等の施設についても、順次整備を進めている。 本事業については、平成15年度の下水道法施行令の改正により、平成35年度までに合流式下水道緊急改善対策を完了することが必要となっているため、着実に事業を進めている。 当初計画に比べて事業が遅れた理由 限られた財源のなかで、平成35年度までに完了できるよう事業を推進している。					

【事業を巡る社会経済情勢等の変化】

平成15年度の下水道法施行令の改正により、平成35年度までに合流改善対策を完了させることが義務付けられた。

【上位計画から見た事業の有効性】

京都市基本計画	事業ごとの上位計画	具体的な効果等
☐ うるおい ☒ 活性化 ☐ すこやか ☒ まちづくり ☒ 行政経営の大綱	京都市下水道マスタープラン (平成 13 年度) 京都市水共生プラン (平成 16 年度) 京(みやこ)の水ビジョン (平成 29 年度) 京都市上下水道事業中期経営 プラン (平成 29 年度)	公共水域への汚濁負荷を減らす ことで、良好な水環境の維持・ 回復を図る。 (受益者): 地域、流域の住民・ 事業者等

【指標による評価】

客観的評価指標	評価結果	
事業採択についての条件を確認 するための指標	事業の投資効果 (費用便益分析)	B / C = 6 . 4 6
	事業の要件	指標該当状況: ☒ 有 ・ 無
事業の効果や必要性を評価する ための指標	評価軸に対する該当状況: 2 / 3	

3 事業の進捗の見込みの視点

【事業の実施のめど、進捗の見通し等】

平成 30 年度からの「京の水ビジョン—あすをつくる—」及び「京都市上下水道事業中期経営プラン」において、平成 35 年度までに本事業を完了することを位置付けている。
 今後は、貯留幹線等の整備を着実に進めることで、平成 35 年度までに事業を完了させる予定である。

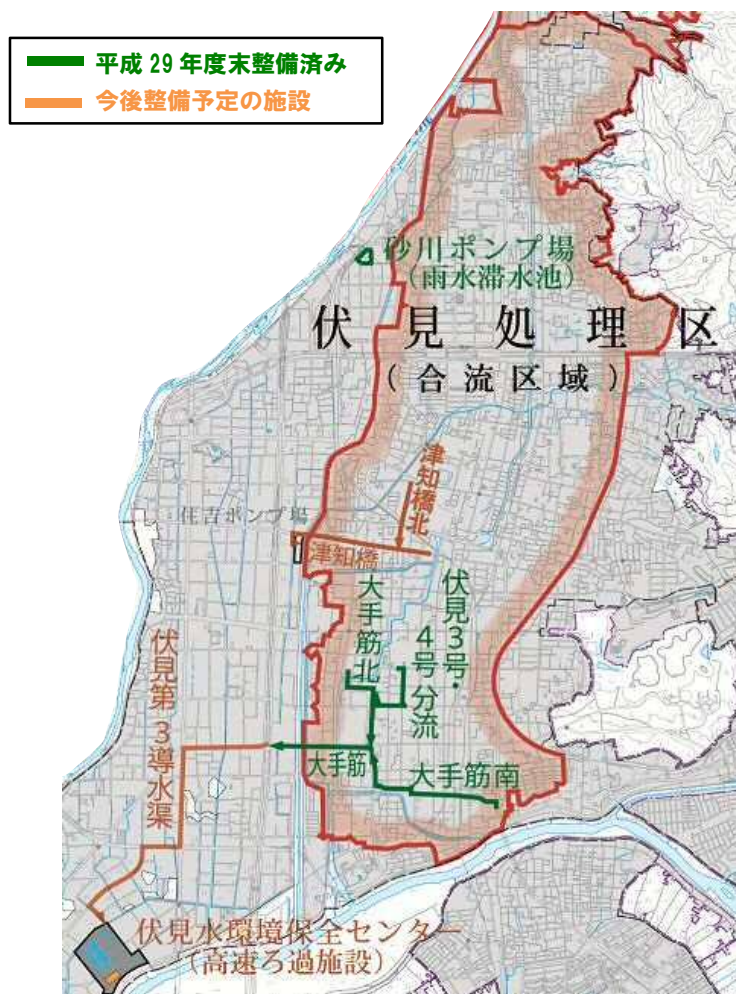
4 対応方針案

対応方針	☒ 事業継続 事業中止 事業休止 事業再開
理 由	本事業は、下水道法施行令で定められており、平成 35 年度までに対策を完了させる必要があるとともに、下流域を含めた公共用水域の水環境保全のため合流式下水道の改善対策は緊急的に必要であることから、事業継続が必要である。

[箇所図]



[模式図]



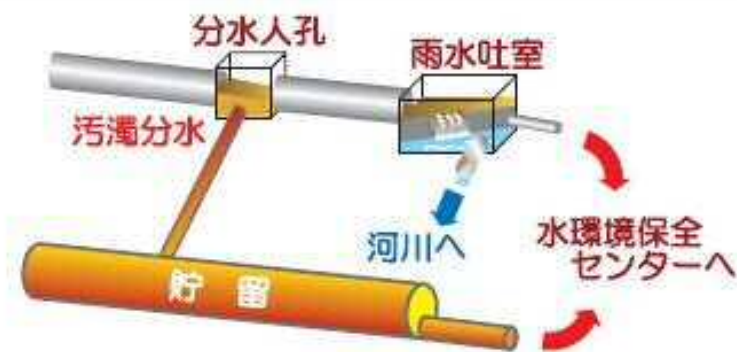
対策前：合流式下水道では、雨水吐口から、一定以上の降雨時に汚水の混じった雨水が宇治川等の公共用水域に流出し、水環境に悪影響を与えている。



一定以上の雨が降ると、汚水の混じった雨水が河川等の公共用水域に流出する。



対策：汚水の混じった雨水を一時的に貯留する幹線等を整備し、汚濁量を削減



貯留幹線（伏見第3導水渠）



雨水吐の改造（夾雑物対策）

客観的評価指標（下水道事業（伏見処理区 合流式下水道改善対策事業））

【事業の要件】

環境・景観への配慮事項	・ 降雨初期の汚水の混じった雨水を貯留し、降雨終了後に伏見水環境保全センターに送水して、処理を行うことができるよう貯留幹線を整備するとともに、雨水吐から公共用水域への夾雑物（ゴミ）を抑える対策を行い、河川へ流出する汚濁量を分流式下水道と同程度に削減し、環境や景観を守る事業である。 ・ 工事の設計・施工に当っては、周辺環境や景観に配慮し、事業を推進している。
市民と行政のパートナーシップ	・ 「京の水ビジョンーあすをつくるー」作成時に市民から意見を募集している。 ・ 「京都市水共生プラン」に位置付けられた施策であり、良好な水環境の実現に向け、市民、行政が連携して取組を推進する。

【事業の必要性】

評価項目		評価指標	該当状況
活性化	産業・商業	☐ 浸水軽減により観光産業の振興に寄与する。	0/1
まちづくり	道と緑	☐ 道路冠水対策により交通機能の維持を図る事業である。 ☐ 下水道施設の多目的利用（公園施設など）に寄与する。	0/2
	くらしの水	☐ 建設副産物や下水汚泥等の有効利用、発生抑制、減量化に寄与する。 ☒ 雨天時の河川への下水放流を削減し、水環境改善に寄与する。 ☒ 河川に清流を甦らせ、周辺の水環境を改善する。 ☐ 省資源・省エネルギーに寄与する。 ☒ 工事や維持管理に際して、環境への負荷低減策を講じている。 ☒ 水辺環境の保全・活用に寄与する。 ☐ 資源・エネルギーの有効利用に寄与する。 ☒ 水質汚濁や悪臭などの防止に寄与する。 ☐ 浸水軽減により、市街地の住居や企業の資産を保全する。 ☐ 浸水に対する安全性の向上に寄与する事業である。 ☐ 施設の耐震性やシステム全体の安全性・柔軟性の向上に寄与する。 ☐ 河川と連携した総合的な治水対策に寄与する。 ☐ 浸水による交通途絶による被害拡大を軽減する事業である。 ☒ 公共用水域の水質の安全性向上を図る事業である。 ☒ 京都市下水道マスタープランに位置づけられた事業である。 ☒ 京都市水共生プランに位置づけられた事業である。 ☒ 放流先水域の水環境保全に係る計画と整合している。	9/17
行政経営の大綱		☐ 審議会、委員会を通じ地元意見を反映させ事業を進めている。 ☒ 計画段階から市民参加により事業を進めている。 ☒ 市会から事業実施に対する理解を得ている。	2/3

■費用便益分析結果総括表

【事業名】

事業名	伏見処理区 合流式下水道改善対策事業
事業所管課	上下水道局下水道部計画課

1. 算出条件

基準年度	平成30年度
完成予定年度	平成35年度
便益算出手法	下水道事業における費用効果分析マニュアル（平成28年12月，国土交通省水管理・国土保全局下水道部）に基づく。 ■便益計測の概要 合流式下水道の改善をしなかった場合に発生する汚水の越流に伴う汚濁負荷の流出及び水質汚染を回避するための代替費用を，便益に計上する。 ※被害評価項目 マニュアルで位置づける評価項目のうち下記項目について計測した。 ・管路の清掃費用 ・道路の清掃費用

2. 費用

	事業費	維持管理費	更新費※2	合計
単純合計	17,172	5,056	18,115	40,343
基準年における 現在価値(C)※1	17,373	2,280	3,294	22,947

(単位：百万円)

※1 事業費＋維持管理費＋更新費に対する基準年における現在価値

※2 検討期間（事業完了後50年）内に耐用年数を迎える施設の更新費。

3. 便益額

検討期間の総便益	347,002
基準年における 現在価値(B)※3	148,333

(単位：百万円)

※3 検討期間の総便益額に対する基準年における現在価値

4. 費用便益分析比

B / C	6.46
-------	------

平成30年度公共事業再評価対象事業調査

1 事業の概要

事業名	新川排水区浸水対策事業	事業所管課	上下水道局下水道部計画課		
事業区間	西京区下津林地区他	対象面積	143ha		
事業概要					
桂川右岸に位置する一級河川新川流域は、市街化の進行に伴う雨水流出量の増加に対し、河川や排水路の能力不足から浸水被害が発生してきた。					
そこで、昭和 48 年度から進められている新川改修事業の進捗に合わせ、10 年に 1 度の大雨（62mm/時）に対応する排水路の改修、能力不足を補う雨水幹線、雨水調整池の整備を進めている。					
主要施設の概要					
内容	排水区	施設名	口径（mm）	延長（m）	実施状況
排水路の改修	第 2	新川 2 号幹線	幅員 1,300～2,300	490m	施工済（S62～H8）
調整池整備		雨水調整池	貯留量 7,700 m3		施工済（H24）
排水路の新設	第 6	新川 6 号幹線	2,200	1,180m	施工中（H26～30）

2 事業の必要性等に関する視点

【事業の進捗状況】

都市計画決定	昭和61年度		事業採択年度	昭和61年度	
工事着手年度	昭和62年度		完成予定年度	当初変更	平成12年度 平成33年度
年度	全体事業	平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
工事	L= 3,470m C= 2,961 百万円	L= 490m C= 2,120 百万円	L= 0m C= 177 百万円	L= 1,180m C= 264 百万円	L= 1,800m C= 400 百万円
その他	—	—	—	—	—
計	C= 2,961 百万円	C= 2,120 百万円	C= 177 百万円	C= 264 百万円	C= 400 百万円
進捗率 (累積)		71.6 %	77.6 %	86.5 %	100%

事業の進捗状況

これまで河川事業である新川改修事業の進捗に合わせながら、排水路の改修等を行っており、新川の改修事業の完了した下流区間に排水する第1排水区、第3排水区については、対策を完了している。

第2排水区については一部の排水路の改修を行うとともに、JR東海道線の横断水路の改修が困難であることから、上流部の自衛隊敷地内に雨水調整池を設けた。

また、新川改修の進捗に合わせて新たな雨水幹線の整備を進めており、完成後には雨水幹線に接続する排水路の改修が必要となる。

当初計画に比べて事業が遅れた理由

新川改修事業の進捗に合わせながら、限られた財源の中で、宅地化や土地区画整理事業による市街化の進行に合わせて浸水対策を事業化し、段階的な整備を行う必要があった。

【事業を巡る社会経済情勢等の変化】

事業開始当初から、宅地化や土地区画整理事業により市街化が進行しており、流域の雨水流出量が増加しているだけでなく、局地的豪雨が近年増加していることから、治水対策が急務となっている。

また、新川改修事業においては用地買収が平成13年度に完了し、平成15年度から上流区間の河川改修工事が進められており、雨水幹線の河川への接続を平成30年度に完了する予定である。

【上位計画から見た事業の有効性】

京都市基本計画	事業ごとの上位計画	具体的な効果等
☐ うるおい ☒ 活性化 ☐ すこやか ☒ まちづくり ☒ 行政経営の大綱	京都市下水道マスタープラン (平成 13 年度) 京都市水共生プラン (平成 16 年度) 京都市雨に強いまちづくり推進行動計画 (平成 26 年度) 京(みやこ)の水ビジョン (平成 29 年度) 京都市上下水道事業中期経営プラン (平成 29 年度)	浸水被害を解消し、より安全で安心な都市環境を実現する (受益者): 地域、流域の住民・事業者等

【指標による評価】

客観的評価指標	評価結果	
事業採択についての条件を確認するための指標	事業の投資効果 (費用便益分析)	$B/C = 8.77$
	事業の要件	指標該当状況： ☒ ・ 無
事業の効果や必要性を評価するための指標	評価軸に対する該当状況： 3 / 3	

3 事業の進捗の見込みの視点

【事業の実施のめど、進捗の見通し等】

本事業は，平成 26 年度に策定された「雨に強いまちづくり推進行動計画」のみならず，平成 30 年度からの「京の水ビジョン—あすをつくる—」及び「京都市上下水道事業中期経営プラン」に位置付けている。

今後は、現在実施中の雨水幹線や排水路等の整備を着実に進めることで、平成 33 年度に整備完了となる予定である。

4 対応方針案

対応方針	事業継続	事業中止	事業休止	事業再開
理由	「京都市雨に強いまちづくり推進行動計画」や「京都市水共生プラン」に位置付けられるなど、京都市における浸水対策が必要不可欠な事業であることに加え、「京の水ビジョン—あすをつくる—」や「京都市上下水道事業中期経営プラン」においても、下水道による浸水対策により 10 年に一度の降雨（62mm/時）に対する安全度の確保を図る本事業の必要性を掲げている。 また、近年増加している局地的豪雨への対応の必要性が高まっており、浸水被害を解消し、より安全で安心な都市環境を実現するには、下水道による浸水対策を着実に推進することが重要であることから、本事業の継続は妥当であると考える。			

〔箇所図〕



〔模式図〕



〔事業概要〕

事業の必要性 都市化が進展することで、地面がコンクリートやアスファルトに覆われ、大雨時に短時間で多くの雨水が下水道や河川に流入する都市型水害が発生している。



対策方法 河川整備等と連携し総合的な浸水対策を推進する。
下水道事業としては、以下の様な対策を進める。

- ・ 河川へ排水するための雨水幹線整備
- ・ 河川への流出量を抑える雨水貯留施設整備



〔写真〕



雨水幹線（新川 6 号幹線）の整備



雨水幹線工事ヤード

客観的評価指標（下水道事業（新川排水区 浸水対策事業））

【事業の要件】

環境・景観への配慮事項	・10年に1度の大雨（62mm/時）に対応する排水路の改修や、能力不足を補う雨水幹線等の整備を行うことで、大雨時の浸水被害を防止し、より安全で安心な都市環境の実現を目指す事業である。 ・工事の設計・施工に当っては、周辺環境や景観に配慮し、事業を推進している。
市民と行政のパートナーシップ	・「京の水ビジョンーあすをつくるー」作成時に市民から意見を募集している。 ・「京都市水共生プラン」，「京都市雨に強いまちづくり」に位置付けられた施策であり，良好な水環境の実現に向け，市民，行政が連携して取組を推進する。

【事業の必要性】

評価項目		評価指標	該当状況
活性化	産業・商業	■浸水軽減により観光産業の振興に寄与する。	1/1
まちづくり	道と緑	■道路冠水対策により交通機能の維持を図る事業である。 □下水道施設の多目的利用（公園施設など）に寄与する。	1/2
	くらしの水	□建設副産物や下水汚泥等の有効利用，発生抑制，減量化に寄与する。 □雨天時の河川への下水放流を削減し，水環境改善に寄与する。 □河川に清流を甦らせ，周辺の水環境を改善する。 □省資源・省エネルギーに寄与する。 ■工事や維持管理に際して，環境への負荷低減策を講じている。 □水辺環境の保全・活用に寄与する。 □資源・エネルギーの有効利用に寄与する。 □水質汚濁や悪臭などの防止に寄与する。 ■浸水軽減により，市街地の住居や企業の資産を保全する。 ■浸水に対する安全性の向上に寄与する事業である。 ■施設の耐震性やシステム全体の安全性・柔軟性の向上に寄与する。 ■河川と連携した総合的な治水対策に寄与する。 ■浸水による交通途絶による被害拡大を軽減する事業である。 □公共用水域の水質の安全性向上を図る事業である。 ■京都市下水道マスタープランに位置づけられた事業である。 ■京都市水共生プランに位置づけられた事業である。 □放流先水域の水環境保全に係る計画と整合している。	8/17
行政経営の大綱		□審議会，委員会を通じ地元意見を反映させ事業を進めている。 ■計画段階から市民参加により事業を進めている。 ■市会から事業実施に対する理解を得ている。	2/3

■費用便益分析結果総括表

【事業名】

事業名	新川排水区浸水対策事業
事業所管課	上下水道局下水道部計画課

1. 算出条件

基準年度	平成20年度
完成予定年度	平成33年度
便益算出手法	下水道事業における費用効果分析マニュアル（平成28年12月，国土交通省水管理・国土保全局下水道部）に基づく。 ■便益計測の概要 (1) 評価対象区域に対し浸水シミュレーションを実施し，被害想定（溢水量・溢水深）を算定する。 (2) 被害評価項目を設定し，評価対象区域の資産額を算定する。 (3) 被害評価項目ごとに，被害規模に相応する被害額を算定する。 (4) 各降雨条件において，対策の有無による被害額の差を被害軽減額とし，総便益を算出する。 ※ 設定した被害評価項目 マニュアルに掲げられた比較的計測可能な下記の項目について設定した。 ・一般資産（家屋，事業所等）や公共土木施設への直接被害額 ・事業所の営業停止被害や，応急対策費用等間接被害額 ・資産の被害による精神的被害打撃の解消 ※ 設定していない被害評価項目 ・人身被害や清掃労働に伴う精神的打撃の解消 ・被災可能性に対する不安の解消 ・治水安全度の向上による地価の上昇

2. 費用

	事業費	維持管理費	更新費※2	合計
単純合計	2,961	774	3,126	6,861
基準年における 現在価値(C)※1	3,030	388	609	4,027

(単位：百万円)

※1 事業費＋維持管理費＋更新費に対する基準年における現在価値

※2 検討期間（事業完了後50年）内に耐用年数を迎える施設の更新費。

3. 便益額

検討期間の総便益	88,518
基準年における 現在価値(B)※3	35,301

(単位：百万円)

※3 検討期間の総便益額に対する基準年における現在価値

4. 費用便益分析比

B/C	8.77
-----	------

平成30年度公共事業再評価対象事業調査

1 事業の概要

事業名	西羽束師川第2排水区浸水対策事業	事業所管課	上下水道局下水道部計画課	
事業区間	南区久世地区他	対象面積	97ha	
事業概要				
桂川右岸に位置する一級河川西羽束師川流域は、市街化の進行に伴う雨水流出量の増加に対し、河川や排水路の能力不足から浸水被害が発生してきた。 そこで、昭和45年度から進められている西羽束師川改修事業の進捗に合わせ、10年に1度の大雨(62mm/時)に対応する排水路の改修や新設を進めている。				
主要施設の概要				
		口径 (mm)	延長 (m)	実施状況
排水路の改修	西羽束師川 2-1 号幹線	幅員 600～2,500	1,370	施工済 (H8～H17)
	西羽束師川 2-2 号幹線	幅員 400～2,100	700	施工中 (H17以降)
排水路の新設	久世雨水分流幹線	1,350～2,600	710	施工済 (H8～H23)

2 事業の必要性等に関する視点

【事業の進捗状況】

都市計画決定	平成8年度		事業採択年度	平成8年度	
工事着手年度	平成8年度		完成予定年度	当初変更	平成34年度 平成40年度
年度	全体事業	平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
工事	L= 2,780m C= 3,530 百万円	L= 2,510m C= 2,830 百万円	L= 0m C= 0 百万円	L= 0m C= 0 百万円	L= 270m C= 700 百万円
その他	—	—	—	—	—
計	C= 3,530 百万円	C= 2,830 百万円	C= 0 百万円	C= 0 百万円	C= 700 百万円
進捗率 (累積)		80.2 %	80.2 %	80.2 %	100%

事業の進捗状況

西羽東師川 2-1 号幹線については、全線において排水路の改修が既に完了し、運用を開始している。

また、街路事業に合わせた排水路の新設である久世雨水分流幹線については、向日町上鳥羽線の街路事業実施にあわせ、整備を行い、運用を開始している。

なお、西羽東師川 2-2 号幹線については排水路の改修を進めているが、全線の改修が完了していないことから、今後も引き続き排水路改修を行っていく必要がある。

当初計画に比べて事業が遅れた理由

河川改修や街路事業の進捗に合わせ、限られた財源の中で、宅地化による市街化の進行に合わせて段階的に整備を進めてきたが、厳しい財政状況などから、本事業に予算を配分できなかったため事業が遅れた。

【事業を巡る社会経済情勢等の変化】

事業開始当初から、宅地化により市街化が進行しており、流域の雨水流出量が増加しているだけでなく、局地的豪雨が近年増加していることから、治水対策が急務となっている。

【上位計画から見た事業の有効性】

京都市基本計画	事業ごとの上位計画	具体的な効果等
☐ うるおい ☒ 活性化 ☐ すこやか ☒ まちづくり ☒ 行政経営の大綱	京都市下水道マスタープラン (平成 13 年度) 京都市水共生プラン (平成 16 年度) 京都市雨に強いまちづくり推進行動計画 (平成 26 年度) 京(みやこ)の水ビジョン (平成 29 年度) 京都市上下水道事業中期経営プラン (平成 29 年度)	浸水被害を解消し、より安全で安心な都市環境を実現する (受益者): 地域、流域の住民・事業者等

【指標による評価】

客観的評価指標	評価結果	
事業採択についての条件を確認するための指標	事業の投資効果 (費用便益分析)	$B/C = 4.81$
	事業の要件	指標該当状況： ☒ ・ 無
事業の効果や必要性を評価するための指標	評価軸に対する該当状況： 3 / 3	

3 事業の進捗の見込みの視点

【事業の実施のめど、進捗の見通し等】

本事業は、平成 26 年度に策定された「雨に強いまちづくり推進行動計画」のみならず、平成 30 年度からの「京の水ビジョン—あすをつくる—」及び「京都市上下水道事業中期経営プラン」に位置付けている。

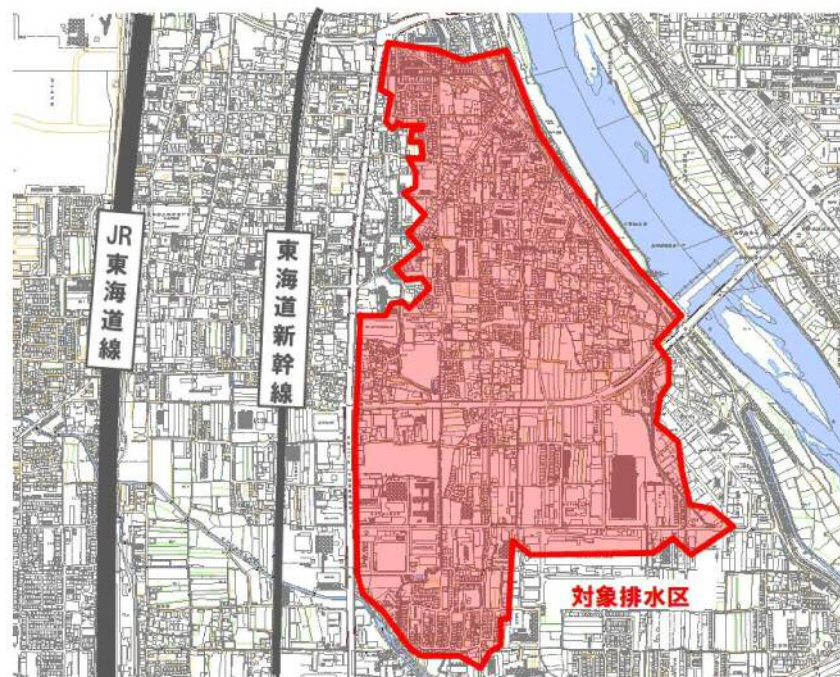
今後は、残る排水路等の整備を着実に進め、平成 40 年度に整備完了となる予定である。

4 対応方針案

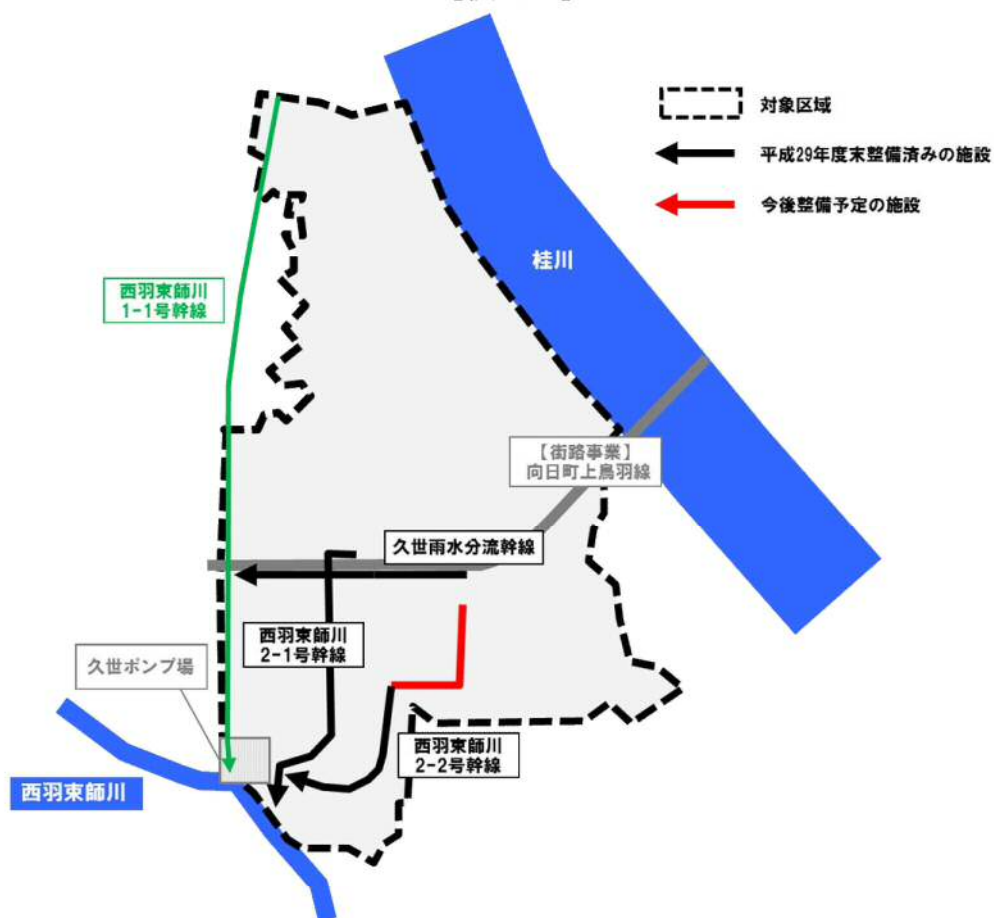
対応方針	事業継続	事業中止	事業休止	事業再開
理由	「京都市雨に強いまちづくり推進行動計画」や「京都市水共生プラン」に位置付けられるなど、京都市における浸水対策が必要不可欠な事業であることに加え、「京の水ビジョン―あすをつくる―」や「京都市上下水道事業中期経営プラン」においても、下水道による浸水対策により 10 年に一度の降雨（62mm/時）に対する安全度の確保を図る本事業の必要性を掲げている。 また、近年増加している局地的豪雨への対応の必要性が高まっており、浸水被害を解消し、より安全で安心な都市環境を実現するには、下水道による浸水対策を着実に推進することが重要であることから、本事業の継続は妥当であると考える。			

事業名：西羽束師川第2排水区浸水対策事業

[箇所図]



[模式図]



事業名：西羽束師川第2排水区浸水対策事業

〔事業概要〕

事業の必要性 都市化が進展することで、地面がコンクリートやアスファルトに覆われ、大雨時に短時間で多くの雨水が下水道や河川に流入する都市型水害が発生している。



対策方法 河川整備等と連携し総合的な浸水対策を推進する。
下水道事業としては、以下の様な対策を進める。

- ・ 河川へ排水するための雨水幹線整備
- ・ 河川への流出量を抑える雨水貯留施設整備



〔写真〕



西羽束師川 2-1 号幹線（改修後）



西羽束師川 2-2 号幹線（改修後）

客観的評価指標（下水道事業（西羽束師川第2排水区 浸水対策事業））

【事業の要件】

環境・景観への配慮事項	・10年に1度の大雨（62mm/時）に対応する排水路の改修や、能力不足を補う雨水幹線等の整備を行うことで、大雨時の浸水被害を防止し、より安全で安心な都市環境の実現を目指す事業である。 ・工事の設計・施工に当っては、周辺環境や景観に配慮し、事業を推進している。
市民と行政のパートナーシップ	・「京の水ビジョンーあすをつくるー」作成時に市民から意見を募集している。 ・「京都市水共生プラン」，「京都市雨に強いまちづくり」に位置付けられた施策であり，良好な水環境の実現に向け，市民，行政が連携して取組を推進する。

【事業の必要性】

評価項目		評価指標	該当状況
活性化	産業・商業	■浸水軽減により観光産業の振興に寄与する。	1/1
まちづくり	道と緑	■道路冠水対策により交通機能の維持を図る事業である。 □下水道施設の多目的利用（公園施設など）に寄与する。	1/2
	くらしの水	□建設副産物や下水汚泥等の有効利用，発生抑制，減量化に寄与する。 □雨天時の河川への下水放流を削減し，水環境改善に寄与する。 □河川に清流を甦らせ，周辺の水環境を改善する。 □省資源・省エネルギーに寄与する。 ■工事や維持管理に際して，環境への負荷低減策を講じている。 □水辺環境の保全・活用に寄与する。 □資源・エネルギーの有効利用に寄与する。 □水質汚濁や悪臭などの防止に寄与する。 ■浸水軽減により，市街地の住居や企業の資産を保全する。 ■浸水に対する安全性の向上に寄与する事業である。 ■施設の耐震性やシステム全体の安全性・柔軟性の向上に寄与する。 ■河川と連携した総合的な治水対策に寄与する。 ■浸水による交通途絶による被害拡大を軽減する事業である。 □公共用水域の水質の安全性向上を図る事業である。 ■京都市下水道マスタープランに位置づけられた事業である。 ■京都市水共生プランに位置づけられた事業である。 □放流先水域の水環境保全に係る計画と整合している。	8/17
行政経営の大綱		□審議会，委員会を通じ地元意見を反映させ事業を進めている。 ■計画段階から市民参加により事業を進めている。 ■市会から事業実施に対する理解を得ている。	2/3

■費用便益分析結果総括表

【事業名】

事業名	西羽束師川第2排水区浸水対策事業
事業所管課	上下水道局下水道部計画課

1. 算出条件

基準年度	平成20年度
完成予定年度	平成40年度
便益算出手法	下水道事業における費用効果分析マニュアル（平成28年12月，国土交通省水管理・国土保全局下水道部）に基づく。 ■便益計測の概要 (1) 評価対象区域に対し浸水シミュレーションを実施し，被害想定（溢水量・溢水深）を算定する。 (2) 被害評価項目を設定し，評価対象区域の資産額を算定する。 (3) 被害評価項目ごとに，被害規模に相応する被害額を算定する。 (4) 各降雨条件において，対策の有無による被害額の差を被害軽減額とし，総便益を算出する。 ※ 設定した被害評価項目 マニュアルに掲げられた比較的計測可能な下記の項目について設定した。 ・一般資産（家屋，事業所等）や公共土木施設への直接被害額 ・事業所の営業停止被害や，応急対策費用等間接被害額 ・資産の被害による精神的被害打撃の解消 ※ 設定していない被害評価項目 ・人身被害や清掃労働に伴う精神的打撃の解消 ・被災可能性に対する不安の解消 ・治水安全度の向上による地価の上昇

2. 費用

	事業費	維持管理費	更新費※2	合計
単純合計	3,533	1,374	3,533	8,440
基準年における 現在価値(C)※1	3,633	694	950	5,277

(単位：百万円)

※1 事業費＋維持管理費＋更新費に対する基準年における現在価値

※2 検討期間（事業完了後50年）内に耐用年数を迎える施設の更新費。

3. 便益額

検討期間の総便益	74,018
基準年における 現在価値(B)※3	25,402

(単位：百万円)

※3 検討期間の総便益額に対する基準年における現在価値

4. 費用便益分析比

B/C	4.81
-----	------